

# 官報

昭和五十年六月二十七日

## 参議院會議録第十八号

昭和五十年六月二十七日(金曜日)

午前十時十四分開議

### ○議事日程 第十八号

昭和五十年六月二十七日

午前十時開議

第一 自動車安全運転センター法案(内閣提出  
衆議院送付)

第二 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内  
閣提出、衆議院送付)

第三 水先法の一部を改正する法律案(衆議院  
提出)

第四 飼料の品質改善に関する法律の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 商品取引所法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

第六 地方交付税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の會議に付した案件

一、日程第一より第六まで

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正す  
る法律案(趣旨説明)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す  
る法律の一部を改正する法律案(閣法第六五  
号)(趣旨説明)

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

自動車安全運転センター法案

日程第一 自動車安全運転センター法案(内閣  
提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。交通安全対策  
特別委員長吉田忠三郎君。

#### 審査報告書

自動車安全運転センター法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月二十五日

交通安全対策特別委員長 吉田忠三郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、道路の交通に起因する障害の防  
止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資  
するため、自動車安全運転センターを設立し、当  
センターに運転免許を受けた者の自動車の運転  
に関する経歴に係る資料及び交通事故等に関する  
資料の提供、自動車の運転に関する研修の実施  
並びに交通事故等に関する調査研究等の業務を  
行わせようとするものであつて、妥當な措置と認  
める。

##### 一、費用

本法施行に必要な経費として、昭和五十年年度  
一般会計予算に出資金五千万円、自動車損害賠  
償責任保険特別会計予算に補助金一千万円がそ  
れぞれ計上されている。

自動車安全運転センター法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
た。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月二十七日

衆議院議長 前尾繁三郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 自動車安全運転センター法案

#### 自動車安全運転センター法

#### 目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 設立(第九条—第十四条)

第三章 管理(第十五条—第二十八条)

第四章 業務(第二十九条—第三十一条)

第五章 財務及び会計(第三十二条—第三十九  
条)

第六章 監督(第四十条—第四十一条)

第七章 雑則(第四十二条—第四十四条)

第八章 罰則(第四十五条—第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)  
第一条 自動車安全運転センターは、運転免許を  
受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る資  
料及び交通事故に関する資料の提供、自動車の  
運転に関する研修の実施並びに交通事故等に関  
する調査研究を行うことにより、道路の交通に  
起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等  
の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用  
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ  
による。

一 自動車 道路交通法(昭和三十五年法律第  
百五号)第二条第一項第九号に規定する自動  
車及び同項第十号に規定する原動機付自転車  
をいう。

二 交通事故 道路交通法第七十二条第一項に  
規定する交通事故をいう。

三 運転免許 道路交通法第八十四条第二項の  
第一種運転免許及び第二種運転免許をいう。

(法人格)

第三条 自動車安全運転センター(以下「セン  
ター」という。)は、法人とする。

第四条 センターは、一を限り、設立されるもの  
とする。

(資本金)  
第五条 センターの資本金は、五千万円とし、政  
府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、セン  
ターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資が  
あつたときは、その出資額により資本金を増加  
するものとする。

4 政府は、センターに出資するときは、金銭以  
外の財産を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外  
の財産の価額は、出資の日現在における時価を  
基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項  
は、政令で定める。

(名称)  
第六条 センターは、その名称中に自動車安全運  
転センターという文字を用いなければならな  
い。

2 センターでない者は、その名称中に自動車安  
全運転センターという文字を用いてはならな  
い。

(登記)  
第七条 センターは、政令で定めるところによ  
り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事  
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三  
者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

第九条 センターを設立するには、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第十条 発起人は、定款及び事業計画書を国家公安委員会に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第十一条 国家公安委員会は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。
- 三 事業の運営が健全に行われ、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することが確実であると認められること。

第十二条 国家公安委員会は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時に、それぞれ第十八条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)  
第十三条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に対し、第五条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十四条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款)

第十五条 センターは、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 評議員会に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 財務及び会計に関する事項
- 八 定款の変更に関する事項
- 九 公告の方法

2 定款の変更は、国家公安委員会の認可を受けなければならない。

(役員)

第十六条 センターに、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)  
第十七条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国家公安委員会に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十八条 理事長及び監事は、国家公安委員会が任命する。

2 理事は、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十九条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十一条 国家公安委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 国家公安委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、国家公安委員会の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、国家公安委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十三条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第二十四条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十五条 センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以上以内で組織する。

3 評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任命)

第二十六条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十七条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 運転免許を受けた者が自動車の運転に関し道路交通法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく処分違反したことを

により総理府令で定める場合に該当したとき  
に、当該違反をした者に対し、その旨を書面  
で通知すること。  
二 運転免許を受けた者の自動車の運転に関す  
る経歴に係る総理府令で定める事項を記載し  
た書面を、当該運転免許を受けた者の求めに  
応じて交付すること。

三 交通事故に関し、その発生した日時、場所  
その他総理府令で定める事項を記載した書面  
を、当該事故における加害者、被害者その他  
当該書面の交付を受けることについて正当な  
利益を有すると認められる者の求めに応じて  
交付すること。

四 運転免許を受けた者で自動車の運転に関し  
高度の技能及び知識を必要とする業務に従事  
するもの又は運転免許を受けた青少年に対  
し、その業務の態様に応じて必要とされ、又  
はその資質の向上を図るために必要とされる  
自動車の運転に関する研修を実施すること。

五 自動車の安全な運転に必要な技能に関する  
調査研究その他道路の交通に起因する障害の  
防止に資するための調査研究を行うこと。  
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務  
七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的  
を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第七号に掲げる業務を行  
うときは、国家公安委員会の認可を受け  
なければならぬ。  
3 第一項第一号から第三号までに規定する書面  
の様式は、総理府令で定める。

(業務方法書)  
第三十条 センターは、業務の開始前に、業務方  
法書を作成し、国家公安委員会の認可を受け  
なければならぬ。これを変更しようとするとき  
も、同様とする。  
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理  
府令で定める。

(照会)

第三十一条 センターは、第二十九条第一項第一  
号から第三号までに掲げる業務を行うため必要  
な事項について、警察庁又は都道府県警察に照  
会することができる。この場合において、警察  
庁又は都道府県警察は、照会に係る事項をセン  
ターに通知するものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)  
第三十二条 センターの事業年度は、毎年四月一  
日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)  
第三十三条 センターは、毎事業年度、予算、事  
業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の  
開始前に、国家公安委員会の認可を受けなけれ  
ばならない。これを変更しようとするときも、  
同様とする。

(財務諸表)  
第三十四条 センターは、毎事業年度、財産目  
録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸  
表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後  
三月以内に国家公安委員会に提出して、その承  
認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を国  
家公安委員会に提出するときは、これに、予算  
の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告  
書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事  
の意見書を添付しなければならない。  
(利益及び損失の処理)  
第三十五条 センターは、毎事業年度、損益計算  
において利益を生じたときは、前事業年度から  
繰り越した損失をうめ、なお残余があるとき  
は、その残余の額は、積立金として整理しなけ  
ればならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において  
損失を生じたときは、前項の規定による積立金  
を減額して整理し、なお不足があるときは、そ  
の不足額は、繰越欠損金として整理しなければ  
ならない。

(借入金)

第三十六条 センターは、資金の借入れ(借換え  
を含む。)をしようとするときは、国家公安委員  
会の認可を受けなければならない。  
(財産の処分等の制限)  
第三十七条 センターは、総理府令で定める重要  
な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しよう  
とするときは、国家公安委員会の認可を受けな  
ければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十八条 センターは、役員及び職員に対する  
給与及び退職手当の支給の基準を定めようとし  
るときは、国家公安委員会の承認を受けなけれ  
ばならない。これを変更しようとするときも、  
同様とする。

(総理府令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、セ  
ンターの財務及び会計に關し必要な事項は、総  
理府令で定める。

第六章 監督

第四十条 センターは、国家公安委員会が監督す  
る。

2 国家公安委員会は、この法律を施行するため  
必要があると認めるときは、センターに対し、  
その業務に關し監督上必要な命令をすることが  
できる。  
(報告及び検査)  
第四十一条 国家公安委員会は、この法律を施行  
するため必要があると認めるときは、センター  
に対しその業務に關し報告をさせ、又は警察庁  
の職員にセンターの事務所その他の事業場に立  
ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他  
の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ  
の身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しな  
ければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解してはならぬ。

第七章 雑則

(連絡等)  
第四十二条 センターは、その業務の運営につ  
いて、都道府県警察と密接に連絡するものとな  
す。

2 都道府県警察は、センターに対し、その業務  
の円滑な運営が図られるように、必要な配慮を  
加えるものとする。  
(解散)  
第四十三条 センターの解散については、別に法  
律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十四条 内閣総理大臣は、第三十七条又は第  
三十九条の規定による総理府令を定めようとし  
るときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 国家公安委員会は、次の場合には、大蔵大臣  
に協議しなければならない。  
一 第二十九条第二項、第三十条第一項、第三  
十三条、第三十六条又は第三十七条の規定に  
よる認可をしようとするとき。  
二 第三十四条第一項又は第三十八条の規定に  
よる承認をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十五条 第二十七条の規定に違反した者は、  
一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処す  
る。

第四十六条 第四十一条第一項の規定による報告  
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の  
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し  
た場合には、その違反行為をしたセンターの役  
員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合  
には、その違反行為をしたセンターの役員は、  
三万円以下の過料に処する。

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

自動車安全運転センター法案 鉄道敷設法の一部を改正する法律案外一件

六六六

一 この法律の規定により国家公安委員会の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十条第二項の規定による国家公安委員会の命令に違反したとき。

第四十八条 第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に自動車安全運転センターという文字を用いている者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十一年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中自動車競技会の項の次に次のように加える。

自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第...号)
-------------	----------------------------

(法人税法の一部改正)  
第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の次に次のように加える。

自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第...号)
-------------	----------------------------

(印紙税法の一部改正)  
第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第二中市街地再開発組合の項の次に次のように加える。

自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第...号)
-------------	----------------------------

(登録免許税法の一部改正)  
第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第二中雇用促進事業団の項の次に次のように加える。

自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第...号)
-------------	----------------------------

(地方税法の一部改正)  
第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第七十二条の四第一項第三号中「及び国際協力事業団」を、「国際協力事業団及び自動車安全運転センター」に改める。  
第七十三条の四第一項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 自動車安全運転センターが自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第...号)第二十九条第一項第四号又は第五号に規定する業務の用に供する不動産で政令

で定めるもの  
第三百四十八条第二項に次の一号を加える。  
三十一 自動車安全運転センターが自動車安全運転センター法第二十九条第一項第四号又は第五号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

〔吉田忠三郎君登壇、拍手〕

○吉田忠三郎君 たいま議題となりました自動車安全運転センター法案について、交通安全対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
本法律案は、最近の交通事故の減少傾向を定着させるための施策の一環として、自動車安全運転センターを設立し、交通事故等の防止及び自動車の運転者等の利便の増進に資するための業務を行わせようとするものでございます。

その主な内容は次のとおりであります。  
第一に、自動車安全運転センターを政府の全額出資により設立すること。  
第二に、本センターの業務として、道路交通法の規定等に違反したることにより、運転者の累積点数が運転免許の効力の停止を受ける直前の段階に達した者に対して、その旨を通知すること。  
運転免許を受けた者の求めに応じ、無事故無違反などの運転経歴を記載した書面を交付すること。  
交通事故の被害者等の求めに応じ、交通事故証明書を交付すること。  
運転免許を受けた者で、高度の運転技能及び知識を必要とする者並びに青少年に対し、運転に関する研修を行うこと。  
安全な運転に必要な技能に関する調査研究を行うこと。

以上が本センターの業務であります。  
その他、本センターの組織、財務、会計、監督等に関する規定を設けております。  
委員会におきましては、本センター設立の必要性及び今後の運営方針、交通安全対策の実施状況等、交通安全問題全般にわたり熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了いたし、別に討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第三 水先法の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長宮崎正義君。

審査報告書

鉄道敷設法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十年六月二十六日  
参議院議長 河野 謙三殿  
運輸委員長 宮崎 正義

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、京都府北部に必要な鉄道を整備するため、鉄道敷設法の別表に定められている予定鉄道路線のうち、京都府宮津より河守に至る鉄道の終点河守を福知山に変更しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため別に費用を要しない。

鉄道敷設法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十年五月八日

衆議院議長 前尾繁三郎  
参議院議長 河野 謙三殿

鉄道敷設法の一部を改正する法律案  
鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部

を次のように改正する。  
別表中「別表」を「別表第一条関係」に改め、

同表第七十九号ノ二中「河守」を「福知山」に改める。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

水先法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月二十六日

運輸委員長 宮崎 正義  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、船舶交通の安全を確保するため、水先人を乗り込ませなければならぬ港または水域のうち一定のものについては、当該港または当該水域における船舶交通の状況等を考慮して、政令で水先人を乗り込ませなければならぬ船舶を別に定めることができることとし

ようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用  
本法施行のため別に費用を要しない。

水先法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年六月十七日

衆議院議長 前尾繁三郎  
参議院議長 河野 謙三殿

水先法の一部を改正する法律案  
水先法(昭和二十四年法律第二百一十二号)の一部

を次のように改正する。  
第十三条中「船舶を除く。」の下に「次項において

同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。  
2 前項の政令で定める港又は水域のうち政令で定めるものについては、同項各号に掲げる船舶の範囲内において、当該港又は当該水域における自然的条件、船舶交通の状況、水先業務の態勢その他の事情を考慮して、政令で、同項本文の水先人を乗り込ませなければならぬ船舶を別に定めることができる。この場合において、

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔宮崎正義君登壇、拍手〕  
○宮崎正義君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、鉄道敷設法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本法法律案は、鉄道敷設法の別表に定められてい

る、京都府宮津より河守に至るいわゆる宮守線の終点を福知山まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、総合的な交通体系から見た国鉄新線建設のあり方、宮守線延長の必要性和その効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、水先法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法法律案は、衆議院運輸委員長提出によるものであります。その内容は、船舶交通の安全を確保するため、強制水先の港及び水域のうち一定のものについては、船舶交通の状況等を考慮して、水先人を乗り込ませなければならぬ船舶を別に政令で定めることができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院運輸委員長、政府委員に対して質疑が行われましたが、その主なものは、本改正案提出の背景、水先業務の現況及び今後の拡充強化の方針、その他海上交通安全対策に関する諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長佐藤隆君。

審査報告書

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十年六月二十六日

農林水産委員長 佐藤 隆  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法法律案は、最近における飼料をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、飼料の安全性の確保を図るため、法律の題名及び目的を改め、定義規定を整備し、飼料及び飼料添加物につき基準又は規格を設定してその製造、販売等の規制を行うとともに、飼料の品質の改善に資するため、飼料登録の制度に代えて公定規格適合表示の制度を設け、並びに飼料の栄養成分に関する品質の表示制度の拡充を図る等の改正を加えようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

附帯決議

政府は、最近における飼料原料の需給のひつ迫及び価格の高騰等の推移にかんがみ、国内自給体制の充実強化、原料輸入の確保、備蓄体制の確立

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用  
本法施行に要する経費として、昭和五十年年度一般会計予算に約一千百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、最近における飼料原料の需給のひつ迫及び価格の高騰等の推移にかんがみ、国内自給体制の充実強化、原料輸入の確保、備蓄体制の確立

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

等を推進してその安定的確保を図り、畜産農家の自衛防疫の促進等環境衛生対策を整備充実するとともに、本法施行にあつては左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、飼料及び飼料添加物の製造方法等の基準及び成分規格の設定等を速やかに行うとともに、飼料添加物の指定等にあつては、現行の飼料添加物公定書収載品目を安全性の見地から早急に見直し、また、人畜共通の抗生物質等の添加物については今後分離の方向で検討すること。

なお、ニトロフラン系添加物については、使用抑制の方向で早急に検討すること。

二、いわゆる石油たん白及びこれに類する新飼料の開発にあつては、科学的根拠に基づいてその安全性が確認され国民的合意が得られるまでは製造販売を認めないこと。

三、栄養成分等に係る表示の基準については、本法の趣旨に即した方向で原料の配合割合についても表示するよう努めるとともに、配合飼料等に係る銘柄数についても減少するよう指導すること。

四、農業資材審議会の飼料関係部会の果たす役割の重要性にかんがみ、中立公正な委員により科学的基礎に立脚した慎重な審議がなされるよう措置するとともに、安全性等に関するデータについては原則として公開すること。

五、本法に基づく諸規制を公正かつ円滑に運用するため、試験研究機関及び検査体制について抜本的な整備充実を図ること。

六、安全性の見地から設定される畜産物に係る食品の基準、規格については、速やかにその整備に努めること。

七、本法の趣旨を関係者に十分周知徹底させるとともに、飼料の自家配合の普及奨励に資するよう飼料原料の関税免除等所要の措置を講ずること。

八、養殖水産動物に係る飼料については、飼料及

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

び飼料添加物につき早急にその基準、規格を整備すること。  
右決議する。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十年六月五日  
衆議院議長 前尾繁三郎  
参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次  
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 飼料の製造等に関する規制(第二条の二・第二条の八)

第三章 飼料の公定規格及び表示の基準(第三条―第九条)

第四章 指定検定機関(第十条・第十五条の七)

第五章 雑則(第十六条―第二十六条)

第六章 罰則(第二十七条―第三十二条)

附則  
第一章 総則  
第一条を次のように改める。

六六八

等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。  
この法律において「家畜等」とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。  
第二条第三項中「飼料」の下に「又は飼料添加物」を、「の製造」の下に「(配合及び加工を含む。以下同じ。)」を加え、「者をいう」を「者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物で、農林大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

第二条の次に次の一章及び章名を加える。  
第二章 飼料の製造等に関する規制  
(基準及び規格)

第二条の二 農林大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物(家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。)が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物(家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。)の生産が阻害されることを防止する見地から、農林省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。  
3 第一項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。  
(製造等の禁止)

第二条の三 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林省令で定める授与を含む。以下同じ。)の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すること。  
二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。

三 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。  
四 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。  
(検定及び表示)

第二条の四 第二条の二第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの(以下「特定飼料等」という。)は、農林省令で定めるところにより、農林省の機関又は農林大臣が指定した者が行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売しては



ならない。

2 前項の表示の様式及び表示の方法について必要な事項は、農林省令で定める。

3 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。  
(合格の表示の禁止等)

2 農林省の機関及び前条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、特定飼料等又はその容器若しくは包装に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 農林省の機関又は前条第一項の農林大臣が指定した者は、特定飼料等について同項の検査を行い、これが第二条の二第一項の規定により定められた当該特定飼料等に係る規格に適合している場合でなければ、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に前条第一項の表示を付してはならない。

3 前条第一項の表示の付してある容器又は包装材料は、その表示を除去し、又はまつ消した後でなければ、再び特定飼料等の容器又は包装材料として用いてはならない。  
(有害な物質を含む飼料等の販売の禁止)

2 第二条の六 農林大臣は、次に掲げる飼料の含有を含む飼料の使用が原因となつて有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害され、又はその飼料又は飼料と認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の販売を禁止することができ、  
一 有害な物質を含む飼料又は飼料添加物  
二 病原微生物により汚染された飼料又は飼料添加物  
三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

(廃棄等の命令)

2 第二条の七 農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害され、又はその飼料又は飼料と認めるときは、必要限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができ、  
一 第二条の三第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物  
二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第二条の四第一項の表示が付されていないもの  
三 前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料添加物  
(飼料製造管理者)

2 第二条の八 第二条の二第一項の規定により製造の方法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして政令で定めるものの製造業者(農林省令で定める者を除く)は、その飼料又は飼料添加物の製造を实地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に関し農林省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置かなければならない。ただし、当該資格を有する製造業者が自ら飼料製造管理者となつて管理する事業場については、この限りでない。

2 飼料製造管理者は、当該事業場において、その管理に係る飼料又は飼料添加物の製造につき、この法律又はこの法律に基づく処分違反が行われないように必要な注意をしなければならぬ。  
3 第一項に規定する製造業者は、飼料製造管理

者を置き、又は自ら飼料製造管理者となつたときは、一月以内に、農林大臣に、飼料製造管理者の氏名又は自ら飼料製造管理者となつた旨その他農林省令で定める事項を届け出なければならぬ。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。  
4 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。  
第三章 飼料の公定規格及び表示の基準  
第三条を削り、第三条の二の見出し中「の設定」を削り、同条第一項中「第一条に規定する目的を達成するを」飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るに、「成分量を」栄養成分量(飼料が含有しているたん白、脂肪その他の栄養成分を百分比で表したものをいう。以下同じ。)に改め、「その他の下に」栄養成分に「を加え、同条第二項中「以下」を「第四項において」、「省令」を「農林省令」に改め、同条第四項中「及び学識経験のある者を削り、「聞く」を「聴く」に改め、同条第五項中「省令」を「農林省令」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三条とする。  
6 第二条の二第二項の規定は公定規格の設定、改正又は廃止について、第二項から前項までの規定は公定規格の改正又は廃止について準用する。  
第三条の三及び第三条の四を削る。  
第四条から第九条までを次のように改める。  
(規格適合表示)  
第四条 農林省の機関又は農林大臣が指定した者は、農林省令で定める検定の方法に従い、公定規格が定められている種類の飼料(以下「規格設定飼料」という。)について公定規格による検定を行ったときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、公定規格に適合していることを示す特別な表示(以下「規格適合表示」という。)を付することができる。都道府県が、条例で定めるところにより、その農林省令で定める検定の方法に従い、規格設定飼料について公定

規格による検定を行ったときも、同様とする。  
2 農林省の機関、都道府県又は前項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料の製造業者若しくは輸入業者が行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該製造業者若しくは輸入業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができる。  
3 第二条の四第二項の規定は、規格適合表示について準用する。  
5 前条第二項の規定により規格適合表示を付することができる規格設定飼料の製造業者又は輸入業者で農林大臣の認定を受けたものは、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、同条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておくことができる。  
2 前項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料は、前条第一項の規定による検定が行われた後でなければ、販売してはならない。  
3 第一項の規定により規格適合表示を付した規格設定飼料の製造業者又は輸入業者は、規格適合表示が当該規格設定飼料に係る前条第一項の規定による検定の結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その規格適合表示を除去し、又はまつ消しなければならぬ。  
4 第一項の認定の技術的基準その他認定に関し必要な事項は、農林省令で定める。  
(規格適合表示の禁止等)  
6 農林省の機関、都道府県及び第四条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただ

規格による検定を行ったときも、同様とする。  
2 農林省の機関、都道府県又は前項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料の製造業者若しくは輸入業者が行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該製造業者若しくは輸入業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができる。  
3 第二条の四第二項の規定は、規格適合表示について準用する。  
5 前条第二項の規定により規格適合表示を付することができる規格設定飼料の製造業者又は輸入業者で農林大臣の認定を受けたものは、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、同条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておくことができる。  
2 前項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料は、前条第一項の規定による検定が行われた後でなければ、販売してはならない。  
3 第一項の規定により規格適合表示を付した規格設定飼料の製造業者又は輸入業者は、規格適合表示が当該規格設定飼料に係る前条第一項の規定による検定の結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その規格適合表示を除去し、又はまつ消しなければならぬ。  
4 第一項の認定の技術的基準その他認定に関し必要な事項は、農林省令で定める。  
(規格適合表示の禁止等)  
6 農林省の機関、都道府県及び第四条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただ

規格による検定を行ったときも、同様とする。  
2 農林省の機関、都道府県又は前項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料の製造業者若しくは輸入業者が行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該製造業者若しくは輸入業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができる。  
3 第二条の四第二項の規定は、規格適合表示について準用する。  
5 前条第二項の規定により規格適合表示を付することができる規格設定飼料の製造業者又は輸入業者で農林大臣の認定を受けたものは、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、同条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておくことができる。  
2 前項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料は、前条第一項の規定による検定が行われた後でなければ、販売してはならない。  
3 第一項の規定により規格適合表示を付した規格設定飼料の製造業者又は輸入業者は、規格適合表示が当該規格設定飼料に係る前条第一項の規定による検定の結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その規格適合表示を除去し、又はまつ消しなければならぬ。  
4 第一項の認定の技術的基準その他認定に関し必要な事項は、農林省令で定める。  
(規格適合表示の禁止等)  
6 農林省の機関、都道府県及び第四条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただ

規格による検定を行ったときも、同様とする。  
2 農林省の機関、都道府県又は前項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料の製造業者若しくは輸入業者が行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該製造業者若しくは輸入業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができる。  
3 第二条の四第二項の規定は、規格適合表示について準用する。  
5 前条第二項の規定により規格適合表示を付することができる規格設定飼料の製造業者又は輸入業者で農林大臣の認定を受けたものは、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、同条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておくことができる。  
2 前項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料は、前条第一項の規定による検定が行われた後でなければ、販売してはならない。  
3 第一項の規定により規格適合表示を付した規格設定飼料の製造業者又は輸入業者は、規格適合表示が当該規格設定飼料に係る前条第一項の規定による検定の結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その規格適合表示を除去し、又はまつ消しなければならぬ。  
4 第一項の認定の技術的基準その他認定に関し必要な事項は、農林省令で定める。  
(規格適合表示の禁止等)  
6 農林省の機関、都道府県及び第四条第一項の農林大臣が指定した者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただ

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

六七〇

し、規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が同条第二項又は前条第一項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合には、この限りでない。

2 農林省の機関、都道府県又は第四条第一項の農林大臣が指定した者は、規格設定飼料について同項の検定を行い、これが公定規格に適合している場合でなければ、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してはならない。

3 規格適合表示の付してある容器又は包装材料は、その規格適合表示を除去し、又はまつ消した後でなければ、再び飼料の容器又は包装材料として用いてはならない。

(改善命令等)

第七条 農林大臣は、規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が第四条第二項の規定に基づき行う検定の業務(規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が同項又は第五条第一項の規定に基づき規格適合表示を付することを含む。)が適当でないとき、当該製造業者又は輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は第四条第二項若しくは第五条第一項の規定に基づき付された規格適合表示の除去若しくはまつ消を命ずることができる。

(表示の基準)

第八条 農林大臣は、飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難である飼料で、使用上当該品質を識別することが特に必要であるため当該品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定めるものについて、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 栄養成分量、原料又は材料その他品質につき表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、輸入業者又は販売業者が

遵守すべき事項

2 第二条の二第二項並びに第三条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。(指示等)

第九条 農林大臣は、前条第一項の規定により定められた同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の規定により定められた同項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林大臣は、前項の指示に従わない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

第九條の次に次の章名を付する。

第四章 指定検定機関

第十条から第十五条の二までを次のように改める。

(指定)

第十条 第二条の四第一項又は第四条第一項の指定は、検定(第二条の四第一項又は第四条第一項前段の規定による検定をいう。以下同じ。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十五条の六の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうち、第一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第十二条 農林大臣は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 農林省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。
- 二 農林省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定を実施し、その数が農林省令で定める数以上であること。
- 三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検定が公正になるおそれがないものであること。

五 検定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(検定の義務)

第十三条 第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けた者(以下「指定検定機関」という。)は、検定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2 指定検定機関は、検定を行うときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を用い、かつ、同条第二号に規定する者に検定を実施させなければならない。

(検定施設の変更等)

第十四条 指定検定機関は、検定を行う検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、農

林大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十五条 指定検定機関は、検定の業務の開始前に、農林省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の規定による届出に係る業務規程が検定の業務の公正な実施を図るため適当でないとき認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休止等)

第十五条の二 指定検定機関は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

- 一 検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- 二 役員を選任し、又は解任したとき。
- 三 第十五条の二の次に次の五条を加える。

(事業報告書等)

第十五条の三 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林大臣に提出しなければならない。

(役員及び職員)の地位)

第十五条の四 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第十五条の五 農林大臣は、指定検定機関が第十二条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十五条の六 農林大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しく



は一部の停止を命ずることが出来る。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第十五条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十五条の七 指定検定機関は、農林省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定に関し農林省令で定める事項を記載し、これを保存しななければならない。

第十六条の見出し中「宣伝等」を「宣伝」に改め、同条第一項中「製造業者」を「第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者」に、「飼料の成分量又はその」を「当該飼料又は飼料添加物の成分又は」に改め、同条第二項を削り、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第十七条中「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に、「使用して」を「用いて」に改める。

第十八条を次のように改める。

(製造業者等の届出)

第十八条 第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者(農林省令で定める者を除く)は、その事業を開始した日から一月以内に、農林大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

四 その他農林省令で定める事項

2 新たに第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められたため前項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、同項に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、その日から一月以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

第十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第一項中「登録飼料」を「第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物」に、「当該飼料」を「当該飼料又は飼料添加物」に改め、同条第二項中「登録飼料」を「前項に規定する飼料又は飼料添加物」に、「又は輸入業者」を「輸入業者又は販売業者」に、「当該飼料」を「当該飼料又は飼料添加物」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公示)

第十九条の二 農林大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二条第三項、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定をしたとき。

二 第二条の六の規定による禁止をしたとき。

三 公定規格又は第八条第一項の表示の基準となるべき事項の設定、改正又は廃止をしたとき。

四 第十四条又は第十五条の二(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出があつたとき。

五 第十五条の六の規定により指定を取り消し、又は検定の業務の停止を命じたとき。

第二十条中「農林大臣は」の下に、「この法律の施行に必要な限度において」を加え、「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関から、その業務又は経理の状況に関し必要な報告を徴することができる。

第二十一条第一項中「飼料の取締上必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において」に、「又は飼料」を「又は飼料若しくは飼料添加物」に、「その他飼料」を「その他飼料又は飼料添加物」に、「若しくは保管」を「又は保管」に、「飼料」を「飼料若しくは飼料添加物」に、「その原料」を「これらの原料」に、「帳簿書類」を「帳簿、書類その他の物件」に、「分析検査」を「試験」に改め、同条第四項中「又はその」を「若しくは飼料添加物又はこれらの」に、「分析検査を」試験の結果」に改め、「新聞その他の方法により」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「省令」を「農林省令」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第二十二條から第二十四條までを次のように改める。

(公衆衛生の見地からする要請等)

第二十二條 厚生大臣は、公衆衛生の見地から必要があるとき、農林大臣に対し、第二條第三項の指定、第二條の二第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二條の六の規定による禁止若しくは第二條の七の規定による命令に関し意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができる。

(手数料)

第二十三條 検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定検定機関の検定を受けようとする場合)にあつては、当該指定検定機関)に納付しなければならない。

2 前項の手数料は、国庫(指定検定機関に納付されたものは、当該指定検定機関)の収入とする。

(聴聞)

第二十四條 農林大臣は、第十五條の六の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二十四條の次に次の三條を加える。

(指定検定機関がした処分に係る審査請求)

第二十四條の二 指定検定機関がした検定の業務に係る処分に不服がある者は、農林大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手續における聴聞)

第二十四條の三 この法律に基づく処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、第二十四條の例により公開による聴聞をした後に行ななければならない。

(輸出用飼料等に関する特例)

第二十四條の四 輸出用又は試験研究用の飼料又は飼料添加物については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第二十五條第二項及び第三項を削る。

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

六七二

第二十六条を次のように改める。  
(経過措置)

第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十六条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第二十七条の前の見出しを削り、同条から第二十九条までを次のように改める。

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の三の規定に違反した者

二 第二条の六の規定による禁止に違反した者

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の四第一項の規定に違反した者

二 第二条の五第一項又は第三項の規定に違反した者

三 第二条の七の規定による命令に違反した者

四 第二条の八第一項の規定に違反した者

五 第五条第二項又は第三項の規定に違反した者

六 第六条第一項又は第三項の規定に違反した者

七 第十六条の規定に違反した者

八 第十七条の規定に違反した者

第二十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の五第二項の規定に違反したとき

二 第四条第二項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けず、製造業者又は輸入業者

に検定に関する業務を行わせ、又は規格適合表示を付させたとき。

三 第六条第二項の規定に違反したとき。

四 第十五条の六の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

第三十条中「左の」を「次の」に、「一十万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第三条」を「第十八条」に、「しない者」を「せず」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「しない者」を「せず」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「飼料、その原料若しくはその材料又は業務に関する帳簿書類の検査」を「検査若しくは収去」に、「虚偽の陳述」を「答弁」をせず、若しくは虚偽の答弁」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十条第二項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十一条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十一条中「前四条」を「第二十七条、第二十八条又は第三十条」に、「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

第三十二条を削り、第三十三条中「第十条、第十八条又は第十九条の規定に違反した」を「次の各号の一に該当する」に、「二千円」を「三万円」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第三十二条とする。

一 第二条の八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第一項若しくは第二項の規定による記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定による保存をしなかつた者

附則  
一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「新法」という。)第二条第三項の指定、新法第二条の二第一項の規定による基準又は規格の設定、新法第二条の四第一項及び新法第二条の八第一項の政令の制定の立案並びに新法第三条第一項の公定規格及び新法第八条第一項の表示の基準となるべき事項の設定については、農林大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができる。

3 この法律の施行の日の前日までの間は、農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)第三十四条第一項の表農業資材審議会の項中「農業及び」とあるのは、「農業、飼料、飼料添加物及び」とする。

4 この法律の施行前に改正前の飼料の品質改善に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による届出をした者は、新法第十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 農林省設置法の一部を次のように改正する。  
第四条第三十八号の三及び第四十一条第五号の二中「飼料の登録及び」を「飼料及び飼料添加物に関する基準及び規格の設定並びに」に改める。  
第二十三条第一項中「肥料及び飼料の検査を行なう」を「次に掲げる事項を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 肥料並びに飼料及び飼料添加物の検査

二 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定の指導監督  
第三十四条第一項の表農業資材審議会の項中「及び」を「、農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)」に、「行なう」を「行う」に、「農業及び」を「農業、飼料、飼料添加物及び」に改める。

7 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。  
第三十三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。  
四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

〔佐藤隆君登壇、拍手〕  
○佐藤隆君 御報告いたします。  
本法律案は、最近における飼料をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、飼料の安全性の確保を図るため、法律の題名及び目的を改め、定義規定を整備し、飼料及び飼料添加物につき基準または規格を設定してその製造、販売等の規制を行うとともに、飼料の品質の改善に資するため、飼料登録の制度にかえて公定規格適合表示の制度を設け、並びに飼料の栄養成分に関する品質の表示制度の拡充を図る等の改正をしようとするものであります。

委員会におきましては、飼料、飼料添加物及び畜産物の安全性の確保、飼料の栄養成分等の表示の基準のあり方、試験研究機関及び検査体制などをめぐって各般の質疑が行われ、この間参考人の意見も徴し、慎重に審査を行いました。

質疑を終りましたところ、公明党及び日本共産党より修正案が提案され、また、公明党より原

案及び日本共産党修正案に反対の討論があり、続いて順次採決の結果、両修正案は賛成少数をもって否決、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長林田修紀夫君。

審査報告書  
商品取引所法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月二十六日  
商工委員長 林田修紀夫  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における大衆参加の著しい増加等に伴い、商品取引所制度の正常な機能を阻害する種々の問題が生じていることにかんがみ、受託業務の適正化を図り、商品取引員に対する委託者の保全措置を強化するとともに商品市場における売買取引についての監督を厳しくしようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。  
二、費用  
本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議  
政府は、本法の施行にあたり、商品取引所の健全な運営を図るとともに、委託者保護に万全を期するため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、商品取引所制度の一層の改善を促進するため、従業員の生活安定に留意しつつ取引所の整理統合、商品取引所の中央機関の設置等残された問題について引き続き検討を加えること。

二、上場商品の整理または追加に際しては、経済事情を勘案するとともに、関係者の意見も十分考慮すること。

三、過当投機と紛議を未然に防止するため、当業者主義の原則に基づき商品取引所の機能の正常化を図り、一般大衆の参加は過度にならないよう一定の制限を設けることを検討すること。

四、商品取引所の公正中立な運営を図るため、商品取引所の役員に会員以外の第三者を選出するよう指導を強めること。

五、外務員の権能の拡大に伴い、商品取引員及び外務員の資質の向上を図るよう指導を一層強化すること。

六、国民に商品取引所制度の機能、役割について正しい理解を持たせるとともに、実際の商品取引及びその危険性についても広報活動を充実させること。

右決議する。

商品取引所法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年六月二十日  
商品取引所法の一部を改正する法律案

衆議院議長 前尾繁三郎  
参議院議長 河野 謙三殿

商品取引所法の一部を改正する法律案  
商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の「第九十七條の六」を「第九十七條の十六」に、「第九十七條の七」を「第九十七條の十七」に改める。

「第九十七條の八」を「第九十七條の十八」に改める。

「第九十七條の九」を「第九十七條の十九」に改める。

「第九十七條の十」を「第九十七條の二十」に改める。

「第九十七條の十一」を「第九十七條の二十一」に改める。

「第九十七條の十二」を「第九十七條の二十二」に改める。

「第九十七條の十三」を「第九十七條の二十三」に改める。

「第九十七條の十四」を「第九十七條の二十四」に改める。

「第九十七條の十五」を「第九十七條の二十五」に改める。

「第九十七條の十六」を「第九十七條の二十六」に改める。

「第九十七條の十七」を「第九十七條の二十七」に改める。

引する商品市場に上場する商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三條第一項の政令で定めるものを含む)の売買等の業務及びこれに附帯する業務以外の業務(以下「兼業業務」という)を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう)を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

第五十條の次に次の一条を加える。  
(勸告)

第五十條の二 主務大臣は、商品取引員の商品市場における売買取引の受託に関する業務の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該商品取引員に対し、兼業業務又は当該商品取引員が第四十七條の二第二項に規定する支配関係を持つてゐる法人の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五十二條第一項中「同項の許可」の下に「(同条第四項の許可の更新を含む。)」を加え、「その許可を、同条第一項の許可」に改める。

第五十三條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十一條第四項の規定により同条第一項

第六七三

の許可が効力を失つたとき。  
 第五章中第五十四条の次に次の一条を加える。  
 (受託に係る財産の管理)

第五十四条の二 商品取引員は、商品市場における売買取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものに限る)の価額に相当する財産については、主務省令で定めるところにより、これを管理しなければならない。  
 第八十六条の見出し中「提出を」提出等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 取引所は、当該取引所の開設する商品市場における一の会員の自己の計算による売買取引であつて決済を結了していないものの数量が商品ごとに主務省令で定める数量を超えることとなつた場合その他その商品市場における売買取引の状況が主務省令で定める要件に該当することとなつた場合には、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第九十条中「買占、売りくずし」を「買占め、売崩し」に、「行われを」行われ若しくは行われるおそれがあり」に、「形成され」と認められる」を「形成され若しくは形成されるおそれがある」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第九十一条の見出しを「(受託業務を行う場所の制限)」に改め、同条第一項中「場所」を「商品市場における売買取引の委託を受けては」を「場所をその受託業務を行う場所としては」に改める。

第九十一条の二の見出しを「(外務員)」に改め、同条第一項中「その者」について当該商品取引員が取引所の行なう外務員の登録を受けているもの以外の人に「を」を削り、「場所」を「場所」その商品取引員のために「を」を「委託を勧誘させては」を「受託又は委託の勧誘を行うもの(以下「外務員」という。))」に改め、取引所の行なう登録を受けなければ「に」改め、同条第三項中「委託の勧誘」を「受託若

しくは委託の勧誘」に、「委託を勧誘させる」を「受託若しくは委託の勧誘を行わせる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の登録に係る者(以下「登録外務員」という。))の資格」を「登録外務員の資格、その属する営業所に、行なわなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員(以下「登録外務員」という。))以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 登録外務員は、前条第一項の営業所以外の場所での商品取引員のために商品市場における売買取引の委託を受けようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ売買取引の委託の条件その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。

6 外務員は、その所属する商品取引員に代わつて、商品市場における売買取引の受託又は委託の勧誘に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

第九十四条第二項を削る。

2 前項の受託業務保証金の額は、次項に規定する場合を除き、次の各号に規定する額の合計額とする。

一 本店につき六十万円以上九百万円以下で商品ごとに政令で定める金額と受託業務を行う従たる営業所につき当該営業所の数に二十万円以上三百万円以下で商品ごとに政令で定める金額を乗じて得た金額との合計額  
 二 受託に係る商品市場における売買取引であつて毎月の各営業日において決済を結了してないものの数量及び当該商品市場における当該各営業日の最終価格並びに前条第二項の規定により主務大臣が定める料率を基準とし

て、その月の末日において、主務省令で定める方法により算定した額  
 第九十七条の二第六項を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に、「第二項」に規定する割合による」を「従たる営業所に係る第二項第一号の政令で定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 商品取引員が主務大臣が指定する者(以下「指定弁済機関」という。))と、当該商品取引員が商品市場における売買取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合に指定弁済機関が当該商品取引員に代わつてその債務の額のうち前項第二号に規定する額に主務省令で定める率を乗じて得た額(以下「最低弁済額」という。))以上の額につき当該売買取引を委託した者に対し弁済する契約(以下「弁済契約」という。))を締結しているときは、第一項の受託業務保証金の額は、前項第一号に規定する額と同項第二号に規定する額から最低弁済額を控除した額との合計額とする。

第九十七条の四中「第九十七条の二第二項に規定する額又は前月の末日における預託基準額のいずれが多い額」を「第九十七条の二第二項又は第三項に規定する額で前月の末日におけるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 商品取引員は、当該商品取引員が締結している弁済契約の失効その他の理由によりその受託業務保証金の額につき第九十七条の二第三項の規定が適用されないこととなつたため、受託業務保証金の預託額が同条第二項に規定する額で前月の末日におけるものに不足することとなつたときは、その不足額を取引所に対し預託しなければならない。

第九十七条の五第一項中「第九十七条の二第二

項」の下に「又は第三項」を加え、「行なう」を「行う」に、「同項」を「同条第二項又は第三項」に、「又は前月の末日における預託基準額のいずれが多い額」を「で前月の末日におけるもの」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条第二項中「第五十一条」を「同条第四項若しくは第五十一条」に改める。  
 第九章中第九十七条の六の次に次の十条を加える。

(指定)  
 第九十七条の七 第九十七条の二第三項の指定(以下単に「指定」という。))は、商品取引員が商品市場における売買取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合にその商品取引員に代わつてその債務に関し当該売買取引を委託した者に対し弁済する業務(以下「弁済業務」という。))を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所所在地
- 三 弁済業務に係る商品市場
- 四 役員の名
- 五 社員の氏名又は商号

3 前項の申請書には、定款、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(指定の基準)  
 第九十七条の八 主務大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。  
 一 申請者が民法第三十四条の規定により設立された社団法人であること。  
 二 申請者が商品取引員のみを社員とするものであること。  
 三 申請者の定款に弁済業務のための基金及びその基金に充てるための社員からの負担金の

徴収に関する事項が定められていること。

四 弁済業務の実施に関する計画が適正であり、かつ、その計画を遂行することが確実にあると認められること。

五 申請者が第九十七条の十六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

六 申請者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者

ロ 指定弁済機関が第九十七条の十六第一項の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者がその取消しの日から五年を経過しないもの

(変更の認可)  
第九十七条の九 指定弁済機関は、第九十七条の七第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(社員の加入)  
第九十七条の十 指定弁済機関は、商品取引員が指定弁済機関に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の社員である商品取引員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(弁済契約の締結等)  
第九十七条の十一 指定弁済機関は、社員である商品取引員から弁済契約を締結すべき旨の申出があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その商品取引員と弁済契約を締結しなければならない。

2 指定弁済機関は、弁済契約の締結、内容の変更、解除又は失効があつたときは、遅滞なく、主務大臣及び取引所に報告しなければならない。

3 指定弁済機関と弁済契約を締結している商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託した者は、その商品取引員が当該委託に係る債務を弁済することができないときは、指定弁済機関に対し、その弁済契約において定める額につき弁済すべきことを請求することができる。

(弁済業務規程)  
第九十七条の十二 指定弁済機関は、弁済業務に関する規程(以下「弁済業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 弁済業務規程には、弁済業務のための基金の管理に関する事項、その基金に充てるための社員からの負担金の徴収の方法に関する事項、弁済契約の締結及び履行に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可をした弁済業務規程が弁済業務の適正かつ確実な運営上不適当となつたと認めるときは、その弁済業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)  
第九十七条の十三 指定弁済機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定弁済機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、財産目録及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(報告徴収等)  
第九十七条の十四 主務大臣は、指定弁済機関の弁済業務の適正かつ確実な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定弁済機関に対し、その業務又は財産に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定弁済機関の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適合命令)  
第九十七条の十五 主務大臣は、指定弁済機関が第九十七条の八第二号、第四号又は第六号の規定に該当しないこととなつたと認めるときは、指定弁済機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)  
第九十七条の十六 主務大臣は、指定弁済機関が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 弁済業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第九十七条の九、第九十七条の十、第九十七条の十一第一項若しくは第二項、第九十七条の十二第一項又は第九十七条の十三の規定に違反したとき。

三 第九十七条の十二第一項の認可を受けた弁済業務規程によらないで弁済業務を行つたとき。

四 第九十七条の十二第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

2 第十五条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第百二十三条中「第四十一条第一項の許可」の下に「(同条第四項の許可の更新を含む。若しくは第四十六条第一項の許可)を加え、「附された」を付されたに、「同項」を「第四十一条第一項若しくは」

第四十六条第一項に改める。

第百三十七条中「この法律の施行に関する」を「主務大臣の諮問に応じ商品取引所に関する」に改める。

第十五章中第百四十二条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)  
第百四十二条の二 この章に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第百四十六条中「第五十二条第三項」の下に、「第九十七条の十六第二項」を加える。

第百四十八条第一項中「第二条第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号の規定により」を「第二条第二項の」に、「又は当該商品に係る商品取引員を、当該商品に係る商品取引員又は当該商品のみに係る弁済業務を行う指定弁済機関に、「取引所については」を「取引所又はこれらの商品に係る弁済業務を行う指定弁済機関については」に改める。

第百五十二条中「左の」を「次に、三十万円」を「百万円」に改める。

第百五十三条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第百五十四条第一項及び第二項中「賄ふ」を「賄ふ」に改め、同条第三項中「賄ふ」を「賄ふ」に、「申込を」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第百五十五条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第百五十六条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第百五十七条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第百五十九条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「又は第八十二条」を「第八十二条又は第九十一条第一項」に改める。

第百六十条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「三十万円」に改める。

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

商品取引所法の一部を改正する法律案 地方交付税法の一部を改正する法律案

六七六

第六百六十一条中「三万円」を「十万円」に改め、同

条第一号中「第九十一条第一項、第九十一条の二第一項又は第九十七条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を「第九十一条の二第二項又は第九十七条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二号中「第四十七條第一項の下に、第四十七條の二」を加え、「添附書類を添付書類」に改め、同条第三号中「第九十九條」を「第九十七條の十四第一項又は第九十九條」に改め、同条第四号中「第二百二十條」を「第九十七條の十四第一項又は第二百二十條」に改める。

第六百六十二条中「三万円」を「十万円」に改める。第六百六十四条中「一万円」を「三万円」に改める。第六百六十五条中「左の」を「次の」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第六百六十六条中「五千元」を「二万円」に改め、同条第一号及び第二号中「第五十二條第三項」の下に「第九十七條の十六第二項」を加える。

附則  
施行期日  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現に商品取引員である者が受けている改正前の第四十一条第一項の許可については、同項中「四年」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日から起算して四年を経過する日までにその更新を受けなければ、又はその更新後四年」とする。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第四十七条の二第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日から起算して三十日を経過する日までに」とする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるものは、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)  
第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第三十一号中「売買取引の受託の許可」の商品市場における売買取引の受託の許可の下に「許可の更新を除く。」を加える。

(農林省設置法の一部改正)  
第七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の二中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与え」の下に「及び指定弁済機関を指定し」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)  
第八条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十七号中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与え」の下に「及び指定弁済機関を指定し」を加える。

「林田悠紀夫君登壇、拍手」  
○林田悠紀夫君 たいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現在の商品取引所制度における弊害を防止し、その改善を図るための措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、  
第一に、商品取引員の受託業務の許可を四年ごとの更新制とするともに、外務員の行為についての商品取引員の責任を明確化すること。  
第二に、受託業務保証金制度を強化するとともに、商品取引員の受託債務を代位弁済する指定弁済機関の創設等により、商品取引員に対する委託者債権の保全措置を強化すること。

第三に、商品取引所に対して、大口売買取引について主務大臣への報告を義務づける等、商品市場における売買取引についての監督の強化等であります。

委員会におきましては、委託者債権の保全、過当投機の多発と紛議の実情、上場商品の適格性等、商品取引所の実情とあり方全般にわたって質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、商品取引所制度の一層の改善、一般大衆の過度な参加の防止及び商品取引所制度についての正しい理解等について政府は努力すべき旨の附帯決議が付けられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」  
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第六 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。  
地方行政委員長原文兵衛君。

審査報告書  
地方交付税法の一部を改正する法律案  
右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月二十六日  
地方行政委員長 原文兵衛  
参議院議長 河野 謙三君

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する地方団体の財源の充実を図るため、昭和五十年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の改定を行おうとするものであるが、現段階においては不適当なものと認める。

地方交付税法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十年五月八日  
参議院議長 河野 謙三君  
衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三君

参議院議長 前尾繁三郎



地方交付税法の一部を改正する法律案  
 地方交付税法の一部を改正する法律  
 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。  
 別表を次のように改める。  
 別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用	
一 警察費 二 土木費	警察職員数	一 警察費	一人につき	三、七四六、〇〇〇	円	
		1 道路橋りよう費	(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	一二七、〇〇〇
			(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、八五六、〇〇〇
		2 河川費	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三八、七〇〇
			(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	二六〇、〇〇〇
		3 港湾費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一三、〇〇〇
			(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	二、二九〇
		4 その他の土木費	(1) 経常経費	人口	一人につき	三〇三
			(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三四〇
		三 教育費	海岸保全施設の延長	延長	一メートルにつき	五六〇

1 小学校費 2 中学校費 3 高等学校費	教職員数	1 小学校費	教職員数	一人につき	一、九八五、〇〇〇		
		2 中学校費	教職員数	一人につき	一、九五四、〇〇〇		
		3 高等学校費	(1) 経常経費	教職員数	一人につき	三、三五六、〇〇〇	
			(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二二、八〇〇	
		4 その他の教育費	人口	(1) 経常経費	生徒数	一人につき	二二、二〇〇
				(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、一一〇
		四 厚生労働費	町村部人口	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	二、一六〇
				2 社会福祉費	人口	一人につき	一、三六〇
		五 産業経済費	人口	(1) 経常経費	人口	一人につき	一、三六〇
				(2) 投資的経費	人口	一人につき	二二〇
3 衛生費	人口	人口	人口	一人につき	一、六二〇		
		4 労働費	失業者数	一人につき	二八八、〇〇〇		
1 農業行政費	農家数	(1) 経常経費	農家数	一戸につき	三二、一〇〇		
		(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一七、二〇〇		
2 林野行政費	耕地の面積	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一七、二〇〇			

昭和五十年六月二十七日 参議院会議録第十八号 地方交付税法の一部を改正する法律案

九 特別事業債 償還費	八 特定債償還 費	七 災害復旧費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	3 その他の 諸費	2 恩給費	1 徴税費	六 その他の行 政費	4 商工行政 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	3 水産行政 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	
公共事業費等特 定の事業費の財 源に充てるため 昭和四十一年度 において特別に 発行を許可され た地方債の額	公共事業費等特 定の事業費の財 源に充てるため 発行を許可され た地方債に係る 元利償還金	災害復旧事業費 の財源に充てる ため発行を許可 された地方債に 係る元利償還金	面積	人口	人口	人口	道府県税の税額 恩給受給権者数	道府県税の税額 恩給受給権者数	人口	水産業者数	水産業者数	水産業者数	水産業者数	林野の面積	林野の面積
千円につき	千円につき	千円につき	一平方キロメートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき
一一五	二五〇	九五〇	三五〇、〇〇〇	一、一五〇	二、三三〇	四二九、〇〇〇	一一〇	一一〇	六一七	一七、七〇〇	五八、三〇〇	一七、七〇〇	一七、七〇〇	二、八七〇	一、四八〇

三 教育費	1 小学校費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	6 その他の 土木費	5 下水道費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	4 公園費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	3 都市計画 費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	2 港湾費	(2) 投資的 経費	(1) 經常経 費	1 消防費	二 土木費	1 道路橋り よ費	
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号 地方交付税法の一部を改正する法律案

(1) 経常経費	児童数	一人につき	二二、六〇〇
(1) 投資的経費	学級数	一学級につき	二八六、〇〇〇
(2) 投資的経費	学校数	一校につき	二、六三〇、〇〇〇
2 中学校費	学級数	一学級につき	二二七、〇〇〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	一一、一〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	二九五、〇〇〇
3 高等学校費	学校数	一校につき	二、六三〇、〇〇〇
(1) 経常経費	学級数	一学級につき	二二七、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	二二七、〇〇〇
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	二二、五〇〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	一一、八〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一一、八〇〇
4 厚生労働費	教職員数	一人につき	三、四三〇、〇〇〇
1 生活保護費	人口	一人につき	二、二八〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	一、九四〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、二九〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二三〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	六五二
4 清掃費	人口	一人につき	一、九五〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	二〇四
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二八八、〇〇〇
5 労働費	失業者数	一人につき	二八八、〇〇〇
5 産業経済費	失業者数	一人につき	二八八、〇〇〇
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一五、六〇〇
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	六、〇九〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	六、〇九〇
2 商工行政費	人口	一人につき	三五一
3 その他の産業経済費	人口	一人につき	三五一
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一〇、三〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、九三〇
6 その他の行政費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、九三〇
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一一五
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	二、二三〇
3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき	二、二三〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、四八〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四、四八〇
7 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	二三八、〇〇〇
(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	二三八、〇〇〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	七七五
7 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	一一五、〇〇〇
(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	一一五、〇〇〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号 地方交付税法の一部を改正する法律案

八 特定債償還	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 二五〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 八〇〇
十 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 一一四

附則

この法律は、公布の日から施行する。  
 改正後の地方交付税法別表の規定は、昭和五十年年度分の地方交付税から適用する。  
 昭和五十年年度に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	臨時土地対策費	人口	一人につき 三六〇円
市町村	臨時土地対策費	人口	一人につき 三六〇

4 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

5 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和十九年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。  
 附則第五項中「昭和四十九年度」を「昭和五十年」に改める。

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

○原文兵衛君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、児童福祉、老人福祉対策の充実等社会福祉水準の向上、教職員定数の増加、教育施設の整備等教育水準の向上、公共施設の計画的な整備並びに過密過疎対策、交通安全対策、消防数急対策等に要する経費の充実に資するため、昭和五十年年度の普通交付税の額の算定に用いる単位費用を改定するとともに、臨時土地対策費を基準財政需要額に算入しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取する等慎重に審査を行いました。その間、国税三

税の歳入不足に伴う交付税の過剰交付分の精算方法、地方交付税率の引き上げを含め一般財源の強化、地方交付税の算定方法の合理化、超過負担の抜本的解消、公営競技収益金の均てん化の方策等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ることを御了承願います。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表し神谷委員より、地方交付税率を八%引き上げて四〇%とするのと、都等の特例を改める修正案が提出され、次いで日本社会党、公明党を代表して野口委員より、特別交付税の割合の変更、都等の特例の改正、人口急減急増市町村対策としての地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置を講ずる修正案が提出されました。日本共産党の修正案は経費を伴うものであり、福田自治大臣より、政府としては反対であるとの意見が述べられました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して赤桐委員より、日本共産党提出の修正案及び政府原案に賛成、両修正案に反対、公明党より、政府原案に賛成、自由民主党を代表して金井委員より、政府原案に賛成、両修正案に反対、公明党を代表して上林委員より日本社会党、公明党共同提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対、修正が行われない場合の政府原案に反対、日本共産党を代表して神谷委員より、政府原案に反対、日本社会党、公明党共同提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、日本共産党提出の修正案及び日本社会党、公明党共同提出の修正案についてそれぞれ採決の結果、いずれも賛成少数をもって否決、次いで原案について採決の結果、賛成少数をもって否決され、本案は否決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)  
 ○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。本案に賛成

の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。  
 議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕  
 〔参事氏名を点呼〕  
 〔投票執行〕  
 ○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕  
 ○議長(河野謙三君) これより閉会いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕  
 〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。  
 投票総数 二百三十二票  
 白色票 二百二十票  
 青色票 百十二票  
 よつて、本案は可決されました。(拍手)

- 賛成者(白色票)氏名
- |        |        |
|--------|--------|
| 宮田 輝君  | 寺下 岩蔵君 |
| 平井 卓志君 | 吉田 実君  |
| 中西 一郎君 | 山本茂一郎君 |
| 園田 清充君 | 山内 一郎君 |
| 久保田藤麿君 | 前田佳都男君 |
| 最上 進君  | 望月 邦夫君 |
| 森下 泰君  | 梶木 又三君 |
| 藤川 一秋君 | 福岡日出磨君 |
| 鳩山威一郎君 | 夏目 忠雄君 |
| 永野 厳雄君 | 林 道君   |
| 青井 政美君 | 有田 一寿君 |
| 井上 吉夫君 | 石敏 二郎君 |
| 中村 登美君 | 藤井 丙午君 |
| 松垣徳太郎君 | 原 文兵衛君 |
| 中村 禎二君 | 高橋 邦雄君 |
| 細川 護熙君 | 寺本 広作君 |

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

- |         |          |
|---------|----------|
| 林田 悠紀夫君 | 佐藤 隆君    |
| 石本 茂君   | 中山 太郎君   |
| 小林 国司君  | 宮崎 正雄君   |
| 柳田 桃太郎君 | 内藤 啓三郎君  |
| 玉置 和郎君  | 高橋 隆之助君  |
| 楠 正俊君   | 岩動 道行君   |
| 西村 尚治君  | 鍋島 直紹君   |
| 新谷 寅三郎君 | 上原 正吉君   |
| 郡 祐一君   | 青木 一男君   |
| 迫水 久常君  | 徳永 正利君   |
| 小川 半次君  | 八木 一郎君   |
| 丸茂 重貞君  | 塩見 俊二君   |
| 志村 愛子君  | 片山 正英君   |
| 柴立 芳文君  | 嶋崎 均君    |
| 棚辺 四郎君  | 中村 太郎君   |
| 戸塚 進也君  | 高橋 譽富君   |
| 坂野 重信君  | 斎藤 榮三郎君  |
| 糸山 英太郎君 | 岩男 頼一君   |
| 岩上 妙子君  | 遠藤 要君    |
| 大島 友治君  | 大鷹 淑子君   |
| 斎藤 十朗君  | 古賀 雷四郎君  |
| 黒住 忠行君  | 川野 辺 静君  |
| 金井 元彦君  | 今泉 正二君   |
| 土屋 義彦君  | 山崎 竜男君   |
| 上田 稔君   | 初村 滝一郎君  |
| 長田 裕二君  | 久次 米健太郎君 |
| 鈴木 省吾君  | 世耕 政隆君   |
| 江藤 智君   | 藤田 正明君   |
| 大森 久司君  | 岡本 悟君    |
| 平泉 涉君   | 橋 直治君    |
| 町村 金五君  | 加藤 武徳君   |
| 安井 謙君   | 劔木 亨弘君   |
| 吉武 恵市君  | 増原 恵吉君   |
| 神田 博君   | 伊藤 五郎君   |
| 大谷 藤之助君 | 小笠 公昭君   |
| 巨 四郎君   | 橋本 繁蔵君   |
| 佐藤 信二君  | 亀井 久興君   |
| 岡田 広君   | 上條 勝久君   |

- |         |        |
|---------|--------|
| 稲嶺 一郎君  | 矢野 登君  |
| 安田 隆明君  | 山崎 五郎君 |
| 高田 浩連君  | 増田 盛君  |
| 二木 謙吾君  | 源田 実君  |
| 熊谷 太三郎君 | 植木 光教君 |
| 木村 睦男君  | 温水 三郎君 |
- 反対者(青色票)氏名
- |          |         |
|----------|---------|
| 太田 淳夫君   | 矢原 秀男君  |
| 野末 陳平君   | 喜屋武 眞榮君 |
| 下村 泰君    | 塩出 啓典君  |
| 青島 幸男君   | 市川 房枝君  |
| 内田 善利君   | 峯山 昭範君  |
| 桑名 義治君   | 三治 重信君  |
| 上林 繁次郎君  | 阿部 憲一君  |
| 三木 忠雄君   | 藤原 房雄君  |
| 和田 春生君   | 栗林 卓司君  |
| 黒柳 明君    | 矢追 秀彦君  |
| 原田 立君    | 藤井 恒男君  |
| 木島 則夫君   | 山田 徹一君  |
| 宮崎 正義君   | 柏原 ヤス君  |
| 田淵 哲也君   | 二宮 文造君  |
| 白木 義一郎君  | 小平 芳平君  |
| 多田 省吾君   | 中尾 辰義君  |
| 中沢 伊登子君  | 向井 長年君  |
| 福岡 知之君   | 矢田部 理君  |
| 案納 勝君    | 久保 亘君   |
| 青木 薪次君   | 野田 哲君   |
| 対馬 孝且君   | 桑 豊君    |
| 浜本 万三君   | 赤桐 操君   |
| 大塚 喬君    | 小山 一平君  |
| 片岡 勝治君   | 田 英夫君   |
| 宮之原 貞光君  | 鈴木 美枝子君 |
| 神沢 淨君    | 前川 且君   |
| 竹田 現照君   | 山崎 昇君   |
| 村田 秀三君   | 小野 明君   |
| 野口 忠夫君   | 栗原 俊夫君  |
| 西ヶ久保 重光君 | 瀬谷 英行君  |

- |         |         |
|---------|---------|
| 森 勝治君   | 羽生 三七君  |
| 戸叶 武君   | 田中 寿美子君 |
| 竹田 四郎君  | 戸田 菊雄君  |
| 森中 守義君  | 志苦 裕君   |
| 森下 昭司君  | 近藤 忠孝君  |
| 山中 郁子君  | 粕谷 照美君  |
| 片山 甚市君  | 目黒 今朝郎君 |
| 橋本 敦君   | 安武 洋子君  |
| 内藤 功君   | 寺田 熊雄君  |
| 辻 一彦君   | 小巻 敏雄君  |
| 神谷 信之助君 | 小谷 守君   |
| 上田 哲君   | 和田 静夫君  |
| 松本 英一君  | 小笠原 貞子君 |
| 立木 洋君   | 香脱 タケ子君 |
| 鈴木 力君   | 中村 波男君  |
| 杉山 善太郎君 | 沢田 政治君  |
| 加藤 進君   | 渡辺 武君   |
| 塚田 大願君  | 安永 英雄君  |
| 吉田 忠三郎君 | 鶴園 哲夫君  |
| 松永 忠二君  | 小柳 勇君   |
| 須藤 五郎君  | 星野 力君   |
| 阿具 根 登君 | 野々山 一三君 |
| 中村 英男君  | 秋山 長造君  |
| 藤田 進君   | 加瀬 完君   |
| 河田 賢治君  | 野坂 参三君  |
| 上田 耕一郎君 | 春日 正一君  |

を御説明いたします。  
 ます、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊五百七十七人、航空自衛隊三百三十六人、計八百五十三人増加するための改正でありまして、海上自衛官の増員は、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛官の増員は、航空機の就役等に伴うものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、航空自衛隊第三航空団の司令部の所在地を愛知県の小牧市から青森県の三沢市へ移転するものでありまして、当該部隊の任務遂行の円滑を図るためであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。中村太郎君。

〔中村太郎君登壇、拍手〕

○中村太郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案されております防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、少しく御質問をいたしたいと存する次第でございます。

〔議長退席、副議長着席〕

今日、国防は独立国家の基本である、安全保障は日本の独立と平和の存続にあるという言葉が、果たしてどれほど切実に国民の共感を呼んでおるでありましょうか。残念ながら、きわめてむなし、うつろな響きしか返ってこないと思つております。戦後三十年間、アメリカの安全のかさすつぽり入り込んでしまつて、国際緊張をはだか感ずることもなく、高度経済成長に浸り切つてきた日本国民に、自然発生的な国防意識や愛国意識を求めること自体無理であることも了解できまふ。加えて、戦争経験者としての戦争忌避感、あつては原爆体験者としての核アレルギー感が意識

地方交付税法の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨) 六八一

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六八二

的に国防から目をそらしてきたことも否定できないところでありましょう。しかし、だからといって、やむを得ないでは済まされない事態に立ち至っておりますことも、これまた事実でございます。

いま、世界の流れは大きく変わろうとしております。ポスト・インドシナ問題は日本の前に大きく立ちかかっています。インドシナの激変はわれわれに多くの示唆と教訓を与えたと理解しなければなりません。その一つ、自由主義陣営の大宗アメリカは、どう弁解しようとも、同盟国南ベトナムを裏切り、放棄したことは事実であります。このことを思うとき、日本はこのままで大丈夫であろうか。アメリカを信じ切つて、すべてをあなた任せで、果たして日本の安全は将来とも保障されるであろうか。独立国である以上、国家の安全をそっくりそのまま他国にゆだねてもいいものであろうか。本来的に、みずからの国はみずからの力で守る独立国家の基本原則を改めて見直す必要はないでしょうか。これは私どもの素朴な感慨であります。しかし、いづれにせよ、国の安全保障に対する国民のコンセンサスを真剣に求めるべきであることだけは間違いないと存する次第でございます。心情論や戦争怨念論、あるいは平和への期待感、願望論、それだけでは、押し寄せる危険を排除する何らの役割りを果たすものでないことをはつきりこの際自覚しなければならぬ。いまこそ国民の防衛意識の喚起を怠らなければならぬと存じますが、それはしよせん、やはり政府の責任に帰すべきであらうと存する次第でございます。しかし、日本の政府はいままで、歴代を含めて、本当に自信を持って国防政策を訴えたてたでしょうか。たとえば国会論議の場におきましても、日本国の安全のために真剣に裸になつての論議を尽くしたてたでしょうか。ただ単に、国会乗り切りのための手段として、一時逃れの答弁やごまかしに終始したきらいはなかったであり

ましようか。あいまいな答弁があいまいを生んで、真実に立ち戻る機会を失つたような傾向はなかったでしょうか。野党の追及をかかわすだけの不毛の論議に終わったのではなかったでしょうか。核アレルギーの中へ政府自身浸り込んで、核アレルギーそのものを排除する積極的な努力を果たして惜しまなかったでしょうか。今日、国防問題にペールをかぶせたり、核問題をタブーとする余裕は許されません。避けて、よけて通れる問題でもございませぬ。政府は、この際、真実を国民に訴え、裸になつて日本のあるべき国防の姿を示し、その共感を得るための最善の努力を払うべきだと存じますけれども、総理の御所見はいかがでございますか。

私は、以上の観点に立ちまして、具体的問題について二、三お伺いをいたします。まず第一に、南ベトナムの敗北とその影響をどう評価しますか。一部では民族自決の歴史の流れにアメリカが折し得なかつたとも言つております。また反面、国際内戦における共産側の勝利に終わったとも言つております。政府自身、このような評価に對してどのようなお考えをお持ちでしょうか。

さらに、ポスト・インドシナは朝鮮半島であると言われておりますけれども、政府の現状認識はいかがでございますか。韓国の安全は日本の安全につながると思つておられますか。それとも一部意見のように、韓国と日本は全く別個である、韓国の危険に巻き込まれないようにすべきであるという意見もありませんか。政府は、これらの意見に對してどのようにこれから対処するのか、御方針をお伺いをいたしたいと思つて存じます。

次に、客観情勢の変動に對応するとして、今後の日本の防衛の基調をどこに置くか、お尋ねをいたしたいと思います。三木総理は、しばしば有事の発生しないように全力を挙げるべきだと強調されております。しかし、この発言は、ともしますと、有事はあり得

ないというニュアンスにも受け取られておるわけでございます。有事回避への不測の努力を重ねながらも、なおかつ有事に見立つてこそ国防論は成り立つと言わなければなりません。アメリカのシュレジンジャー国防長官はいみじくも喝破されました。「データントは与えられるものではない。みずからのたゆまざる国防努力が抑止力となり、データントになるのであつて、この間に對立はあり得ない」と強調されておるのであります。この観点からな

がめますときに、日本の自衛力はどうかあるべきか考えなければなりません。世界最小限の、国民総生産の二割以内で防衛費を抑える、そういう枠組みをつくること自体が果たして妥当でありましようか。ポスト四次防衛は、従来のような考え方、テ

ンポでよろしいのはいかがでしょうか。この際、思い切つてポスト四次防衛を見直すべきだと思つておられるでしょうか。さらに、防衛の基本は人でありま。魂であります。いま、名実ともに冷遇されておられます自衛隊員の士気高揚の方策を具体的にどうお考えになつておられますか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、日本の自衛力の現状は、残念ながら十分とは言えません。いろんな批判、意見はあろうと、しよせん、現状では日米安保体制に依存し、アメリカの核抑止力に頼る以外道はないと思つておられます。そうだとすれば、核にはすがすが、核はいやだという甘えが今後とも許されるでしょうか。安保ただ乗りの身勝手な振舞いで、果たしてアメリカとの信頼のきずなきが層固まることになるでしょうか。私は、みずからの分に

応じてみずからを守る、日本の責任を明確にする、これが第一点、同時に、安保体制が十分に機能するよう、従来タブーとされておつた点を明確にする、これが第二点、その上に立つて、防衛の機能分担をはじめたいと思つて、細部協定を早急に急ぐ必要があると思つておられますか、お考え

はいかがでございますか。次にお尋ねしたいのは、いま話題になつております核防条約の批准をなぜ急がなければならぬかという点でございます。

申すまでもございませぬ、日本政府は、昭和四十五年二月三日、核防条約の批准のための三要件を閣議決定いたしております。いわく、核保有国の核軍縮、非核保有国の安全保障、原子力平和利用の平等性であります。政府は現在、これらの三要件が完全に具備されたという御認識でありましようか。御承知のように、五月三十日に終わりました再検討会議におきましても、英国のエコノミスト誌は次のように報道しております。「非核兵器国の要望を満足させる何物もなかった。核兵器国への信頼の欠如が会議の基調であつた。大國が力に任せて小國をねじ伏せた會議でもあつた」としておるのであります。再検討會議の終わった直後、御案内のように、六月二日、リビアに對してソ連が原子炉の提供を発表いたしました。六月の二十七日には、ブラジルと西ドイツの間に原子力協定が締結されました。また一方、韓国に對しては、カナダが原子炉創設に資金援助を申し出たことが発表されました。

ニューヨークタイムズによれば、近く核武装する予想國として、ブラジル、アルゼンチン、リビア、ベネズエラ、イラン、エジプト、サウジアラビア、イスラエル、インドネシア、韓国、台湾、パキスタンの十二カ國を名指しておられます。また、ロンドン國際戰時研究所は、プラトニウムを製造できる実用炉を持つ國は現在二十カ國を超えていてと発表しておるのであります。核兵器國は、一方では核拡散防止を唱えながら、一方では核技術の輸出を競つておるのが現状であります。核軍縮は今日定着してない、むしろ、潜在的には核拡大の方向に進んでいるというのが実態だと言われますけれども、外務大臣の御所見はいかがでありますか。

非核兵器國の安全保障にいたしまして、再検討



会議におきまして最終宣言はいたしましたけれども、それはただ単に従来の立場を確認したにとどまっておるわけでございます。常任理事国拒否権は依然として存在し、何ら実質上の効力は前進しておりません。いまや国際情勢は大きく揺れ動いております。五年先、十年先は予測できません。こういうときに、たとえ批准国が百を数えるに至ったとしても、日本は独自の判断でみずからの道を選ばなければなりません。何のために、われわれが結果について責任を負い切れないう、行き先二十年間拘束される条約をこの際あえて批准を急がなければならぬのか。国際情勢の推移を十分見きわめてからでも遅くはないであろう。かりそめにも、一時の政府の功名心のために将来にわたって過ちを犯すようなことのないよう、私はこの際御要望申し上げると同時に御意見を承っておきたいと思っております。

最後に一言申し上げます。私もはいまの自由主義国日本を守っていきたくのであります。そのために国防はどうあるべきかということを中心としておるのであります。日本の現体制を破壊して社会主義国家を誕生させようとする人たちはおのずから国防観は異なるを得ません。(「そうだが、そのとおりだ」と呼ぶ者あり、拍手)しかし、政府はこれにたじろいてはなりません。堂々と所信を貫いていただきたい。是非、非非として毅然たる態度を持してほしいと思っております。そうであれば、国民は国防に対する選択を誤りませんことを申し添えまして私の質問を終わります。

〔国務大臣(三木武夫君) 中村君の御質問にお答えをいたします。〕

○国務大臣(三木武夫君) 中村君の御質問にお答えをいたします。

国防意識というお話がございましたが、まあ、いずれの国でも国の安全を確保するということですが、その国の政策の最優先事項になっておるわけでございます。いかにして国の安全を確保するかというところ。日本は大陸国家でもございせんから、島国的な、地理的な条件もあって、国防問題

というのはあんまり大きな関心にはなっていない面がございますが、しかし、この問題は重要な問題でございますから、国会の中においても、もう少しきめ細かく防衛問題というものは論じてしかるべきだと思っております。そういう意味で、民社党あるいは公明党も、国会の中に安全保障問題を論議する特別の委員会を設置したらどうかという御提案、私は非常にごもっともな提案だと思っております。(「やればいいじゃないか」と呼ぶ者あり、笑声)国防問題は、単に軍事面だけではなくして、政治、社会、経済の安定等も国の防衛には、国の安全には影響を持ちますきわめて広範な重要な問題でありますから、国会の中でも論議するような機会があり、政府としても、今後国民の一つの合意を得るよう積極的に努力をする考えでございます。

第二は、南ベトナムの敗北の原因などについてどういうふうな評価するかというお話でございます。私が、私は、やはりベトナムのあの情勢を振り返つてみて、そしてやはり最後に物言うのは民族の意思である、民族の意思というものが最後に物言う。(「そうだ」と呼ぶ者あり)だから民族自決というものを、これをやはり無視して国の安定はないということを非常に強く感じました。

もう一つは、国民の生活の安定向上というものがなければ国の混乱を呼び、そのことがまた戦争を呼ぶ一つの大きな動機にもなるわけでありまして、この二つの問題、民族自決の原則というものが、これはやはり尊重するということ、(「それだけじゃない」と呼ぶ者あり)国民の生活安定向上を図ると、こういうことが、(「そのとおり」と呼ぶ者あり)今後アジアの安定を図るためにはきわめて重要な要素である。このように南ベトナムにおけるこの情勢の急激な変化を私は見ておるものでございます。

また、インドシナの情勢と朝鮮半島との関連について御質問がございましたが、朝鮮半島においては、アメリカが米韓の相互防衛条約で、そしてコミットメントを遵守するということをアメリカ

の首脳が繰り返し繰り返し言明しているし、先般もブロード大統領が韓国に参りましたときにもそれを述べておりました。また、南ベトナムと韓国では事情が異なっておりますので、インドシナの変化がそのまま朝鮮半島の情勢変化に結びつくとは考えてはいないわけでございます。しかし、朝鮮半島における平和と安定の維持というものがわが国の安全に重要な影響を持つことは、もうこれはだれも否定することはできないわけでございます。やはり朝鮮半島における人たちの願いは、平和的に南北の統一、だと私は思う。この悲願が達成されるということが一番好ましいわけでございます。一九七二年に南北の共同声明が出て、その精神に沿って南北間の対話がスタートしたわけですが、いまはまあ停滞しておるわけでございます。私は、こういう南北の接触、対話と、あるいはまた相互理解というものが増進をされて、朝鮮半島に緊張がなくなるような事態が起こるようにならぬと考えております。

それから、今後のわが国の防衛ということでございますが、中村議員も御指摘になりましたこと、やはり国土を防衛しようというみずからの意思ということにはきわめて大事であります。したがって、日本は国力に相応した自衛力を持つことは当然でございますが、しかし、今日の世界で一国だけで自分の国を防衛できる時代ではないわけでありまして、どこをごらんになっても、集団安全保障体制が今日のこの防衛体制であります。もう世界のどこを見てもそうでありまして、したがって、日本はみずからの自衛力を持つと同時に、集団安全保障条約、集団安全保障体制、その一環をなす日米安保によって日本の防衛力をさらに安全なものにしておる。核の脅威に対しては、日本は核兵器を開発しないというわけでありまして、日本は日米安保条約によるアメリカの核の抑止力に依存することを当然でございます。

また、四次防衛に対してどういふふうに考えてお

るかということでございますが、わが国の安全を守るために防衛力の整備はきわめて重要でございますが、しかし、防衛力の整備といえども、そのときの経済、財政の事情を無視するわけにはいかないわけでございますから、四十八年度以来の経済、財政事情の変化を考えますれば、四次防衛の一部については未完了にならざるを得ないと思っております。

また、日米安保条約を有効化するためにいろんな細部の協定のお話がありましたが、やはりこの日米安保条約は日米の協力ということが根幹になつておるわけでございますから、何かこう防衛分担というふうな、ここまでは日本、ここまではアメリカの分担というのでなくして、全般としての日米の協力のあり方については絶えずアメリカと話をしなけりやいかぬ、いままでは話がしな過ぎたと私は思っております。そういう点で、日本には、やはり協力といつても、できることとできないことがある。限界があるわけですから、その限界をお互いに明らかにしてない、お互いの不信感情が起こることは協力にひびが入るわけでありまして、そういう意味で、細部の協定というふうなことは考えておりませんが、絶えず協力のあり方について話し合う必要があると思っております。

また、核防条約の批准をどうして急ぐかということでございますが、まあ中村議員も振り返つてお考えになつてみればわかりますように、日本は広島、長崎で原爆の被害を受けたわけですから、そのときの願いは、核の脅威のない世界をつくりたいというのが国民の願いであつたわけですから、また、その敗戦で虚脱状態になつた国民が平和国家で一遍日本を再建しようということが新しいエネルギーを国民に与えたのである、この初心を日本は忘れては私にはならぬと思つております。再び日本は核兵器を開発しては、私はならぬと思つております。そういうことであるとすれば、そういう決心を持つておるとすれば、やはり日本

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六八四

がこの核防条約の条約に対して、日本が五年ぐら

い前ですね、五年前に調印をしておいていまだに

批准をしないということはなかなか国際的には説

明がつかないんであります、核兵器を開発しない

と思つておられるんですから、いま核兵器を持つてお

る国を固定化するといふ不平等性はあります、

だからと言つて、核兵器がもう世界に拡散されて

器、船、戦車、あるいは飛行機を持ちましても日

本の防衛を全うできないといふふうに私は考えま

す。

私は三つのことを考えているんです。

一つは、やはり国民の抵抗意思と申しますか、

拒否意思と申しますか、それを持つてということ。

国を守るという気概が国民に失われたらだめだと思つておられます。これはベトナムの教訓としても考

す。民生協力体制を整備することのいわゆる質的

向上を重点としたものになるだろうと思つてお

る。それから四次防の完遂をどう考えておるかとい

うことと申しますが、主要項目の一部につきま

しては未達成となることは避けられない状況で

ございますが、わが国の平和と安全を守るために防

衛力の整備が国の重要な施策であることは論をま

る核軍縮の進行が満足なものであるかどうかとい

うことについての問題でございます。この点は、

見る立場によつて判断が分かれるところではござ

いますけれども、米ソ間に関しまして申しますならば、

政府としては、不満足ではあるけれども、努力の

跡は認められるといふふうに申し上げるべきかと

考えておられます。すなわち、この条約ができた

から以後、米ソ間に核軍縮あるいは軍縮一般を

めぐりまして、数個の条約、取り決め等が現実に

結ばれておりますし、またSALTの交渉もとに

かく第二段階にまで来ておられるといふこととござ

います。もともと、われわれの立場から申せば、

早いテンポで、大きな幅でやってもらいたい

という事は確かにそういう主張をいたしてお

りますが、事柄の性質上、多少やはりこういうこ

とは時間がかかる、傾向として軍縮の方に向か

ているという点をとらえて、まず、不満足ではあ

るが、努力の跡は認められると申し上げるべきで

はないかと考えておられます。

それは米ソ間の問題でございますが、もう一つ

御指摘になりましたのは、今度は原子炉を供与い

たします場合に、それがやがて供与を受けた国の

核軍備につながらないかという問題でございます

す。アメリカのニクソン大統領の時代に、イスラ

エル、エジプト等に炉の供与を約束をいたしたわ

けでございますけれども、これは今日まで、御承知

のように実現を見ておりません。と申しますのは、

その後米国内でいわゆる保障措置——セーフ

ガードにつきまして心配が起つてまいりました

で、非常にきつい保障措置を供与国——供与を受

けます国、すなわちイスラエル、エジプトに対し

て米国が要求しておられるわけでございます。燃料

棒の再処理につきまして非常にきつい要求をし

ておりました。万一これが核軍備につながらない

ようにという配慮からでございますが、したがっ

て、この供与がまだ実現をしていない。あるいは

御指摘になりましたように、ブラジルに対して、

または韓国に対しても、それぞれの供与国とこれらの国との間に同様な問題が起こっておりまして、保障措置はやはりかなり従来のものよりきつくなりつつございます。このことはやはり、伝えられるインドにおけるようなこととの関連において、供与国が相当真剣に考えつつございますので、この点でもかなりの進歩があると申し上げていいのではないかと存じます。

それからもう一点は、この条約の背景になりまして他の問題としていわれる非核兵器国——核兵器を持っておられない国の安全——わが国のような場合でございます——についてのお尋ねがございました。これにつきましては確かに安全保障理事会の決議が十分ではない、それは仰せられるとおりであると思っております。ただ、わが国のような場合にはこの決議に、国連憲章五十一条による自衛権というものをこの決議でも触れておりますので、わが国の場合には、したがって、安全保障条約との関連がそこで認められているということでございます。それから、わが国にとってはまずまず問題が少くないのではないかと。一般的に非核保有国の安全につきましては、やはり背景となっておりまして世界情勢の変化、デタントがある程度永続性を持っておりますように見える、そのことは非核保有国にとっても安全性を高めておる背景になるのではないかと、このように判断をいたしております。

○副議長(前田佳都男君) 野田哲君。

〔野田哲君登壇、拍手〕

○野田哲君 私、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明が行われました防衛力設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、三木総理並びに関係大臣に対して数点にわたって質問を行います。政府の所信を伺いたいと思っております。

まず、その第一点は、日本の防衛構想の背景となつて世界情勢に対する認識、なかんずく最近のアジア情勢の認識と、それに対する外交、防

衛上の基本姿勢について三木総理の所信を伺いたいと思っております。

三木総理、あなたが総理に就任され、この席からその抱負を国民に訴えられ、引き続き昭和五十年度の施政方針を閣議されてから約半年が経過いたしました。その半年の間は、アジアはまさに激動の半年であったと言えましよう。激動の中から新しいアジア情勢が生まれている今日、総理の所信表明、施政方針演説を振り返るとき、まず冒頭に指摘せざるを得ないことは、今日のアジア情勢に対する洞察と先見性を一言半句も読み取るこ

とができなかつたこととあります。いま、アジアは大きく変わりつつあります。南ベトナム、カンボジアにおいては、アメリカのアジア侵略政策の一環として、その軍力によって辛うじて支えられてきたがいらい政権が敗退をし、人民の手による新しい政権が誕生いたしました。そうして、南北両ベトナムは、ベトナム人民の長い悲願である民主的平和統一に向かって着実に足取りがすすんでまいつております。まさに、民族独立、反植民地闘争の輝かしい勝利であります。

このようなベトナム、カンボジアにおける解放闘争の勝利は、東南アジア全域に対しても新しい情勢を生み出しております。日本、韓国、フィリピン等の諸国とともに、アメリカに軍事基地を提供してその侵略政策を支えてきたタイが、先般のシャム湾におけるマヤゲス号事件を契機に急速にアメリカ離れの道を歩み始めたこととあります。また、東南アジア諸国連合は、この新しい情勢の中で南ベトナム、カンボジアとの友好関係を進めつつあります。フィリピンのマルコス大統領夫妻

は、先ほど北京を訪問して中華人民共和国との間に新しい友好の道を開きました。

このようにアジアは大きく変わりつつあります。その目指している道は、いずれの国においても平和と独立、民族自決の道であります。このアジアの大きな変貌の中で、日本はアメリカの同盟国として巨大な軍事基地を提供してアメリカのイ

ンドシナ侵略戦争に手をかし、ベトナム、カンボジア、ラオスの人民の独立への道を阻む重要な役割を演じてきました。

三木総理、あなたは、このようなアジアの新しい情勢に対して、今日どのような認識を持っておられるか、また、アメリカの無謀な軍事行動に対してその基地を提供してこれに加担してきた一國の総理として、南北両ベトナム、ラオス、カンボジア等の諸国民に対していまだどのような責任を感じておられるか、明快な見解を示していただきたいと思っております。(拍手)あわせて、このような新しい情勢の展開、すなわち、アメリカのアジア政策の失敗、敗退がこれほど明確に示されている今日でもなお依然として時代錯誤の日米安保体制にしがみついて、これを基軸とした軍事体制の強化に進もうとされるのかどうか、改めて総理の見解を示していただきたいと思っております。

次に、宮澤外務大臣に対して、アジアの新しい情勢に対する具体的な外交展開の方向と日米安保体制との関連について伺いたいと思っております。

先般、五月十二日から数日間展開をされたシャム湾におけるマヤゲス号事件は、ベトナム戦争終結後のアジアにおけるきわめて衝撃的な事件であったと思っております。この事件におけるアメリカの作戦行動に対してとった日本政府の外交措置はきわめて重要であり、今後、日本国内のアメリカ軍がその基地を拠点にして展開する作戦行動の根幹に触れる内容を持つていと言わなければなりません。また、今後の日本のアジア外交の展開に当たってもきわめて重要な関連を持つていと言わなければなりません。

すなわち、シャム湾のマヤゲス号事件に動出したアメリカの海兵隊一個大隊は日本国内の沖縄から出撃している事実はずでに日米両国政府も認めておられるところであります。明らかにこの作戦行動は、日米安全保障条約第六条の実施に関する交換公文に定める「日本国から行われる戦闘作戦行動」として事前協議の対象となるものであること

は疑いの余地がありません。しかるに政府は、この作戦行動は途中タイ国内のウタパオ基地に立ち寄っているという口実を、単なる部隊の移動として事前協議の対象外という見解をとつておられること、まさに詭弁もはなはだしと言わなければならぬと思っております。事実の経過で示されているように、この作戦行動は、出発の時点からシャム湾のマヤゲス号に向かつての作戦行動として命令が発せられていることは明らかであります。タイのウタパオ基地は、輸送機から戦闘用のヘリコプターに乗りかえるための中継基地にすぎなかつたことは明確なる事実であります。この作戦行動を事前協議対象外の行動と認め、しかもその行動範囲は、従来政府が繰り返し説明をしてきた日米安保条約に定める極東の範囲をはるかに超えているではありませんか。このような態度を今回政府がとつたことは、アメリカ軍の基地使用について、その態様をチェックする機能として政府が繰り返し国民に説明してきた事前協議制度が全く空文化し、日本の基地を使用するアメリカ軍の作戦行動について完全なフリーハンドを与えたことになり、日米安保条約に対するかねてからの国民の疑念に対して、これを欺く行為であると言わざるを得ません。あわせてまた、このアメリカの作戦行動に強い反発を示したタイを初めとする東南アジア関係諸国との間の友好関係にも大きな障害を残すことになるのではないでしようか。これに対する宮澤外務大臣の明快な見解を求めたいと思っております。

次に、坂田防衛庁長官に対して、日本の防衛構想に対する見解を承りたいと思っております。まずその第一点は、防衛庁は最近庁内にF-X分室を設置して、次期戦闘機の機種選定を急いでいると言われおられます。そしてその調査団をすでに欧米に派遣しておりますが、ポスト四次防についてその構想さえも明らかにされていない、国民に何らの合意も得られていない段階で、次期戦闘機の機種選定について既成事実をつくり上げる行為は、シビ

定について既成事実をつくり上げる行為は、シビ

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六八六

リアンコントロールの原則を覆す制服組の越権行為と言わざるを得ません。さらに、そのFXの選定基準は、特定の国の戦闘機の能力を対象としてそれに対抗し得る能力を持ったものとして、すでにその候補機種がしぼられていたと言われております。その選定の基準、能力は、専守防衛という基本原則を超えていると言わざるを得ないと思っております。このように今回のFX選定についての空構の行動は、シビリアンコントロールを無視し、これを超えて、より強大な軍事力を求めての制服組のひとり歩きと言わざるを得ません。これについての防衛庁長官の見解を承りたいと思っております。

次に、日米防衛分担保想なるものについて、総理並びに防衛庁長官の見解を伺いたいと思っております。総理は去る五月二十九日、坂田防衛庁長官を初め防衛庁幹部と協議し、従来制服組の構想としてひそかに持たれていた日米防衛分担保想に了解を与え、みずから八月渡米の際の三木・フォーダ首脳会議の主要テーマにすると同時に、今秋には坂田・シュレジンジャー会議によって具体的な取り決めを行うまでに意旨を確定したと言われております。

このような政府の動向と前後して、国会審議の場を通じて、断片的ではありますが、具体的な日米共同作戦行動、シー・レーンの設定等の構想が示されております。坂田防衛庁長官は、さきの本院予算委員会においてシー・レーンを指摘された際は、その存在を否定をし、一カ月後の予算委員会では、一転して、わが国の周辺海域で日米の防衛分担保の取り決めを結ぶため、シュレジンジャー国防長官と協議することを表明してあります。ところが、衆議院に場を移して、内閣委員会の審議では、さらに二転して、海域分担保でなく機能分担保であると発表してあります。引き続き本院予算委員会においてはさらに三転して、取り決めはしないと言明したにもかかわらず、続いて舞台が衆議院に移ると四転して、「分担保」を「協力」と言いかえながら、京浜、阪神を基点とするシー・

レーン設定の構想を明らかにしています。これらの経過は、制服組が独走して、すでに事実上取り決めに至っている海域分担保を政府が追認するというシビリアンコントロールの放棄の典型とも言えるゆゆしき姿ではないでしょうか。防衛庁長官のこのような変転ぶりには、まさに国会審議権に対する公然たる黙殺であり、この構想自体は驚くべき、かつての三矢計画の発行版とも言えるものではないでしょうか。防衛庁長官の確たる答弁を求めます。

さらに、政府並びに防衛庁当局の日米防衛分担保が具体化することと並行して、アメリカ政府からいまま衝撃的な東北アジアにおける戦略構想の意図している日米防衛分担保がアメリカの核戦略構想に完全に組み込まれたものであることを指摘せざるを得ません。シュレジンジャー国防長官による「北東アジア地域において、核兵器の使用もあり得る」という言明は、このことを明確に物語っていると言わなければならない。昨年来のラロック証言に引き続きの先日のシュレジンジャー発言は、どのように強弁しようとも、日米安保体制が明確に核安保であり、日米防衛分担保はその一翼を担うものであるという指摘を政府は具体的な事実をもつて否定することができません。今国会においてみずから憲法を守ることを国民に誓約をされ、また、非核三原則は国是であることを言明をされた三木総理並びに坂田防衛庁長官の見解を求めたいと思っております。

最後に、坂田防衛庁長官に対して、ポスト四次防の策定についてどのように考えておられるか、その見解を承りたいと思っております。

去る昭和三十三年五月の国防会議において「国防の基本方針」が決定をされ、以来この基本方針に基づいてその後の防衛力整備長期計画が策定され、一次防から四次防に及び日本の軍事力は飛躍的に拡大強化されてきております。この拡大の一端をたどってきた一次防から四次防までの二十年

間のその長期計画遂行の背景となってきた国内情勢も国際情勢も大きく変化してきていることは、総理並びに防衛庁長官も認めざるを得ないでしょう。国内的には、膨大な防衛費を支えてきた経済の高成長はいま失速状態となり、今日、低成長時代を迎えており、中小企業の倒産の増大、失業者の増大など社会経済情勢は大きく変化し、今日の政治の最優先課題は何よりも国民の生活の安定、社会保障制度の確立にあることは政府もしばしば言明をしてきたところでありました。国際的にも、すでに述べたように、新しいアジア情勢が展開される中で何よりも明確に示されていることは、アメリカの軍事力を背景にしての世界戦略の時代はすでに終わりを告げ、その戦略構想と結びついた日本の防衛力整備計画も大きく軌道修正を迫られていると認識することが必要なのではないでしょうか。一次防が終われば二次防、二次防から三次防、三次防が終われば四次防、四次防が終われば五次防へと、当然のごとく際限もなく拡大をする軍備増強は、今日の国内の社会経済情勢から見ても、国際情勢から見ても……

○副議長(前田佳都男君) 野田君、時間が超過しております。簡単に願います。

○野田哲君(統) その時流に逆行するものではないでしょうか。坂田防衛庁長官としては、ポスト四次防についてどのような構想を持っておられるか、この際、防衛庁整備長期計画を白紙に戻して……

○副議長(前田佳都男君) 野田君、簡単に願います。

○野田哲君(統) はい。

非武装中立の立場に立ったわが国の進むべき道を検討する意思を持つことはできないか、坂田防衛庁長官の所信を伺って私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇〕

○國務大臣(三木武夫君) 野田議員の質問にお答えをいたします。

今日のアジア情勢、どういふふうにかえておるかという御質問でございますが、今後のインドシナ半島全体に北越の影響力が強まることは予想されますが、南北両ベトナムの統一がいつごろ行われるか、インドシナ各国の自主性などの対外姿勢がどういふふうになるかなどについては、なお、今後の推移を見きわめる要があつて、いま当面考えられることは、周辺地域には混乱と不安定をこれ以上もたらすことにはないと見ております。また、ASEAN諸国の動向について、これは次第に米國を離れてきたといふふうな野田議員は御観察ですが、私はそうは見えていません。米國との友好関係を維持しながら、体制の異なる国々との関係を調整して、近隣諸国との関係をより密接にしようとする外交努力のあらわれである、こういうふうに見ておるわけでございます。マルコス大統領の北京訪問もそういう角度から見ておるわけでございます。

また、アメリカのベトナム戦争に協力したではないかというお話でございますが、わが国はパリ協定一九七三年成立以前から、ベトナム紛争というものはベトナム国民の自決権に基づいて平和的に解決されるべきである旨を表明し続けてきたわけでございます。パリ協定成立後も、関係者の平和的話し合いによって解決されるべしとの同協定の精神にのっとり、協定が遵守されることと、これを尊重して、これを関係諸国に呼びかけて、この地域の平和と安定を希求する立場をわが国は貫いてきたわけでございます。アメリカに加盟したという表現は、われわれとしても当たらないと思つておるわけでございます。

アメリカのアジア政策が失敗をしたにもかかわらず、安保体制をこれを強化していかうとしておるのはどういふことかというところでございまして、安保条約というものをまあ野田議員は軍事面だけからごらんになりますけれども、安保条約というものは、名前からして、日米の相互協力及び安全保障条約ということになっておるわけござい

ざいまして、これは広範な日米間の協力を約束したものでございます。軍事面だけではないに、食糧面でも輸入食糧の四〇％はアメリカから輸入しておるわけですからね。原油でもまたアメリカから五〇％を輸入しておるわけです、メジャーを通じて。そういうことでございますから、日米関係というものは単に軍事面ばかりで見るとはならず、全般的な経済面などももう少し広く日米間の関係を考えてみれば、日米関係というものはきわめて緊密な関係にあるわけでございますから、わが国がこの協力関係を維持していくということは、日本外交の私はいくつかの大きな基盤であると考えておるわけでございます。日米のこの協力関係を維持していくことが、国際政治の大きな世界の安定という枠組みの上からも重要であるし、この体制を維持していくことが、安保体制を維持していくことが、日本だけでなく、アジア、ひいては世界の平和と安定に貢献するものと考えておりますから、野田議員の御指摘のように、安保体制を破棄するという考え方は全然持っていないわけでございます。

また、私の訪米のときのフォード大統領との話し合いにも関連して、日米の防衛分担の具体的な内容等が憲法と関連して御質問があったように思いますが、やはりこの日米の安保、日本のこの防衛に関する日米間の関係は、お互いに協力し合うというところでございますから、分担保と申して、ここまでは日本、ここまではアメリカという分担というものは私は適当でないと。日米間で協力し合う。むしろ日本は協力の限界があるわけですから、お互いにアメリカとの間に当然にこの当事者間でよく話し合いをしておくようにと私自身からも申しておるわけでございます。しかし、それは憲法の枠内であるということも当然のことではあります。憲法の枠内を超えて、日米間で話し合いができるものではないのであります。また、八月の訪米の際のフォード大統領とどういふ問題を話すかというところは、まだ具体的に煮詰まっては

おりません。それからシュレジンジャーの発言については、外務大臣からお答えをいたします。  
〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕  
○国務大臣(宮澤喜一君) マヤガス号の関連でお尋ねがあったわけでございますが、日米安保条約の第六条に基づきます交換公文の中におきまして、米軍がわが国の基地から戦闘行動に発進する場合に事前協議の対象になるということが述べられております。したがって、わが国の基地から海外の基地へ移動したということ自身はこの「戦闘行動」とはならないということは、政府が伝統的にとっておる解釈でございます。今回何も新たにそういう解釈をいたしたということはないでございます。

それからシュレジンジャー発言についてのお尋ねであったわけですが、これは朝鮮半島において不測の事態があった場合に米軍が核兵器を使うこととあるというところにつきまして、私は、この発言はフォード大統領も似たような発言をしておられるわけですが、アメリカの同盟国に

対する安全保障上の義務を履行する、そういう意図について関係国が何かの誤解を、誤算をして、それによって戦争が現実起こるという可能性を防ぐためにアメリカの決意をあるいふ形で言っておるのである、いわば抑止的な意味で言っておるのであるというふうに私も解釈をしております。

それから、同じくこの核問題とわが国との関連でございますが、これはことしの四月に私とキッシンジャー米国防務長官との間で、米国のいわゆる核のかさわが国にとって抑止力になっていくということ、及びわが国に仮に攻撃が加えられた場合、それが通常兵器によるものであれば、あるいは核兵器によるものであれば、米国は安全保障条約上の義務を履行するということを確認いたしましたおるわけでございます。このことはいわゆる非核三原則と少しも矛盾するものでないかと私は考

えております。むしろ、こういうことがございましてから非核三原則というものが現実の原則として守り得るものになっておるといふふうに考えておるわけでございます。(拍手)  
〔国務大臣坂田道太君登壇、拍手〕  
○国務大臣(坂田道太君) 野田議員にお答えをいたします。

FX調査団派遣の問題でございますが、次期戦闘機につきましても、現在欧米に海外資料収集班を派遣しております。今後これらの資料の分析作業を行って、要すれば数機の機種を選定いたしまして、五十一年度にはさらに詳細な調査、検討を実施した上、ポスト四次防の一環として国防会議等に諮りまして決定する予定でございます。シビリアンコントロールと何か関係があるようなことをおっしゃいましたけれども、私は、こういう戦闘機について、その機能あるいはその値段、いろいろ詳細にわたって資料を収集することが国民のためであり、そのことがやはりシビリアンコントロールの趣旨に沿うものだと考えております。

二番目の問題でございますが、ベトナム以後の米国の北東アジア政策と日米共同作戦行動との関連でございます。これは、実は四月二日、社会党の上田委員からのお尋ねに私が答えまして、そのとき「海域分担保」ということは言っておらないこと、この前の予算総会で明らかにしたわけでございます。ただ、その以来の私の言いましたことは、ずっと本委員会及び参議院の内閣委員会、予算総会、全部速記録をお読みいただければ、私の考

え方は四月二日当時と何ら変わっておらない、一貫しておるといふことがおわかりになると思っています。  
これは、有事に際しまして、日米安保条約に基づきまして共通の危険に対して米国の共同をして対処するというふうになっておりますが、その際自衛隊と米軍が整合のとれた作戦行動を実施し、効果的な対処行動がとれるよう平素から日米両国

の防衛責任者同士が直接意見を交換して、そうしてフランクに、率直に、できることはできる、できないことはできないということをやはり私がお話をするということが非常に大事なことだといふふうに私は考えるのでございまして、将来、要すれば、わが国防衛のための日米協力に関する何らかの合意を得ておくことが純軍事的には望ましいといふふうに考えているのでございます。

それから、ポスト四次防の問題につきましてのお尋ねでございますが、これは去る四月一日、事務局に対しまして防衛庁案の作成に着手するよう長官指示を出しました。現在種々の角度から検討しているところでございまして、具体的な整備の方針といったものはまだ手元にはございませぬ。今度の防衛力整備には経済、財政事情の変化等種々の制約が予想されますが、防衛力は万が一の事態に備えて保持するものでございまして、一朝一夕に建設できるものではございませんので、ポスト四次防につきましても、経済情勢、それからアジア情勢というものを十分配慮しながら、この防衛力整備を計画的に推進してまいりたい。たとえは先ほどもお答えいたしましたように、防衛施設等の攻撃に対する耐久性、そういう問題、あるいはまた後方支援体制、そういう質的充実ということに重点を置いていま指示をいたしておるところでございます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 太田淳夫君。  
〔太田淳夫君登壇、拍手〕  
○太田淳夫君 私、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました防衛庁設置法並びに自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、三木総理並びに関係大臣に質問を行うものでござい

ます。第一にお伺いしたいのは、極東の軍事情勢についてであります。インドシナ半島における米軍の撤退、その後の朝鮮半島におきます緊張の激化、東南アジア諸国の中立志向、アメリカ離れ



昭和五十年六月二十七日 参議院会議録第十八号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六八八

の現象など、いまやアジアは大きな転換期を迎えております。それにもかかわらず、アメリカはインドシナ解放の教訓を忘れ、むしろこれを逆手にとって、朝鮮半島の安全を理由に日本の防衛力の強化、韓国防衛への責任分担、日米安保体制の一層の軍事同盟などを強く迫ってきつてあります。それに對し、わが国がいまだにアメリカの冷戦型アジア戦略に追随従属していくことは、アジアでの緊張を醸し、アジアの孤児にみずからを陥れることは必至と言わざるを得ないのであります。そこで、政府は、一体極東の軍事情勢及び南北朝鮮の軍事情勢についてどのように考えておられるか、御所見をお伺いしたいのであります。

次に、フォード大統領は、北朝鮮からの侵略に對し核兵器の使用を否定しなかつた。また、シュレジンジャー長官は、日本の防衛にも核を使用する旨の発言をしていますが、これは日米安保条約の本質を露呈したものであり、非常に危険であると思ひますが、政府の見解を承りたい。

また、日本の防衛のために核の使用をアメリカに要請することもあるのかどうか、總理並びに外務大臣にお伺いいたします。

次に、シュレジンジャー米国防長官は、去る五月一日の記者会見で、韓国軍の近代化五カ年計画の完了とともに、在韓米軍の削減と撤収の方針に再検討のあり得ることをほのめかしております。ところが、マンズフィールド米上院議員は、韓国から時期を見て段階的に米軍を撤退させるべきであると述べています。しかも、今秋の国連総会では在韓米軍撤退案が可決されるのは確定的と言われているのであります。これに對して政府は、在韓米軍撤退案の阻止はしないとの態度を表明していますが、在韓米軍をどのように政府は評価しておられるのか、御答弁願ひたいのであります。

また、今秋の国連総会で同決議案の可決により、韓国より国連軍が撤退するような事態の発生があった場合、日本にいかなる軍事的影響がある

と考えられるのか、御所見をお伺いしたいのであります。

次に、日米防衛分担についてお伺いいたします。フォード米政権は、ベトナム以後のアジア軍事戦略の展開に当たり、日本を北東アジアにおける米戦略のストロング・ポイント、すなわち重要拠点と位置づけ、五月十九日のUSニューズ・ウィークリー誌で、シュレジンジャー国防長官は、日本に對して、対潜水艦戦能力、海上交通路の確保、防空面の強化等を挙げ、日米の防衛分担と防衛力強化を要請しているのであります。このほど坂田長官は三木總理に對し、有事の際の日本周辺海域の防衛について、日米間の政治レベルで防衛分担の話し合いを進めるべきだと進言し、總理の了承を得たわけでありますが、日米の防衛分担については、これまで制限レベルで非公式に進められたことはあつても、防衛庁長官や内局幹部は関知しないという態度をとつていて、それが何ゆゑに急に必要になつたのか、その理由を具体的に説明していただきたい。

この防衛分担について坂田長官は熱意を示し、シュレジンジャー国防長官との協議を望んでおられるが、このシュレジンジャー長官との会談は、日米両国の防衛の最高責任者の会談として重要な意味を持つと言わざるを得ません。長官は、いかなる決意と構想をもつてこの会談に臨まれるのか、御答弁を願ひたいのであります。

さらに考えるならば、アメリカよりの防衛分担の要請は、日本の肩がわりを前提としたものであり、韓国有事の際には自動的にわが国を戦争に巻き込み、アメリカの先兵としての役割りを担わせるものと言えらるべきであります。したがつて、防衛分担の取り決めがされるなら、軍事同盟と同じ性格を有し、アメリカ軍の傘下に自衛隊が組み込まれる危険性を有すると思ひますが、明確な御答弁をお伺いしたいのであります。

次に、アメリカの防衛分担要請で特に注目されるのは、わが国の軍事力強化とその活用でありま

す。シュレジンジャー長官の示した要求は、対潜水艦戦能力、海上交通路の確保、防空面の強化であるが、四次防以後の自衛隊の装備能力とその方向性は、その要求に沿つた形で具体化されていると言わざるを得ないのであります。すなわち、四次防での漏滴型潜水艦は原潜に通ずるものであります。初めのヘリ空母の導入は、周辺海域や外洋での対潜対艦戦能力の飛躍的な強化を物語つてい

ると言えるのであります。また、ファントム戦闘機による沖縄・南西航空混成団の新設は、まさに防空面の強化にはかならないと思ひますが、防衛分担取り決めは海上自衛隊のみでなく、航空、陸上各自衛隊にわたるものを構想されているのか、明らかにされたい。

次に、アメリカによるこの分担要求は、決して韓国防衛のためでもなく、日本防衛のためでもありません。つまり、米自身の問題であるということであり、すなわち、七四年国防報告のリチャードソン戦略は、これを、「同盟諸国の防衛責任は、第一次の当事国が負う、アメリカの支援は、アメリカの利益、あるいは義務上当然とみなされる場合に限る」と明記してあります。アメリカの支援は、あくまで米国の利益優先とするならば、日米安保条約は日本の防衛のためではなく、アメリカの防衛のためであると言つても過言ではありません。したがつて、こうした日米安保体制の欺瞞性と危険性を排除することが必要であります。そのためには速やかに日米安保条約を廃棄し、軍事同盟関係を排除した日米友好不可侵条約の締結を行つべきであると確信するが、明確な答弁を求めらるべきであります。

次に、ポスト四次防についてお伺いいたします。坂田長官は、このほど四次防以後の防衛力整備計画の作成について指示されています。長官は、わが国に對し、差し迫つた軍事的脅威が存在する

とお考えかどうか、明快な御答弁を願ひたいのであります。

現在、インフレによる人件費、主要装備の価格上昇によつてその調整が困難となり、陸上では国産戦車約八十両、艦艇では二十隻、三万五千五百トン、航空機七十七機が四次防の最終年度の五十年に持ち越されていきます。したがつて、経済事情の変化に見合ったポスト四次防の検討が必要であると思ひますが、長官の所見を伺ひたい。

さらに長官は、防衛費は国民総生産の二%以内を抑える旨の発言をされています。しかし、五十年年度予算の防衛費は、GNPの〇・八四%であり、その予算規模は実に一兆三千二百七十三億円であります。これは世界第七位の軍事予算であります。このような強大な防衛予算に對し、国民はこれ以上の軍事力の肥大化は少しも望んでいないことは明白であります。むしろ、防衛費の大幅な削減こそが国民の要求であります。社会的な弱者の救済、社会的な不正の是正、これこそ三木總理、三木内閣の国民への約束でありました。低成長時代における福祉財源の確保などが問題になつてい

る現在、政府は、防衛費はGNP一%程度は当然という態度を正し、その大幅削減をなすべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。わが国の周辺には新しい局面が開かれつつあります。このときに、日本のとるべき安全保障政策の方向は、外に對しては平和を定着させるための積極的な等距離外交の推進、内にあつては社会福祉の充実による内政のひびきの是正、民生安定による住みよい国づくりが何より優先すべきであると思ひます。政府の軍事増強政策は、時代の流れに逆行する時代錯誤の産物と言わざるを得ないし、その推進の一環であるこの両法案を撤回することを強く要求して、私の質問を終わります。

(拍手) [國務大臣三木武夫君登壇、拍手] ○國務大臣(三木武夫君) 太田議員の御質問にお答をいたします。



最近のインドシナ情勢が極東の軍事情勢にどう  
いう影響を与えたかというお話でございますが、  
必ずしも極東の軍事情勢にそう大きな影響を与え  
たとは考えていないわけでございます。

次に、フォード、シェレンジンジャー氏の、韓国  
の防衛に対してのいろいろ御発言がございました  
けれども、やはりアメリカとしても望んでおること  
とは、朝鮮半島に大規模な軍事的な衝突が起こら  
ないということをアメリカは願っておるわけござ  
いますから、したがって、いろいろな発言とい  
うものは、やはり韓国の防衛のためには米韓条約  
があるんだと、そういう点で、その情勢というも  
のを誤認せないようにという、戦争を押ししよう  
という意図から出た発言であるとわれわれは受け  
取っておるわけでございます。私どもは、朝鮮半  
島に大規模な軍事的な衝突が起こるとは見ていない  
わけです。南北の朝鮮の人たちも望んでいません  
し、また、アメリカとしても、日本としても、  
あるいはソ連、中国としても、そういう大規模な  
軍事衝突を望んでないわけでありまして、各国  
があらゆる外交努力を払って戦争を防止するため  
の努力をすることは当然のことであり、ことに重  
大な関連を持つわが国としては、あらゆる外交的  
努力を払ってそういう軍事的衝突を避ける努力を  
しなければならぬと考えております。

また、在韓の国連軍の問題についていろいろお  
話がございました。今秋の国連の総会において、  
国連軍の解体ということが問題になり、こういう  
ことが実現する形勢にあることは御指摘のとおり  
でございますが、そのことは国連軍の解体とい  
うことであって、朝鮮の平和を維持しておる、朝  
鮮半島の平和を維持しておる休戦協定を破壊しよ  
うとするためにそれをやるわけではないわけござ  
いますから、どこの国もあの休戦協定が維持さ  
れて、朝鮮半島に平和が維持されることを望んで  
おるわけでございますから、在韓の国連司令部が  
解体されても、休戦協定は維持されなければなら  
ぬわけでありまして、これを維持するための適

当な処置が講ぜられる必要があると考えておるわ  
けでございます。

また、在韓の国連軍の司令部の要員と参加国の  
連絡要員のみがおるわけでございますが、このこ  
とが、引き揚げるからといって、わが国の軍事力  
のバランスの上に大きな影響はないと考えており  
ます。しかし、国連軍の司令官は朝鮮半島の平和  
維持に重要な役割を果たしてきたわけでありま  
すし、休戦協定の一方の当事者であるわけであり  
ますから、国連軍の解体というものは休戦体制の  
維持に悪い影響を与えないよう重大な関心を持つ  
必要があると思っております。

また、日米の防衛分担のお話がございましたけ  
れども、先ほどの御答弁で申し上げておるよ  
うに、防衛分担というものは、何か地域的に分担  
するという考え方よりかは、米国の安保条約の  
もとにおいて協力体制というものを日米間で絶え  
ず話し合っておく必要がある。無論、それは現行  
の憲法の枠内であるし、また安保条約の枠内で行  
うことは当然であります。そのために絶えず日米  
間で話し合いをして、お互いの協力の限界という  
ことを話し合う必要があると考えておるわけござ  
います。

また、日米安保条約というものは日本の安全  
のためでないという御指摘がございましたが、わ  
れわれとは全然その認識を異にするため、われ  
われは、日米安保条約というものは日本の安全の  
ために必要であるとして結んだものでございま  
す。したがって、これを廃棄する考え方は持って  
いないわけでございます。ただ、この日米安保条  
約というものを、私は国民にも願いたいのは、ただ  
軍事面だけでなくして、広範な日米協力を規定し  
た条約であるという、均衡のとれた解釈を日米安  
保条約にされることを強く望むものでございま  
す。しかし、安保条約は、これは引き続き維持  
していくことが必要であって、これを廃棄する考  
えはございません。

昭和五十年六月二十七日 参議院会議録第十八号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

もののいろいろ御質問がございましたが、いま、  
差し迫った軍事的脅威が顕在化する可能性は少な  
いと考えております。

他の御質問に対しては関係大臣からお答えをい  
たすこといたします。(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂田道太君) 防衛協力の問題につ  
いての御質問でございますが、防衛庁といたしまし  
ては、従来から日米の幕僚間におきまして意思の  
疎通を図り、緊密な関係の維持に努めてまいりま  
したが、制服レベルの、しかも、在日米軍司令部  
出先部隊レベルの話し合いではおのずから限度が  
ございます。やはり、日米両国の防衛の責任者同  
士が安保条約の円滑な運用に關しまして直接意見  
を交換し、率直な対話を絶やさないようにするこ  
とが、必要だと考えております。将来、要する  
ならば、いわゆる有事の際のわが国防衛のための  
日米協力に關する何らかの合意を得ておくことが  
純軍事的には望ましいと常に考えておりました。  
たので、その趣旨を述べたものでござります。

あのアメリカのブラウン報告によりまして、対  
潜水艦能力を高めよとか、あるいは高まるよとか、  
あるいは海上輸送、船舶の輸送ということにつ  
いて防衛をせよとか、あるいは防衛とかがいふよう  
なことが書いてございます。書いてはございませ  
れども、こういうものも責任者から直接はつきり  
私と同じ、そして私どもとして憲法の制約のもと  
においてどれだけできるのかというふうなことを  
はつきり申し上げるということ、そして理解を  
持つてもらうということが日米の利益の上におい  
て大事だということに私は考えておるわけござ  
います。その意味合いにおきまして、防衛協力  
についての話し合いをいたしたいというふうに考  
えておるわけでございます。先ほどから申し上げ  
ますように、自衛隊と米軍とが有事に際しまして  
整合のとれた作戦行動が実施できる、そうして効  
果的に対処行動がとれるように、たとえば作戦調  
整機関のあり方であるとか、あるいはアメリカが

日本に対する支援、期待、その内容等を明確にす  
るといふことが必要であると考えますし、そのワ  
ンステップとしてやはり話し合うということが私  
は必要であるというふうに考えておる次第ござ  
います。

また、従来やっておりますユニフォームの研  
究等も、やはりわれわれが目も届く、ちゃんと確  
認された形においてやるということがシビリアン  
コントロールの私は道であるというふうに考  
えておるわけでございます。

それから、これは海上だけかというお尋ねで  
ございますが、いや、そうではございませんで、海  
上のみならず、航空、陸上につきましても配慮し  
なければならぬというふうに考えておるわけ  
でございます。

また、経済の低成長下における防衛力整備のあ  
り方あるいは防衛費のあり方ということにつ  
いてのお尋ねでございます。差し迫った脅威があ  
るかどうかということについてのお尋ねでござい  
ますが、すでにこれは総理からお答えになったと  
おりで、私もいま朝鮮半島で事が起るといふ  
うには考えておりません。しかしながら、防衛力  
の整備はやはり長期間を要しますので、平素から  
計画的に進めていく必要があるというふうに考  
えるわけでございますが、しかし、やはり他国に脅  
威を与えたり、あるいは民生を著しく圧迫する  
というようなことについては十分な配慮が必要であ  
るというふうに考えておるわけでございます。

さらに、ポスト四次防衛計画については、やはり  
申し上げましたとおり、GNPの二％以内にとど  
めたいというふうに考えておるわけございま  
す。

それから四次防衛計画そのものをもうやめてし  
まったかどうか、あるいは縮小してしまっただ  
うかということでございますが、しかし私は、こ  
れは四次防衛計画を進めさせていただきたいとい  
うふうに考えておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣(坂田道太君)登壇、拍手〕

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○國務大臣(宮澤喜一君) 在韓連軍の問題だけを補足をさせていただきます。

現在の朝鮮半島の平和維持の法律的な枠組みは一九五三年の休戦協定でございますが、この休戦協定の当事者に国連軍司令官がなっておりますわけでございます。したがって、国連軍が解体されてしまふということになりますと、当事者を欠くことになるわけで、そうなりますと、朝鮮半島の平和維持の法律的な枠組みがなくなってしまうばかりでなく、ときたま停戦違反のようなことがございまして、協定違反のようなことがございまして、板門店でもかくそれを話し合つて、大ごとにならないように解決をしまつておるわけですが、そういう仕組みも実は失われてしまふということになつてはならないと、こういうふうにお国としてはお考へておるわけであります。したがって、わが国は国連軍の撤退そのものに反対する態度はとりません、そうではなかつて、いまのような平和維持の枠組みをどのようにして残しておくかというところに外交的努力を集中したいとお考へておるわけであります。

(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 私日本共産党を代表して、ただいま上程されております防衛二法の一部改正案について、若干の質問をいたします。

去る六月二十日、シュレジンジャー米国防長官は、韓国への戦術核兵器配備の事実を公然と認めるとともに、日本や韓国が敵の攻撃を受けた場合、米軍は核兵器による先制攻撃をも辞さないこと述べているのであります。さらに、フォードアメリカ大統領は、一昨日の内外記者団との会見でこれを確認し、その恫喝的政策をさらに推し進めようとしております。このことは、インドシナ半島の敗北によるアジア情勢の大きな変化にもかかわらず、依然としてアメリカは、米軍の海外配備と

核戦略の展開を軸とする力の政策をますます強化しようとする以外の何もありません。事はきわめて重大と言わなければなりません。

そこで、三木総理に伺いますが、総理は、最近ますますその侵略性を露骨にしつつあるアメリカの核政策をこのままに容認し、その体制下にあつてこれに協力し、その一切の犠牲を国民に押しつけようとするのかどうか、総理並びに外務大臣の所信を伺いたいと思ひます。

第二に、これと関連して重要なことは、シュレジンジャー長官は、USニューズ・アンド・ワールド・レポートのインタビューの中で、「日本が共通の防衛において、その役割を真剣に果たすことを期待する」として、対潜水艦戦争、輸送路の防衛、防空などの任務を日本に押しつけようとする意図を露骨に表明しているのではありませんか。

一方、海上自衛隊は毎年、米原子力潜水艦を標的にした対潜訓練を日本周辺で展開するなど、すでにアメリカの要求にこたえ、極東戦略に組み込まれているのが実態ではありませんか。

そこで、総理並びに外務大臣、防衛庁長官にお聞きしますが、シュレジンジャー長官の表明は、まさに自衛隊の戦闘能力の一層の強化と責任分担を迫っているものと考へられますが、どうですか、明確な答弁を求めたいのであります。

第三の点は、いわゆる有事における日米共同作戦の問題についてであります。政府は、これまでの国会答弁でもしばしば日米共同作戦協力の大綱を初め、補給、支援や情報交換などを協議する日米の連絡調整機関なるものを設置する考えを明らかにしてきておりました。その機関は、まさに米軍のアジア戦略に日本を巻き込む日米共同作戦体制強化の重要な取組であると考えられておられるのであります。このような危険な性格を持つ日米間の重要な取り決めを政府は事前に国会に諮らず、事後報告で処理すればよいと考へていられるのであります。どうか、総理並びに防衛庁長官の答弁を求めたいのであります。

第四の点は、米軍と自衛隊の基地の共同使用の問題についてであります。

在日米海軍司令部は、さきに佐世保基地の機能を縮小し、日本側に返還するという方針を明らかにいたしました。ところが米側はそのすべてを民間に開放するのではなく、大部分の施設を自衛隊に使用転換させ、事あれば米軍が自由に使用できるという形の、いわゆる有事駐留方式をとろうとしているのであります。この自衛隊との共同使用は米軍の再使用の道を切り開くものであり、結局のところ、基地の恒常使用につながることはきわめて明らかであります。しかも、横須賀の場合を見れば、旧軍港を平和都市に転換させるといふ法律の規定にもかかわらず、一部返還された基地を引き続き自衛隊に肩がわり使用させているのであります。その上、費用は日本側に負担させ、しかも、必要に応じていつでも米軍が使用できるというきわめて不当なやり方がまかり通つておるのであります。このようなアメリカ流のこうかつきわまりない方法を佐世保や他の基地においても今後これを認めようとするのかどうか、防衛庁長官の責任ある答弁を求めたいのであります。

第五は、日米防衛分担の中でのいわゆる有事の際の後方支援体制の問題についてであります。総理は、去る四月十六日、陸、海、空自衛隊幹部会同に出席され異例の対話をされておられますが、その際ある幹部から、いざというときには物資動員計画や道路の優先使用などを法制化してほしいという要求が出されたと聞いております。

そこで伺いますが、総理は具体的にどのような話し合いをしたのか。そのような戦時動員体制については一体どのような考えをお持ちになつておられるのか、その構想を持っておられるなら、ここで明らかにされる必要があると思ひます。さらに、陸、海、空自衛隊は、このほど戦略上の重要地域の一つである津軽海峡を想定した大規模な統合演習を展開しておるのであります。この演習は図上演習とはいへ、一九七一年のヘリ

ポーン大演習に続く大がかりなものだと言われている。さらにまた、新聞報道によれば、防衛庁はポスト四次防で、自衛官定数について海、空の定数をそれぞれ五万人に増強するという構想を出しているのではありませんか。これはまさに米政府が強く要求している海、空の防衛分担に符節を合わせようとするものであり、その目的はきわめて明白であると言わねばなりません。この構想と日米防衛分担の関係について防衛庁長官の答弁を求めたいのであります。

最後に指摘したいことは、本法案が海、空自衛官の増員だけの問題でなく、「基地の効率的運用」と称して、自衛隊基地の一層の拡大、強化を図ろうとしていることでもあります。政府は、今回の改正によって、第三航空団を小牧から三沢に移し、小牧には新たに美保基地から航空輸送団の飛行隊を配備しようとしているのであります。第三航空団が移されようとしている三沢基地では、現在でも米空母ミッドウェイ艦載機の離着陸訓練などが頻りに行われており、市民の生活環境は騒音を初めとする基地公害に絶えず脅かされているのが現状であります。しかも、三沢市の場合、防衛施設周辺の生活環境整備法に基づく騒音被害区域の指定さえいまだになされてないのが現状であります。住民被害をこれまで以上に増大させるおそれのある航空自衛隊の移駐は断じて許されません。政府は、地元民の強い反対を押し切つてまであえて移駐を強行しようとする考へなのかどうか、防衛庁長官の明確なる答弁を要求するものであります。

わが党は、アメリカの核安保体制に組み込まれた自衛隊の増強に反対し、安保廃棄と中立、平和の日本の建設が緊急に必要となつておることを強く指摘して、私のこの質問を終わるのであります。

(拍手)

○國務大臣(三木武夫君) 岩間君の御質問にお答

えをいたします。

最後に指摘したいことは、本法案が海、空自衛官の増員だけの問題でなく、「基地の効率的運用」と称して、自衛隊基地の一層の拡大、強化を図ろうとしていることでもあります。政府は、今回の改正によって、第三航空団を小牧から三沢に移し、小牧には新たに美保基地から航空輸送団の飛行隊を配備しようとしているのであります。第三航空団が移されようとしている三沢基地では、現在でも米空母ミッドウェイ艦載機の離着陸訓練などが頻りに行われており、市民の生活環境は騒音を初めとする基地公害に絶えず脅かされているのが現状であります。しかも、三沢市の場合、防衛施設周辺の生活環境整備法に基づく騒音被害区域の指定さえいまだになされてないのが現状であります。住民被害をこれまで以上に増大させるおそれのある航空自衛隊の移駐は断じて許されません。政府は、地元民の強い反対を押し切つてまであえて移駐を強行しようとする考へなのかどうか、防衛庁長官の明確なる答弁を要求するものであります。

私に対する第一の質問は、シュレジンジャー国防長官等の発言をとりえている御発言がございませぬ。私は、やはり核というものの、核兵器というものの本質的意味は抑止力にある。実際に大規模に核兵器を使って、そして大規模な戦争が起これば人類は全滅するわけですから、抑止力がある。そういうことで、シュレジンジャー氏のいろんな発言も、やはり戦争を防止したいという抑止力の行使というものに重点が置かれておると受け取るものでございませぬ。

また、第二の有事の際の日米の共同作戦体制について政府はどのようにするのか、どう考えているのかということもございませぬが、有事の際にわが国が米国の間に安全保障体制を基調として対処することになるわけではございませぬが、そういう場合、いろんな場合が考えられますから、日米の協力というものについては、やはり当事者間をよく話し合っておくことがいいと私も指示しておるわけではございませぬ。日本としても、協力するにできない世界もあるわけではございませぬ。話し合っておく必要がある。いままでは話し合いの仕方が少なかったと私は思っております。しかし、その話し合いというものが憲法の枠内で行わなければならぬことは当然でございませぬ。

また、有事の際のいろいろお話がございましたけれども、この有事の際のいろいろ鉄道などの優先輸送の法制化などに対して御懸念があるのかもしれないが、そういう考え方は持っておりませぬ。他は、関係大臣からお答えいたします。(拍手)

(國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君) USニューズ・アンド・ワールド・リポートの中で、シュレジンジャー国防長官がこういっていることをお尋ねするわけではございませぬが、海上交通路の保護であるとか、対潜水艦あるいは防空等の強化とい

うことをわが国に期待しているということもシュレジンジャー氏がこのインタビューで言っておりますが、実は、わが国に別段こういう要請があったというわけではございませぬので、具体的にそれ以上のことはちょっと私にもわかりかねるわけではございませぬ。わが国としては、自分の安全保障上必要なことは、わが国の所信に基づいて行うということに変わりはないと存じます。(拍手)

(國務大臣坂田道太君登壇、拍手)

○國務大臣(坂田道太君) シュレジンジャー長官がいろいろ発言をしております。しかし、シュレジンジャーが言う言わぬにかかわらず、わが国の安全を守るために、やはり私は対潜能力を高めていくということ、それからもう一つは、日本の防空、これは日本がやるということ、そしてまた、海上交通の保護につきましても、憲法の制約のもとでできる限りの努力をするということなどは当然なことになっておるのであつて、しかし、向こうがそういうことを要求してまいった事実は今日までございませぬ。

それから、日米共同作戦の問題、もうしばしばお答えをいたしておるわけではございませぬが、やはり自衛隊と米軍が、有事に際しましてそれぞれの指揮のもとに整合のとれた作戦行動が実施できましようにいたしたいということではございませぬ。連絡調整機関等のあり方等についても検討をいたしております。やはりこれは国防会議にも諮りまして、また、このことにつきましても、その後内容がもし合意に達しました場合には、国会にお知らせしなければならぬというふうに考えております。

それから、佐世保の海軍基地縮小の意図とその自衛隊引き継ぎ、米軍有事駐留の可能性の問題でございませぬが、五月二十三日に米海軍が発表いたしました佐世保海軍基地の縮小は、人員及び装備の節減計画の一環として行われるわけではございませぬ。施設の返還等の内容は今後具体化したします

ので、現時点では自衛隊の使用範囲等は決まっております。また、米軍の有事駐留の態様が意図されているとは考えておりませぬ。

それから、有事の際の交通機関確保の問題。総理もちょっとお答えになりましたが、わが国を防護する際に、自衛隊がその能力を発揮するためには、輸送補給等を含めた後方支援体制に万全を期すべきことは当然でございませぬ。これまでも、通信補給等の整備を図るとともに、たとえば輸送機でありますC-119輸送機の整備等、自衛隊輸送能力の向上に努力をしておりますが、御質問のような優先的な交通機関確保の法制化等につきましては、現在考えておりませぬ。——現在です。

海空自衛官の定数の問題でございませぬが、これもまた、わが国の安全のためには、アメリカがどうだ、こうだじゃなくて、日本の独立と平和を守るために私はやはり必要であるというふうに考えておりました。航空自衛官については、艦艇、航空機の就役等に伴って若干の増員が必要であるというふうに思っております。しかし、全体といたしましては、私、もう量というよりも質的充実を主眼にいたしてまいりたいというふうに考えております。

それから、第三航空団の三沢移動等につきましてございませぬが、これはどういたしましてひとつづつ法案を通していただきました。そうして第三航空団の小牧基地から三沢基地への移動は、やはり当該部隊の任務遂行の円滑を図るためでございます。この移動によりまして、戦闘機部隊の配置の調和と第三航空団の訓練環境の改善などが期待できるわけではございませぬ。また、一方、受け入れ先の地元におきまして種々の御意見があるというところは承知をいたしておりますが、しかし、地元の実情を踏まえて周辺対策等には積極的に取り組む、そうしてその理解と協力を得てまいりたいというふうに考えておるわけではございませぬ。御案内のとおり、防衛施設周辺生活環境整備法に基づきまして努力をいたしてまいっております。

まするが、今後におきましても、航空機騒音対策に重点を置きまして、障害防止対策事業、民生安定事業を積極的に推進するとともに、総合して住民の生活の安定及び福祉の向上のために、なお一層努力する考えでございませぬ。

また、なお関係漁民の受ける損失等につきましても、適正に補償する考えでございませぬ。以上でございませぬ。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 中村利次君

(中村利次君登壇、拍手)

○中村利次君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となりました防衛二法案に関し、わが国の安全保障、防衛問題について、総理並びに関係閣僚に質問します。

今日の国際政治は、いわゆる五極体制と言われ、その中で米ソを中心としたデタントが進行していると言われていますが、このような見方は、必ずしも国際政治への正しい認識とは断じがたいものがあると思ひます。すなわち、さきの資源エネルギー危機や最近のインドシナ情勢に徴しても、いわゆる第三世界への配意を欠いた国際政治はとうてい存在し得ないと考えなければなりません。また、この趨勢は今日以降巨大な歴史の流れとしてさらに強まるものと認識すべきでありましよう。石油をめぐる国際的な課題は、ただ単に、消費国による石油消費量の停滞や産油国側の原油値上げという因果関係や、両者の基本的対立にとどまらず、工業製品価格の高騰を伴って、発展途上国をも含めた国際政治の不安要因に発展する要素を持っています。カンボジア、ベトナム以後の東北アジア、特に朝鮮半島の動向は、わが国の安全のみでなく、世界平和に大きなかわり合いを持つものとして、当然政府の積極的な対策が求められるべきものと考えます。

そこで、総理にお伺いする第一点は、このような国際環境の新しい動向を総理はどうとらえ、どう認識されているのか、対策を含め、その基本姿

昭和五十年六月二十七日 参議院会議録第十八号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

六九二

勢を伺いたいと思ひます。

米國はインドシナ以後の問題として、もし朝鮮半島に動乱が起きた場合、戦略核、戦術核を使用する方針であることを繰り返して強調して、この場合、わが國の安全にどのような影響を及ぼすのか。先ほどから総理も外務大臣も、このことは動乱抑止のための発言という希望の観測に立つておられるのでありますけれども、私は、米國が核兵器を使うのか使わないのかという質問ではなくして、使った場合の影響についての質問をしておりますので、その意味での、影響についての明確な御答弁をお願いしたいと思います。

また、朝鮮半島の不安要因は、わが國の安全のみでなく、世界平和にも大きなかわり合いを持つものと思われませんが、その解消に対するわが國の役割、さらに、米中ソ三国にわが國を加えた四國による朝鮮半島の平和保障体制確立への方途について、総理及び外務大臣の決意と所見を承りたい。わが國の安全を守るためにも、平和憲法の精神に照らした積極的な外交の展開が強く求められるべきでありますので、その決意と対策を具体的に御答えていただきたいと思ひます。

第三に、ベトナム戦争終結時における米國の態度、米國議會、世論の動向を見ますと、日米安保体制下におけるわが國の安全が、果たして保障されるのかという不安を覚えるを得ません。大統領の約束はアメリカ合衆國の約束にあらずという論旨は、わが國の安全を日米安保による米國の抑止力にもつらばり依存し、その姿勢に終始してきた政府に冷や水を浴びせたことにならないのかどうか。この際、日米安保を根本的に再検討し、日米ともに両國の世論に支えられた、真に両國國民の友好親善を基礎とする新しい安全保障体制への発展、改善をする用意があるかどうかをお伺いいたします。

わが國の安全と防衛については、遺憾ながら不毛の対立が続き、國民的合意を得られる状態にないものであります。しかし、國民のすべてがわが國

國の安全と防衛に強い関心を持ち、このことを希求してやまないこともまた事実であります。そこでわが民社党は、國民合意の安全保障政策を求め手法として、國會に安全保障委員会の設置を提唱してまいりました。去る六月の十日、衆議院の予算委員会でも三木総理は、國會に安全保障委員会をつくらうという民社党の提案に賛成する意向を表明されましたが、このことは実は故佐藤元総理、田中前総理もわが黨の提唱に賛同する旨の答弁をされておりました。このことにかかわらず、政府・与党ともに歴代総理の方針を裏切ける姿勢が全く見られないのはまことに遺憾と云うべきであります。この際、改めてお伺いいたします。総理は、このことについて努力をされていらっしゃるのかどうか、また、腹を据えて具現化をす御決意がどうか、また、明確な御答弁を求めます。

第四に、基地問題についての政治レベルでのリーダーシップについては、特に沖縄の基地問題につきましても、四十七年一月のサンクレメンテ会談で米側に理解を求め、それを受けて翌四十八年の安保協議委員会で検討されるなどの実績もあるわけであり、私は、基地問題を処理するに当たっては、総合的な安全保障観、戦略、戦術に対する政治的判断、そして、それに基づく基地の配置、運用構想などが当然あつてしかるべきものと考えております。そのことがあつて初めて國民の合意も米側の理解も得られるものと思ひますが、いかがでしょうか。総理並びに防衛庁長官の姿勢をお伺いいたします。

また、昨秋、山中前防衛庁長官は、沖縄基地の整理縮小構想、いわゆる山中メモなるものを米側に示してその実現を図る旨言明されましたが、その後このことはどうなつておりましたか、國民の期待にこたへる御答弁をお聞かせ願ひたいと思ひます。

第五は、ポスト四次防について伺ひます。長官指示の中で、陸海空自衛隊の統合的運用体制の整

誦をうたつていますが、このことは軍事的にいつでも當然のことであり、自衛隊の効率的運用からいってもきわめて重要な課題だと思ひます。カナダは三軍を一体化することに、軍事的にはより機能的に、また財政的にも大きなコスト減を圖つたと言われておりますが、三十万足らずのわが國自衛隊の一体化は、まさに検討に値すると思ひますが、防衛庁長官の御所見をお伺いいたします。

最後に、文民統制と国防會議のあり方について伺ひます。文民統制の実は、自衛隊の最高指揮権を有する首相みずから姿勢によつて定まることと言つてもありません。同時にまた、総理を議長とする国防會議の役割も重視すべきであります。長官は、国防會議の活用を繰り返して強調されておられますが、さきには、四十七年の四次防先取り問題を機に国防會議の強化、拡充が叫ばれ、政府は国防會議構成法を改正しようとしたわけであり、しかし、その後の経過、今後の方針についてその考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。あわせてF X、P X L等、装備の選定に当たつて果たして文民統制が生かされているのかどうかきわめて疑いものを感じますので、最新にして強力なものを求める制限組の要求、本能は、これは私は当然だと思ひます。それを、安全保障に対する基本的な思想と四開の政治的諸状況の判断に基づく文民統制が正しくどのように行われるかというところが、これが文民統制に関する重大な問題であると思ひます。国防會議の活用を絡めて、その手法をお伺いいたしまして私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 中村議員の御質問にお答をいたします。

今日の國際環境をどうふうに見ておるかという御質問でございましたが、いまや世界の政治経済は構造的な変化を起しておる大きな転換期であると思ひます。その中でやはり一番大きな問題

は、私は、一九七〇年代の四半世紀の問題はいわゆる南北問題だと思つております。先進工業國と發展途上國との格差が拡大して、しかも、圧倒的に發展途上國の方が人口の上にも多い。この問題をどのようにして解決していくかというところが世界の平和に大きな関連を持つておると考へております。人口問題、食糧問題、海洋會議も、うすべてこの問題と関連を持つておるわけで、したがつて、これを、私の言つておるような対決によつて解決することはできない。やはり三木政治のモットーである対話と協調ということ、國際協力によつてこの問題に対して調和のある國際關係を今後維持して、そうしてできるだけ南北間にある格差を縮めながら人類の生活の安定、向上を圖つていくというふうな方法を見出すことだと考へております。

また、朝鮮半島のことについていろいろ御質問がございましたが、やはり一番問題は、南北の両方の当事者が、一九七二年ですか、共同声明にあるような南北の話し合いによつて統一を解決するというところでございます。中村議員の御提案のありました日米ソ中の四國による平和保障体制の確立という問題は、そういうことができれば好ましいでございまして、まだその國々の、關係諸國の間に問題を解決するための協調体制ができておつておらんから、御指摘のような体制は実現が困難だと思つておるわけでございます。

それから、日米安保条約というものについて、日本はこれを信頼をいたしておるわけであり、アメリカは信頼に値する國であります。アメリカの首脳部からも日本の防衛に対する義務については確信する発言がしばしばございましたので、いまこの安保体制をここで再検討するという考へ方は持つておりません。ただし、御指摘になりましたような、防衛問題というふうな、こつちの問題が、与野黨間の間に百八十度の考へ方が違つておる日本以外にはないわけであり、これは非常に特殊な日本の不幸なことであり

まして、国の重要な、安全に関するような諸問題が、お互いに与野党間の合意もできないという状態は、日本の政治としてきわめて不幸なことではないかと。安保反対は反対で結構ですけれども、国の安全について関心を持たぬ政党があるはずはないわけではございませんから、民主党の言われるような、安全保障に関する、まず安全保障に対しては共通の土俵があるはずでありますから、この問題について国会においてそういう特別委員会ができて、もう少し話し合う場面ができることは好ましいと私は考えておるので、これは自民党は賛成をする用意をしておりますが、これは各党がこういう話し合いで、国会の問題でございますから、私の一存でどうこうというわけにもまいりませんが、こういう特別委員会が設置されることを私は希望をいたすものでございます。努力もいたしたいと思っております。

日米の防衛分担については、しばしばお答えしておりますように、防衛分担というよりは、日米の協力ということが私は適切だと思っております。日米の協力については、当然にそれは憲法の枠内で行われなければならないことではございますが、日本の安全について日米間の条約を結んでおるのでありますから、もう常に密接に話し合っておく必要があると考えております。それを防衛分担という形で協定を結ぶというふうな考え方は持っていないわけではございません。

また、文民統制ということが重要であるというお話は、まさにそのとおりでございます。国会の自衛隊に対するいろいろな統制、あるいは通常予算、法案等の審議を通じて行われておること、シビリアンコントロールの一面だと思っております。この点はきわめて重要なことで、今後重視していかねければならぬと考えております。国防会議も今後いろいろ、国防会議というものは余りいままでも開かな過ぎたわけではございますが、懇談会等ももう少しやっぱり開いて、この運用は充実してまいりたいと考えております。

その他の問題については、関係大臣からお答えをいたします。

〔副議長退席、議長着席〕  
〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 朝鮮半島における核兵器の問題についての米國首脳の見解は、私どもは抑止的な意味合いを持つておられるというふうなことであります。これは先ほど来申し上げておられるとおりであります。もし、しかし朝鮮半島で核兵器が使われたときにはわが国はどうかというお尋ねであつたわけですが、それはいかにも異常な事態における異常な出来事、全く仮定の出来事でありまして、どういふ状況でどういふ状況の設定も実はお尋ねの中にごさいます。全く仮定のことではございませぬ、かつ、米韓条約との関連のことではございませぬから、第三者であるわが国が仮定の場合について論議をすることは、私は差し控えておりました。それから、同じく朝鮮半島について、日米ソ中のいわゆる安全平和保障の問題でございますが、結局この話を詰めてまいりますと、日米が朝鮮北側を承認し、中ソが韓国を承認しという、いわゆるクロス承認と言われる問題になっていくわけでございますが、しかし、それにつきましては、特に北側が、現在の分裂國家状態を恒久化するものであるという見地から反対をしておられるというふうには承知をいたしておるわけではございません。したがって、そういう問題を含めまして、先ほど総理が答弁されましたように、そこへ行くまでの間の各国の協調体制がな不足をしておられるというふうには私どもは考えておるわけではございません。

〔國務大臣坂田道太君登壇、拍手〕  
○國務大臣(坂田道太君) 中村議員にお答えを申し上げたいと思つております。基地の問題についての御質問でございますが、私、就任いたしましたときに、この日米安保条約の義務履行という側面から見ますと、この基地

ということについては、非常に日本がアメリカに對してこの義務履行をしなければならぬ一面があるが、しかし同時に、この基地周辺の対策ということについては、摩擦がないように、トラブルがないように、できるだけ努力をすべきものと私は考えるわけではございません。申し上げたわけではございません。まあそういうわけでございまして、一方、日本の国防という見地から基地があるというあるわけではございまして、この点は、そういう観点で地域的な配置が行われておるわけではございまして、縮小をいたすに必要限度において日本の独立と安全を守るために必要な限度において縮小をしていく、整理をしていくという基本的な立場をとつておられるということをお理解いただきたいと思つております。

それから、沖繩その他におきまして山中長官がおっしゃいましたこともございしますが、政府といたしましては、基地周辺住民の民生安定及び関係市町村の開発計画等に配慮をし、これと日米安保条約の目的達成との調整を図りながら、米軍施設・区域の整理統合を進めていくべく、第十四回及び第十五回日米安全協働協議委員会におきまして、在日米軍施設・区域の整理統合につき合意を成立せしめた次第でございます。目下その実施に全力を挙げておるわけではございまして、また今後におきます米軍施設・区域の整理統合につきまして現在事務的に検討をしておるところでございます。

それから、文民統制と国防会議のあり方につきまして、三木総理からお答えがございました。国防会議は国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に關連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否、その他国防に関する重要事項につきまして内閣総理大臣に対し諮問に答へ、あるいは意見を述べることとする機構でございます。その趣旨は、国防に関する事項は、各政府機関に關連するものであるから、政治の軍事に對する優位と国防関係諸施策の総合調整を確保

するため、広い視野から総合的に審議し万全を期するものと思つておられるのでございまして。私は、日本の防衛を担当いたしますが、やはり広い視野、外交、経済、民生安定、その中においてどういふふうな防衛力を維持していくかということややはり必要でございます。やはりこういう国防会議におきまして実質審議をやっていただくということが望ましいというふうな考えをしておるわけではございません。

それから、この三軍を――三軍つてこの自衛隊、三自衛隊を統合したらどうかというふうなお尋ねであつたと思つておりますが、これにつきましては、それぞれやはりこの自衛隊の発足の経緯もございまして、機能も違ひますし、いまのところ三軍――三自衛隊を統合するということは考えておりません。カナダにおきます三軍の統合ということも私は聞いております。そして先般、防衛庁の職員が向こうへ参りまして、この点について、私は特に調べさせたくはございまして、どうもやはりこれはうまくいってないというふうな状況の報告がございました。しかしこの点は、御意見は御意見として、もう少し研究をさせていただきます。しかし、ただいまのところそういう考えはないということは明白にいたしておきたいというふうな思ひをいたします。

それから、防衛協力につきましては、もうすでに何回もお答えを申し上げましたし、それから総理からもお答えになりましたが、とにかくにも防衛の責任者同士、日米間の責任者同士がやはり話し合うということは、両国それぞれの利益のために必要なことであり、大事なことであり、この必要に応じてございまして、(拍手)  
○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。



昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

議事日程追加の件 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(閣法第六五号)(趣旨説明) 六九四

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六五号)について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。植木国務大臣。

〔国務大臣植木光教君登壇、拍手〕

○国務大臣(植木光教君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

独占禁止法については、昭和二十八年以来、実質的な改正は行われておりません。この間のわが国経済は、競争の中に生かされた民間経済の活力に支えられ、目覚ましい発展を遂げてまいりましたが、最近における経済を取り巻く環境は著しい変貌を遂げるに至りました。したがって、今後のわが国経済の一層の発展を図るためには、情勢の変化に適応し国民の理解の得られるルールを確立して、公正かつ自由な競争を促進し、自由経済に新しい活力を与えることが必要となつたのであります。このような背景のもとに、今回、政府は独占禁止法を改正しようとするものであります。

この法律案は、以上の観点から、不当な取引制限等について課徴金の納付を命ずる制度及び独占的狀態が生じた場合における競争回復のための措置に関する制度を新設するほか、会社の株式の保有の制限、違反行為に対する排除措置等を強化する等により、公正かつ自由な競争を促進しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明いたします。第一に、不当な取引制限等について課徴金を国庫に納付することを命ずる制度を新設することといたしております。これは、いわゆる違法カルテルの発生の状況等にかんがみ、禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置として、違法カルテルにより得られた経済上の利得について、その

納付を命じようとするものであります。課徴金の額は、違反行為の実行期間における売上額に、業種に応じ、一定の率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額とし、一定額未満の場合は、その納付を命じないこととしております。この一定の率及び一定額につきましては、衆議院において修正が行われております。

第二に、独占的狀態が生じた場合における競争回復のための措置に関する制度を新設することとしております。すなわち、一定の規模以上の事業分野において、一定の市場構造があり、価格、利益等の面での弊害があらわれているという独占的狀態があるときは、競争を回復させるための最後の手段として、営業の一部の譲渡その他必要な措置を命ずることができるといたしてあります。これは、競争を経済運営の基本に置こうとするものであります。なお、この措置の重要性等にかんがみ、その要件、手続等につき配慮を加えておりますが、手続の一部について衆議院において修正が行われております。

第三に、大規模な会社及び金融会社の株式の保有の制限を強化することとしております。すなわち、大規模な会社に対しては、その資本の額または純資産の額を超えて他の会社の株式を保有してはならないようにするとともに、金融会社に対しては、他の会社の株式を保有することができない限度を現行よりも厳しくすることとしております。なお、規制を強化するに当たりましては、株式保有制限に国策的見地等からの例外を設けることとするほか、証券市場や中小企業への影響等を考慮して、所要の経過措置を置くこととしております。

第四に、違反行為に対する排除措置の内容を強化することとしております。事業者や事業者団体の行う不当な取引制限に対して、原案では単にその排除を求めるだけでなく、違反行為の影響を排除するために必要な具体的措置の内容の届け出等に関する措置を命ずることができるよう

のとしたしてありますが、衆議院において、違反行為によって生じた影響を排除するために必要な措置を命ずることができるようとする旨の修正が行われております。このほか、既往の違反行為に対する措置、不公正な取引方法に対する排除措置についても、その強化を図っております。

第五に、違反行為に対する罰則を強化することとしております。すなわち、他の経済関係法律との均衡をも考慮し、たとえば、違法カルテルに対する罰金の最高額を引き上げる等の所要の措置を講ずることとするほか、違反行為者が法人である場合は、その最高責任者である代表者に対しても罰金を科することができるようにすることにより、責任の所在を明確にすることとしております。

このほか、違反事実についての報告者に対する通知に関する規定を設けることとするともに、所要の整備を図ることとしております。

以上が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対しまして、質疑の通告がございます。順次発言を許します。青木一男君。

〔青木一男君登壇、拍手〕

○青木一男君 私は、自由民主党を代表し、独占禁止法と憲法の関係について政府に質問いたします。

今国会において、稲葉法務大臣が憲法改正を目的とする会合に出席したこと、国会で現行憲法に欠陥があると述べたことの二点を理由として、野党は稲葉大臣の罷免を要求し、これがため約二週間国会の機能は停止した。私は、憲法の尊重と改正は両立するものと考え、憲法に欠陥があるという表現を許さないという野党とこれに頭を下げた政府当局の憲法尊重の熱意には驚いた次第であります。(拍手)

しかし、憲法尊重といえは憲法全体の尊重でなくしてはならない。自分の好む条文は尊重するが、

他の条項はどうでもよいというのでは憲法尊重ではない。いわんや、憲法に違反する法律制度が自分の政治目的に都合がよいというので憲法違反に目をつぶるのは、これまた憲法尊重ではありません。私は、先般の予算委員会が独禁法と憲法の関係で質問し、総理並びに法制局長官の答弁をいただいたのであるが、憲法違反の疑いを晴らすことができなかった。ここに改めて数点お尋ねします。

第一点、まず行政権が内閣に属し、内閣総理大臣は行政各部を指揮監督し、内閣が行政権の行使について国会に対し責任を負うという憲法の規定は国家統治の根本原則であり、いやしくもこれに違反があつてはならないと思ふが、政府の見解を伺います。

第二点、予算委員会では、憲法に規定された機関のほかに統治権の最高權威として行使する機関は存在するはずがないと思ふがどうかと質問したのに対し法制局長官は、憲法第六十五條、第七十二條の趣旨にかんがみ、会計検査院等憲法上明文の根拠がある場合は別として、それ以外に内閣から完全に独立した行政機関を設けることは憲法の施行、運用は行政権であると答えた。行政権であるとすれば、独禁法の施行は内閣の権限に属し、公正取引委員会は内閣総理大臣の指揮監督に服し、内閣は独禁法の施行について国会に対し責任を負うこととなるがと質問したのに対し、総理並びに長官から答弁があつたけれども、私は承服できなかった。

第三点、そこでまず憲法上の指揮監督の意味について政府の見解を伺います。長官が予算委員会に引用された学者の中で、宮沢博士は、指揮監督とは、上級機関が下級機関に対し、後者の事務処理に關し一定の行動を命ずることをいうと定義しておる。佐藤功教授は、指揮とは、上級機関が下級機関に対して、その所掌事務について方針、基準等を示し、これに従わせることをいひ、監督と



は、ある機関が他の機関の行為について、その機関の遵守すべき義務に違反しないかどうか、また目的達成上不適当かどうかを監視し、必要あれば指示命令することをいうと説明しておる。他の学者の説も大同小異であるが、いずれの説によっても指揮監督は行政機関の職務上の行為についての関係であるという点では一致しておる。これは法解釈の常識であると思うが、政府の見解を伺いたい。

高橋公取委員長は私の質問に対し、職権の行政については内閣の指揮監督を受けておられない、その根拠は独禁法二十八条にあると答えた。職務権限の行使、すなわち委員会の職務上の行為については内閣の指揮監督を受けないとすると、完全な独立機関であると思うが、政府の見解を伺いたい。

第四点。総理も法制局長官も私の質問に対し、内閣は公取委員会に対して任命権と予算編成権を持ってゐるから、一般行政機関より程度ではあるが、指揮監督権を持ってゐると答弁された。宮沢博士の指摘しておるように、もし任命権と予算編成権を握っているから指揮監督権があるとすれば、最高裁判所についても長官、裁判官の任命と予算編成権は内閣の手にあるから、最高裁判所は内閣の指揮監督下にあると言わねばならない。これは容認しがたい解釈であります。この点、政府の見解を伺います。

また、公取委員会の委員は法律上身分が保障されておる、人事監督権の働く余地もない。かように、任命権と予算権が指揮監督権でなく、人事権も働く余地がないとすれば、内閣の公取委員会に対する指揮監督権は、弱いというのでなく、ゼロであり、公取委員会は完全な独立機関ということになると思うが、政府の見解を伺いたい。もしゼロでないとするならば、何が残るのか伺いたい。

次に、第五点。法制局長官は私の質問に対し、行政事務の性質上、政治的な支配を排除して、政治的中立、公正な立場から事務を処理することが社会的にも要請されるというふうなものについて

は、内閣総理大臣の指揮監督権が制限される、それは独禁法第二十八条の規定によって明らかにされておると説明しておる。しかし、憲法の「行政権は、内閣に属する」という規定、「総理大臣は、行政各部を指揮監督する」という規定は無条件であり、例外を認めておられない。法律で憲法に反して例外をつくるのは許されないとと思うが、政府の見解を伺いたい。

長官は、同じ答弁の後段で、公取委員会の職務行使の独立性は職務の本質に由来するのであって、第二十八条があつて初めて認められたものではないと前段と異なる説明をしてゐる。一体、どちらが独立権限の根拠であるか、改めて長官の考えを伺いたい。

高橋公取委員長は、独禁法第二十八条によって独立に職権を行使していると答えておる。これは当然の解釈である。法律を離れ、政治上の中立という職務の本質が独立権限の根拠であるならば、それがそういうことを決めたか何かわねばなりません。また、仮に第二十八条が廃止されても、公取委員会の独立権限は残ることとなる。そういうことがあつてはならないのであります。私は、長官の言う政治上の中立というのは、第二十八条の立法理由であつて、法律を離れた独立権限の別の根拠ではないと思うが、長官のはっきりした見解を伺います。

また、政治上の中立公正を確保するため公取委員会に独立権限を与えるというところは、内閣が不正をするものであるとの前提に立つており、議院内閣制の本旨に反すると思う。これがため内閣の権限を縮小し、国会に対し責任を負わない独立機関をつくることは憲法の本旨でないと思うが、政府の見解を伺います。

また、あらゆる行政は公正でなくてはならない、独禁法の分野に限つたことではないと思つたが、この点も政府の見解を伺います。

次に第六点。法制局長官は、独禁法第二十八条と同じ規定が公害等調整委員会、公安審査委員

会、公害健康被害補償不服審査会、航空事故調査委員会等にもあつて、独立して権限を行使している。いずれも事務の性質に基づくものであり、公取委員会の独立権限もこれと同じで憲法違反ではないと主張された。私は、これらの委員会は二つの点で公取委員会とは全く性格を異にし、同列に論ずるのは誤りであると思う。

第一は、これらの委員会の関連する事務全体について所管大臣が存在し、その事務の目的をよく達成する手段として、一部の事務を独立機関に扱わせておるのである。公害等調整委員会の例をとると、公害対策基本法によって政府は公害の防止対策の基本を定める義務を負い、その施行機関として、内閣の外局として環境庁を設け、国務大臣をもってその長とし、公害行政の責任の所在を明らかにしておる。ただ、公害紛争の迅速適正な解決を図るため公害等調整委員会を設け、独立して権限を行使させておるのである。その仕事は一種の裁判であるからである。独禁法については、その法文中にも、各省設置法にもどこにも独禁法施行を担当する大臣が存在しておらない。独禁法施行の唯一の機関は公取委員会であり、その点が他の委員会と全く異なる点である。

第二は、委員会の職務の本質の差異である。長官の指摘してゐるとおり、問題の委員会の多くは行政処分に対する不服審査をする機関であり、その本質は裁判に類するから、独立して職権を行うこととなつておるのは当然である。宮沢博士は、一般行政権に属する国家作用でも、国会のコントロールに適しないもの、たとえば異議、訴訟等の争訟の裁決、技術上の能力の試験採点のようなものは、性質上独立に行なふべきもので、内閣から独立の機関でなされても憲法違反ではないと説いておる。要するに、事務の性質上、内閣の指揮監督を受けなくとも憲法違反とならないのは裁判に類する行為、国家試験等を指すのであつて、これは常識の認めるところである。しかるに公取委員会の職務には、違反事件についての審判手続、審

決のような裁判に類するものも若干はあるけれども、大部分は強力な自由裁量による行政処分である。これらの行政処分は、問題の委員会と異なり、性質上当然に独立性を与へらるべきものではない。公取委員会の職務中審判、審決の部分に独立権限を与えるということであればこれは問題がない。一般行政処分を含む全部の職務に独立権限をも適用してゐるから憲法違反の問題が起ころのである。公害等調整委員会の独立権限の条項を法の改正で削除しても、裁判の実体を持つ委員会の業務に干渉する内閣はないであらう。独禁法第二十八条が廃止されたときは、高橋委員長といえども独立権限は主張しないであらう。これが両者の異なる点であります。他の委員会の独立権限の例をもつて公取委員会の独立権限を正当化することは誤りであると思うが、政府の見解を伺います。

次に第七点。独禁法の施行についての内閣の国会に対する責任について予算委員会が総理の考えを伺つたのであるが、答弁は明瞭を欠いておるので、改めて伺いたい。任命権、予算編成権の分野だけで国会に対し責任を負うのであるか、それとも独禁法施行の全部について責任を負うのであるか、この点を明らかにしていただきたい。総理のお考えは、独禁法施行全部について責任を負われる意味であると解しますが、それならば、内閣が行政権の行使について責任を負うという規定は、内閣が行政各部を指揮監督するという規定と表裏をなすものであり、指揮監督権はないが責任を負うというものは、憲法の精神に合致しないと思う。総理のお考えを伺います。

次に第八点。最後に総理にお伺いします。いまの独禁法は、終戦直後日本の産業が壊滅し、独禁法の必要などは全然なかつたときに、占領軍の基本的対日政策である日本弱体化の一環として、日本が経済強国として再起できないようにするための立法であつた。そしてアメリカの法制をそのまま日本に移したものであり、当時の国会の諸

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

君は、独禁法とはどんなものか理解できないままに、占領軍の指示に従って通した法律であると思ふ。占領軍の指示による法律は憲法に違反しても問題はなかつた。しかし、わが国が独立を回復した後には再検討すべき法律であつた。

憲法との関係で同じ問題のある国家公安委員会については、委員会の委員長に國務大臣をもって充てるという法の改正で委員会の独立権限を弱め、憲法との抵触を緩和し、内閣の行政上の権限との調整を図つておる。しかるに公取引委員会についてはこれと逆行し、公取引委員会の権限を強化し、産業構造に介入させ、政府の産業政策との摩擦の種をまくような改正を行う必要はどこにあつたか何つて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 青木議員の御質問にお答をいたします。

私に対する第一問は、憲法第六十五条、七十二條、六十六條、国政上の重要性についてどう認識しておるかということでございますが、御指摘のようなこの六十五條、六十六條も、七十二條も、行政権は内閣に属し、あるいは内閣の責任、總理大臣の権限、責任等を規定した国政のあり方に関するきわめて重要な規定であると考えております。

第二の御質問は、内閣から独立した行政機関の存在が憲法上許されるかという御質問でございますが、憲法第六十五条及び第七十二条の規定の趣旨から見て、会計検査院等、憲法上明文の根拠がある場合を除いて、内閣から完全に独立した行政機関を設けることは、憲法違反の疑いがあるということでございます。

第三には、独禁法の施行について、内閣の国会に対する責任についていろいろ御質問がございまして、公取引委員会は内閣の所管のもとに属してあり、内閣は、人事、予算等に関する一定の監督権を行使するものであります。これらを通じて国会に対して責任を負つておるものと考えられるのでございます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六五号)(趣旨説明)

他のいろいろの憲法上の疑義については、主務大臣あるいはまた総務長官、あるいは法制局長官がお答えいたします。

最後に、この独禁法は憲法に違反しわが国の産業に致命的な打撃を与えるのではないかと御懸念に對しては、私からお答をしていく必要があると考えています。私は、この独禁法が憲法に違反しておるといふ考え方は全然持つておりません。また、日本の産業に非常な致命的な打撃を与えるとは思つてない。むしろ、わが国の産業に大きな活力を与えるものであるというのが私の認識でございます。青木議員は、私がまだ一議員として衆議院に議席を持つておつたときに、すでに國務大臣として御活躍になつておりました。そのときは、戦前、戦中という特殊な時期ではありましたが、戦後、戦中という特殊な時期ではありましたが、統制経済時代である。私はその統制経済時代といふものを経験して、その矛盾と欠陥といふものを身にしみるほど知らされたのであります。自由経済の体制こそがわが国経済に活力を与えて発展を促すものだという信念を非常に強くしたのであります。私は今後自由経済体制を守り抜きたいと考えておるのであります。守り抜きたいがために、そのためには自由経済体制といふものが国民の理解と支持を得なければ、これは体制を維持できるものではありません。ことに今後の経済運営については、従来にも増して国民の理解と支持といふものが要請されるのが今日の時代でございます。

今日、自由経済体制を支持しようとする国民の多数も、公正な自由競争のルールなしの自由経済を支持するものではありません。皆やはり自由経済を支持するけれども、自由経済が公正な自由競争のルールは確立してくれというのが国民の声だと私は思うのでございます。それなるがゆえに、今回国民の要望にこたえて独禁法の改正案を提案して御審議を願つておるわけでございます。これは新しい自由競争のルールを設定して、わが国経済の発展を願う多数の国民の声にもこたえるものであるし、また私は、国民の多数も

この重要法案の行方に対して非常なやっばり関心を持つておると思うのでございます。だから、この改正法律案が産業に致命的な打撃を与えるなどといふ考え方は私は一切持つてない。私は、日本のこの大規模な産業といふものが生産性を向上し、技術を開発し、国際競争に勝ち、雇用の吸収など日本の経済発展の原動力になつたと考えておりますから、これに対して正当な評価をするものであります。こういうこの近代の大規模の産業の存在を否定して今日の社会は成り立たないと思つております。その評価を持つがゆえに、私は企業といふものがやはり国民の納得を得て、そして公正な自由競争のルールを確立することによつて、わが国経済が一層発展してもらいたい。発展を促進してもらいたい。また民間も、自由競争のルールが確立するんですから、独占的な体制といふものが排除されるんですから、自由になんか創意工夫をこらさうとできるものでありますから、それによつて初めて自由競争の妙味が発揮できるんです。そういうことで民間の創意が発揮されて、新しい日本経済の活力といふものがこれによつて生まれてくる。安定成長の時代になつたわが国経済にとっては、どうしてもこういうふうな新しい活路を見出すことが必要である。そういう点に役立つものであつて、この産業界に不安を与えようなどという考え方は全然持つていないといふことを申し述べておきたいのでございます。(拍手)

〔政府委員吉國一郎君登壇〕  
○政府委員(吉國一郎君) 第一の問題は、憲法第七十二条の内閣總理大臣の指揮監督権についての御尋ねでございます。御指摘のように、憲法第七十二条は、内閣總理大臣は行政各部を指揮監督する旨を規定いたしております。この「指揮監督」と申しますのは、憲法上あるいは行政法上申しますならば、上級の行政機関が下級の行政機関に対して一定の行政上の行為をなし、またはなすべきことを命ずることを言うものであ

らうと思ひます。ただいまの宮沢東京大学名誉教授、あるいは佐藤功上智大学教授の御説を御披露になりましたけれども、全く私も同意でございます。この憲法七十二條の規定は、憲法第六十五条によつて内閣に属するものとされております行政権の行使につきまして、終局的に内閣が国会に對して責任を負うという憲法第六十六条第三項の義務を全うすることができるよういたしましたために、内閣の首長たる内閣總理大臣にこのような権限を付与いたしました。行政が全体として統一的に処理されることを期待する趣旨に出たものであると理解いたしております。

次に、内閣は公正取引委員会に対して指揮監督権を持つておるかどうかという御質問でございます。公正取引委員会は、その職務の性質が政治的な配慮を排除いたしまして公正、中立に行われることを必要とするものでありますことからいたしまして、その職務は独立して行使することといたされておりました。私的独占禁止法の施行に関する職務につきましては、内閣總理大臣は通常の下級の行政機関に對しますような指揮監督権を有しておりません。しかしながら、公正取引委員会は内閣總理大臣の所轄に属する行政機関とされておりました。内閣は委員長及び委員の人事、あるいは財務、会計その他の事項に關して一定の監督権を行使するものでございまして、これらを通じて国会に對して責任を負つておるものでございます。

次に、公正取引委員会の権限行使の独立性は何か、独立性の根拠は何であるか、また、他の独立的な行政委員会とは性格が異なるのではないかと、いろいろな御指摘がございました。この点は予算委員会においても申し上げましたように、公正取引委員会の行うべき職務は専門的分野に属してございまして、しかも、公正かつ中立に行うことを要するものでございまして、政治的な配慮に左右されるべきものではございません。独占禁止法の第二十八條が公正取引委員会の職務行使の独立性を規定いたしておりますのは、公正

と、この重要法案の行方に対して非常なやっばり関心を持つておると思うのでございます。だから、この改正法律案が産業に致命的な打撃を与えるなどといふ考え方は私は一切持つてない。私は、日本のこの大規模な産業といふものが生産性を向上し、技術を開発し、国際競争に勝ち、雇用の吸収など日本の経済発展の原動力になつたと考えておりますから、これに対して正当な評価をするものであります。こういうこの近代の大規模の産業の存在を否定して今日の社会は成り立たないと思つております。その評価を持つがゆえに、私は企業といふものがやはり国民の納得を得て、そして公正な自由競争のルールを確立することによつて、わが国経済が一層発展してもらいたい。発展を促進してもらいたい。また民間も、自由競争のルールが確立するんですから、独占的な体制といふものが排除されるんですから、自由になんか創意工夫をこらさうとできるものでありますから、それによつて初めて自由競争の妙味が発揮できるんです。そういうことで民間の創意が発揮されて、新しい日本経済の活力といふものがこれによつて生まれてくる。安定成長の時代になつたわが国経済にとっては、どうしてもこういうふうな新しい活路を見出すことが必要である。そういう点に役立つものであつて、この産業界に不安を与えようなどという考え方は全然持つていないといふことを申し述べておきたいのでございます。(拍手)

取引委員会の職務のこのような性質によるものであると考へます。内閣総理大臣または各省大臣が下級の行政機関に対して通常持つておりますような指揮監督権が及ばないとされております職務の独立性を有する行政機関は、公正取引委員会のほかに、たゞいま御指摘もありませんように、公害等調整委員会、公安審査委員会等、また行政委員会でない国家行政組織法の第八条の機関としては多数の審査会等がございますが、その職務はそれぞれ異なっておりますけれども、これらの機関の職務行使の独立性はその職務の性質に求められるべきものでございまして、公正取引委員会も、また他の行政委員会も、専門的分野に属する事項を政治的な配慮を排除して、特に公正かつ中立に行うことを要する点において、全く異なるところはなかと考へております。

これに関連いたしまして、この職務行使の独立行使の規定が、独占禁止法第二十八条の規定をまづ初めてそうなるものであるか、あるいはその規定をまたなくて、本質上そういうものであるかということでございますが、もちろん、法律上の規定といたしましては、第二十八条の規定をまづ公正取引委員会が職務行使の独立性を有することとは、法律の制度としては疑いございません。ただ、現在行政委員会として最も典型的なものであると考へて挙げておられます人事院でございますが、人事院につきましては、このような職務行使の独立性の規定は設けられておりません。また、三者構成で最も公正に仕事が行われるべきことについてといたしましては、私的独占禁止法第二十八条があたかもあると同じように中立、公正に行われるべきものであると思ひます。皆様がなにも御異議はないだらうと思ひます。そのような意味からいたしまして、私的独占

禁止法第二十八条の規定は、もちろん法律上の制度といたしましては、この規定をまづ初めて公正取引委員会は職務行使の独立性があるということに相なると思ひますけれども、それは公正取引委員会の職務の本質に内在するものであると言ふことができると思ひます。

以上、お答え申し上げます。

○議長(河野謙三君) 小柳勇君。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました独占禁止法改正案に対して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まづ冒頭に、けさの新聞報道によりますと、参議院自民党の一部の中に、たゞいま議題となりました本法成立に反対する勢力があると報じています。衆議院を全会一致で通過し、しかもいま総理も発言したように、国民熱望のこの法律をもしも術策を弄して成立を阻むような政治勢力があるならば、われわれは重大な決意をもってこれに対決しなければならぬのでありますから、自民党総裁としての総理の見解を聞いておきたいと思ふのであります。

独占禁止法の母国アメリカに範をとつた昭和二十二年制定のこの原始独占禁止法は、経済民主主義の実現を目指すものとして、政治的民主主義の章典である日本平和憲法と相まって、わが日本に真実の平和を築くべき崇高な使命を帯びておいたのであります。したがって、原始独占禁止法は、カルテル、企業合併、株式保有などの行為を厳しく禁止するだけでなく、不当な事業能力の格差の排除、すなわち、企業分割という構造規制の措置をも用意して、財閥と軍閥との再現を防ぐ厳然たる決意を示しておいたのであります。

この間の道理を独占禁止法研究会会長の金沢良雄教授は次のように言つておられます。「自由経済を基調とする経済民主主義は、まさに政治的民主主義の重要な基盤をなすものである」と、こう申しておる

ところであります。これを簡潔に表現いたしております。私たちがいま独占禁止法改正を考へるに当たつて、その原点、すなわち原始独占禁止法の意義と精神とに立ち返ることがすべての大前提でなければならぬと考へるのであります。この点について三木総理大臣の信念を伺いたしたのであります。

この原始独占禁止法の守り本尊である公正取引委員会が二十二年七月、くしくも旧三井財閥の本拠である日本橋の三井ビルにおいてスタートしたことは、まさに歴史の皮肉と言ふべきであります。ところが、その後わずか一年余りで民主化政策は早くも転換を強請され始めました。すなわち、昭和二十三年末、国家公務員法は改正され、公共企業体等労働関係法が制定されました。これによつて官公労働者の労働基本権は大幅に制限されたのであります。由来、政治的民主主義の後退は、労働基本権の抑圧に始まるのが常道であります。この動きが二十八年八月のスト規制法制定につながるの

は当然の成り行きであります。そして、日本資本主義が基本権を剝奪した労働者を動員して、夢よもう一度と産業復興を図るには、何としても厳しい独占禁止法の力をそがなければなりません。こうして、労働基本権抑圧と歩調を合わせて進められたのが独占禁止法の改悪であります。すなわち、二十四

年五月、早くも株式保有規制の緩和などを内容とする第一次独占禁止法改悪が行われ、次いで二十八年には合理化カルテル、不況カルテルを認め、不当な事業能力格差を排除する規定を削除し、株式所有、企業合併、役員兼任などの制限を大幅に緩和する第二次独占禁止法改悪が行われました。わが国の独占禁止法はまさに百八十度の転換を遂げたのであります。独占禁止法がこのような後退を余儀なくされた背景に、独占禁止法及び公正取引委員会に対する財界、産業界の反感と攻撃があり、勧告操短カルテルや適用除外カルテルを積極的に指導して、独占禁止法に穴あけを図る政府の産業行政の圧力などがあつたことは申すまでもありません。これらの事情は、公正取引委員会の職員に対して、ある産業

人が、「いまは黙つて服従するが、やがて占領が終わるときこそ、本当にわれわれが物を言うときだ」と語つたエピソードがあります。また、ある産業官庁が、「もし公取委が操短を認めないなら、恐慌が起つたときの責任は公取委にあるぞ」と警告して、公取委の勧告操短否認の姿勢を挫折させた挿話もあります。その後も、不成立に終わったとはいえ、カルテル規制や合併制限の大幅緩和をねらう独占禁止法改正が企図されたのは、すべて産官一体となつての独占禁止法攻撃のあらわれにはかなりません。

このように、本来独占禁止法の違反となるべき行為を行政指導という外皮でカムフラージュして今日までまいったのが産業政策の突進であり、その後は、多くの独占禁止法適用除外領域を設定、拡大するのと同時に、今回の改正に当たつても、企業の活力を失わせるような改正には賛成できないとして、終始独占禁止法強化に最も強硬に反対したのは通産省であると言われている。通産大臣は、原始独占禁止法以来独占禁止法に対してとつてきた産業政策を反省しておられるのかどうか。そして現代の日本経済が、自由経済の立場から見ても、まさに体制的危機に瀕しているとき、その危機から抜け出すためには独占禁止法の強化が不可欠のものであること、その独占禁止法の強化は、当然のことながら、産業政策を産業政策に近づけることではなくて、産業政策を産業政策に近づけることであることをしっかりと認識しておられるのかどうか、通産大臣に伺いたのであります。

次に、インフレと独占政策について質問いたします。現在は世界的なスタグフレーションの時代であることは御存じのとおりです。各国ともこれから脱出するための対策に苦悩しておるのが現状です。この対策として独占政策がいかなる役割りを果たすかについて政府の認識を確かめたいのであります。

この対策として、先進諸国はおおむね競争政策を抑制政策を対策の中心に据えておりますが、これだ

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

けでは今日のスタグフレーションを解決することはできないので、補完的に多面的な対策をとっております。その場合、各国とも独禁政策に大きなウエートを置いて、事実を見逃すことはできません。たとえば西ドイツは、一昨年、合併の事前規制、独占の推定、カルテルの状況証拠など、独禁法の大幅な改正強化を行いました。この措置は、「自由競争こそがスタグフレーションを回避し、西ドイツ国民のプラスになるのだ」という信念に基づいているのでありまして、事実、西ドイツの物価上昇率は先進諸国の中で最も低いのであります。

また、米国においては、昨年十月、フォード大統領が新経済政策の中で、「産業界に競争機能を回復させ、インフレ抑制に役立つ」という一項目を盛り込み、十二月二十三日、罰則などを強化する独禁法改正案に署名したのであります。また、産業界の改革を求めるとして平均二〇％以上の価格引き下げが可能である」と指摘してありまして、連邦取引委員会は「自由競争、消費者擁護」という聖地奪回の使命に燃え立つ十字軍のように活躍している」と伝えておるのであります。

ところが、わが国においては、政府も財界も、独禁政策は本来物価対策とは無関係であり、独禁法改正に物価安定の機能を期待するのは誤りである、という考えに取りつかれておる。この点においては、独禁政策強化に物価引き下げの役割を期待する欧米諸国の為政者及びわが国民大衆の方が正しい物の見方をしておると思つておるのであります。総理大臣並びに経済企画庁長官にはいかにお考えであるか、お伺いをいたしたいのであります。

さらに、国際カルテル対策についてお伺いをいたします。独禁法は、国内企業が不当な国際カルテルの当事者となることを禁止しており、国内企業に対しては協定破棄を命じることがありますが、その命

令の効力は外国の企業には及ばないという欠陥があるものであります。

これについては、第一に、国際機関において、あるいは各国間の法的な取り決めによってコントロールすることが必要であると考えます。第二に、不当な国際カルテルの存在を探知する機能において現在の公正取引委員会はきわめて弱体であります。その原因は、公取委がOECD以外に海外駐在員を認められていないこと、及び他の行政官庁が海外及び国内の情報の提供について公取委に非協力であるという二点であります。早急に公取委自身の海外情報網の充実を図るとともに、行政官庁の公取委への協力を指示すべきだと考えますが、総理並びに外務大臣の見解を承りたいのであります。

次に、日本経済のひずみの集中的表現である企業集団の規制対策について質問いたします。

二十四年、二十八年と改悪されて原始独禁法の厳しさを失った独禁法から、まさに生まれるべくして生まれてきたのが日本経済の独占化、寡占化の進行であり、日本列島のカルテル化であります。敗戦後の経済民主化措置によって戦前の財閥は解体されました。ところが現在は、総合商社及び大銀行を中核とする企業集団が形成されておるのであります。特に三菱商事、三井物産、住友商事を中核とする旧財閥系三グループ及び芙蓉、第一勧銀、三和の各都市銀行グループの六六企業集団は、社長会メンバー百七十四社で八千五百の企業を傘下に押さえておられます。日本全体の資本金の四一％、総資産の三一％に支配力行使しておるのであります。戦前の三井、三菱、住友、安田の四大財閥が五百四十四社、資本金で二五％を支配していたのに比べれば、すでにかつての財閥の力をはるかにしのいでいると言わなければなりません。そして、その支配力は価格操作、不正取引、経営介入などによって日本経済に競争制限という大きなひずみを生じさせているのであります。しかも、その支配力の源は株式の持ち合い、

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六五号)(趣旨説明)

役員派遣及び系列融資にあるのでありますから、何よりも株式の持ち合いを規制することが必要なのであります。しかし、政府案には、株式保有の総量規制は盛り込まれておりますが、個別規制が削られておるのであります。総量規制では、企業集団内の株式持ち合いも大企業の支配的な株式保有も規制することは不可能であります。したがって、株式持ち合いの規制や個別規制をも総量規制とあわせて採用する必要があると考えますが、今後このような規制強化に取り組み決意がありますかどううか、総理に伺いたいのであります。

いま独禁法改正の政府案提出に至る今日までの経過を振り返ってみますと、公取委試案を出発点として総理府案案、そして政府案と、前進にあらずして後退、強化にあらずして骨抜ききの道程をたどってまいりました。しかし、幸にも衆議院において合意による幾つかの修正が行われたことは同慶の至りでありました。しかしながら、わが党初め野党の改正案が示しておりますように、まだまだ数々の問題点を残しておるのであります。

その主なるものを挙げますと、第一に、独占的状態の排除措置として会社の分割があります。寡占価格対策としては、構造規制が必要であるという独占禁止懇話会の意見が大勢を占めて、公取委試案では会社分割の規定が盛り込まれてきたことをよく考えてみるべきであります。そして、排除措置を商法の株主総会の特別決議との関係で自由にさせることのないようあらかじめ法律の整合を図るべきであります。また、排除措置をとるに当たつての主務大臣との協議は本来有害無益であります。さらに、経済力集中の防止措置として企業合併の規制を強化すべきであります。株式の持ち合いを規制する必要があるにさきにお尋ねをいたしました。

第二に、カルテル規制措置としては、原則禁止を前提とし、価格の不当な引き上げ、または維持に対する引き下げの措置をとるとともに、不当利得そのものを課徴金として徴収すべきであります。

第三に、寡占商品の価格引上げについては、原価などの届け出ないし公表の制度を設けるべきであります。

第四に、消費者保護措置として、再販売価格維持制度を廃止すること、だれでも公取委の告発を請求できること、損害賠償の請求をしやすくすることなどを実現すべきであります。

○議長(河野謙三君) 小柳君、時間が経過いたしました。簡単に願います。

○小柳勇君(続) アメリカの独禁法の強みは国民に対して開かれていることにあることを忘れてはならないのであります。以上を改正して、今後早急に検討する用意があるかどうかを総理にお尋ねいたします。

最後に、衆議院の修正点について、一点、総務長官にお尋ねをいたします。政府案の第四十条の二、すなわち、価格の同調的引き上げに関する報告徴収の規定が衆議院修正で削除されましたが、そうすると、現行法第四十条の二の規定と同じ権限によって削除された四十条の二の規定と同じ権限を行使することは可能でありますかどうか、確認のためにお尋ねをいたしまして私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(三木武夫君) 小柳君の御質問にお答えをいたします。

自民党の問題の取り扱いについて御懸念が表明されましたが、自民党という政党は、私は世界でも珍しいと思っております。(笑声)これはきわめて自由な政党である。自由な政党——何でも議論は自由であつて、そして外へ聞かしたくないというようなことでも全部こつ外へ出る。これほど自由な政党は世界にも珍しい。名前のごとく、自由民主党という名前のごとく自由な政党であります。しかし、議論がある程度終れば、小異を捨てて大同につく大政党の大きさを持つておる。大政党としての大きさを保持しておりますか

ら、小柳さんの御懸念のような御心配はないとい  
うことを御理解を願いたいのでございます。

また、次には、諸外国のスタグフレーションの  
中で独禁政策が大きなウエイトを持つておるとい  
うような御指摘がございました。やはりアメリカ  
とか西独とか、経済が発展していつておる国は、  
皆やっぱり独禁法の改正が行われて、そして競争  
政策を強化しているのです。やはりこれは一つ  
の世界的な要請だと思つておるのです。したがつて、そ  
ういう意味でこの自由競争というもののルールを  
確立するといふことがいかに自由経済の発展のた  
めに必要であるかといふことは世界的な要請だと  
考へるわけでございます。この問題がすぐに直接  
的に消費者に結びつくものではありませんけれど  
も、しかし、究極的には公正な価格が形成され  
るわけですから、独占的な価格が排除されるわけ  
で、自由な競争によつて公正な価格が形成される  
ことにおいては、究極において利益を受ける者は  
消費者である。これだけの私はこの独禁法は重大  
な關係を国民に持つておると思つてございま  
す。

国際カルテルの問題については、外務大臣から  
お答えをいたします。

また、銀行とか商社などの株式の個別規制もあ  
わせて行つたらどうか、株式の持ち合い規制も強  
化することが必要ではないかといふお話がござい  
ました。近年、大企業による他の会社の株式取  
得を通じて企業の系列化とか企業集団が形成され  
ることを防止すべきだと考へておるわけではござ  
いません。大企業及び金融機関の株式保有制限の強化はこのよ  
うな観点から必要であると思つて行つたわけでは  
ございません。株式の保有による事業の支配力の集中を避け  
るために、個別規制といふことも、小柳委員の言  
われるような一つの考へ方だと思つておるわけでは  
ございません。個別規制だけでは不十分なので、総量規制  
は、公取により立ち入つて点検することを避け  
て、全体としての経済の支配力の集中を防止しよ  
うといふ意味で総量規制を行つたわけではございま  
す。

して、個別規制をいませうといふ考へは持つて  
おりません。株の持ち合いについては、商法との  
関連もあるから、今後の研究課題にいたしたいと  
思つておるわけではございません。

それから、会社の営業の一部譲渡について主務  
大臣との協議に対して、削除すべきであるといふ  
ような御意見でありましたが、この企業の営業を  
一部譲渡するといふことは重大なことでありませ  
うから、これは余り公取だけの自由裁量にすること  
は私は賛成しない。やはりそれだけのことをする  
だけの要件はちゃんとしておかないと、最後には  
公取の判断にゆだねるんですから、その判断に至  
るまでの間の要件を厳しくいたしておくと、当然  
でございます。それで、主務大臣との間には、こ  
れは産業構造、産業政策と関連を持つてございま  
すから、十分な調整を行うことが必要であつて、  
協議をすることは必要である。しかし、最終  
的な判断は公取にゆだねるわけでありまして、そ  
の要件の中の一つに主務大臣との協議を入れるこ  
とは当然であると思つておるわけではございま  
す。

また、合併の問題については、現行法の第十五  
条、合併の制限という規制がございまして、そ  
の規制の適正な運用によつてこれは措置、対処す  
べきものだと思つておるわけではございません。

カルテル規制の強化で、価格の引き下げ命令あ  
るいは課徴金の強化といふ問題がございまして  
が、私は公取が価格形成に深く介入することに反  
対なんです。価格を幾らに決めるかといふこと  
は市場が決めるのが自由経済ですから、それが公  
取が入つてきて価格の介入を——公権力が決める  
という考へ方には賛成しない。そういうので、今  
も価格の引き下げ命令などはこれは採用しな  
かつたわけではございません。課徴金については、衆  
議院の段階においては修正で強化されたので、さら  
に強化されることはいまは考へておりません。  
それから、その他のいろいろと細かい点がござ  
いました。主務大臣からお答えした方が適当  
と思つておるので、私に対する質問は以上でお答え

といたします。(拍手)

〔国務大臣植木光教君登壇〕

○国務大臣(植木光教君) お答え申し上げます。  
まず、第四十条の解釈についてでございます。す  
れども、一次的には独占禁止法の運用に当たる公  
正取引委員会がこれを判断することは当然でござ  
います。しかしながら、政府といたしましては、  
今回の独占禁止法改正法案の作成に当たりまして  
は、この四十条の調査権についての一定の理解の  
もとに作業を進める必要がありましたので、一般  
的に行政庁の権限行使のあり方を考へながら、公  
正取引委員会の従来の運用の考へ方を勘案いた  
しまして、四十条についての一定の理解を持つた  
に至つたものでございます。そこで、政府の四十条  
についての理解でございますが、現行四十条の権  
限は、公正取引委員会の職務を行うために必要が  
あるときに行使されるものでありまして、「職務  
を行うため」とは、独占禁止法の規定の具体的運  
用に関する職務を言うものと解されるということ  
でございますが、必要性につきましても、四十条  
の調査権が任意の調査と異なり、罰則により担  
保された強制的調査権限であるといふことを考慮  
しつつ、一次的には公正取引委員会がケース・バ  
イ・ケースに慎重に判断すべきものと考へてお  
ります。

なお、四十条の二の規定は修正で削除されまし  
たが、これと全く同じ権限を現行四十条で行使で  
きることはないと思つておるわけではございま  
す。次に、再販価格維持制度の廃止問題でございま  
すけれども、公正取引委員会が対象品目の見直し  
を行つておることでもありますので、その運用を  
見守ることといたしたいと思つておるわけでは  
ございません。消費者問題についてはお触れになり  
ましたが、独占禁止政策については、専門的立場から公正に  
その運営を図ることが必要でございまして、独占禁  
止法は、このような観点から、各規定の適用につ  
いての判断を、独立性を持つ合議体としての公正  
取引委員会に集中することといたしておるわけでは  
ございません。

でございます。このような考へ方に対し、いろいろ  
立場からの意見があることは承知してございま  
す。公正取引委員会の地位、権限の全体に関連す  
る問題として慎重に検討すべきものとは考へませ  
んが、現在直ちにこれを改めなければならぬもの  
とは考へておりません。  
以上でございます。

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) これまでの産業政策の  
目標でありまして、これは国際競争力を強化する  
ために技術の革新、あるいはまた規模の利益等に  
よる合理化を目標として進めてまいりました。そ  
の結果、近代的な産業をわが国に築くことがで  
きたわけではございまして、雇用の拡大であるとか、国  
民所得の増大、こういうことが実現したわけ  
でございます。したがつて、私どもはこれまでの  
産業政策が間違つておるとは考へておりません。  
ただしかし、高度成長時代からこれからは安定成  
長の時代に移りますので、どうしても新しい自由  
主義経済のルールが必要でございまして、そのた  
めに今回の独占禁止法の改正という問題が起つ  
てきたわけではございまして。

この独占禁止法の改正問題に関連をいたしまし  
て通産省といたしまして最も留意をいたしました  
ことは、この改正によりまして産業界の活力が失  
われる、こういうことがあつては困りますので、  
こういう観点に立ちましても、通産省からいろいろ  
な意見を申し述べた次第でございまして。

しかし、紆余曲折がありまして最終の改正案が  
ここに上つたわけではございまして、私は、  
総合的に判断をいたしまして、現時点ではこの改  
正案が最も妥当である、かように考へておる次  
第でございまして。(拍手)

〔国務大臣福田勉君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田勉君) 小柳さんから、物価対  
策として独占禁止法を活用すべし、こういう御意  
見を交えての御質問でございまして、その御趣旨  
は私も賛成でございまして。



昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六五号)(趣旨説明)

七〇〇

ただ、御承知のように、独占禁止法は、自由にして公正な競争を通じて一般消費者の利益を確保する、こういうことでありますので、独占禁止法の物価政策に及ぼす影響、これは間接的でございます。ですから、直ちにこれが運用によって何物物価を下げるとか、そういうことは期待できない。ただ、間接的に期待いたしますので、長期的にはそういう機能が期待できますので、この独占禁止法の効果的運用をすべきだと思います。かように考えております。(拍手)

〔国務大臣(宮澤喜一)君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一)君 御指摘のように、国際カルテルに対処することは非常にむずかしいのでございますけれども、いろいろな努力がなされておられないわけでは必ずしもありませんので、一九四八年のハバナ憲章にこの問題が出ておりますのを初め、現在、OECDには制限的商慣行に関する専門委員会というものが設けられておりまして、事前通報制度であるとか、あるいは協議調停手続などもあるわけでございますけれども、実は、やはり余り活発に動いておりません。

国連におきまして、一九七三年から専門家の会合を開きまして、そして今年から、いわゆる多国籍企業委員会なるものを設置いたしましたわけでございます。今後会合を重ねて報告を出すことになっておるのでございますが、御指摘のように、具体的に対処するということが非常にむずかしいのは、一つは、やはり各国の独禁法の法制の違いがかなりあるということからきておるように承知をいたしております。

それからもう一つ、在外公館で国際カルテルの情報など入手いたしましたときには、遅滞なく公正取引委員会に伝達することになっておるのでございますけれども、小柳議員の御指摘ではそれが十分でないということでございます。よく注意をいたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) 中尾辰義君。

〔中尾辰義君登壇、拍手〕

○中尾辰義君 私、公明党を代表して、たまたま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正案について、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

独禁法は、二十二年の制定以来、二回の後退のための改正を見ましたが、今日ほど国民がこれに重大な関心を持ち、その改正強化が時代の要請として大きく叫ばれたことはないものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

御承知のように、一昨年の石油ショックとその後の狂乱物価の際、石油業界に代表されるようにやみカルテル行為が横行し、商社、大企業は物不足につけ込み、製品の大増値上げを行い、巨額の利益を上げ、国民生活は激しい物価高に追いやられたのであります。このような商社、大企業の目に余る行動への国民的発露が激しく爆発したことは、いまだ記憶に新しいところであります。その背景には大企業の寡占化、旧財閥、商社、銀行による産業支配など、自由主義経済の発展を阻害する幾つかの要因がわが国に醸成されつつあることが明らかになったのであります。

三木総理は、こうした国民の不満と要望にこたえて、独禁法の改正に取り組み、自由経済のもとにおける最も公正な経済ルールを確立することを最大の公約の一つとして約束されたのであります。ようやくにして、その改正案は衆議院での修正を経て参議院審議までたどりつけたことには、一応公約実現への三木総理の執念に対し、率直に評価することによぶさかではありませんが、しかし、会期末まであと余すところ一週間では、その成立が非常に心配な面もありますが、幸いに骨抜き法案と批判されました政府案も、衆議院での与野党一致の修正によりまして、十分とは言えないまでも、前向きに強化されたこと、さらに、成立を望む国民の期待にこたえるためにも、わが党は最優先して法案成立の促進を図ってまいりたい。

そこで、具体的質問に入る前に、総理に、自由主義経済体制の基本的な新しい秩序の確立を目的とするこの独占禁止法の改正案が、異例とも言える衆議院の全会一致の可決を得たことをいかに評価し、今国会において成立を図りたい決意があるのかどうか、その政治姿勢と政治責任を明らかにされることを求めるものであります。三木総理のお考えはどうか、まずお答えを願いたいのであります。

以下若干の問題について、総理並びに植木総務長官にただしておきたいのであります。

第一に、現行法ではやり得になつていて違法カルテルの排除措置として、わが党は、企業が違法な値上げをした場合、価格の原状回復命令、つまり値下げ命令の導入を強く主張したのであります。政府案ではこの点に全然触れず、むしろ、自由競争を守る独禁当局が価格に介入することに問題があるとの見解を示しておるのであります。

しかし、一般消費者から見ると、違法なカルテル行為で値上げをされた価格が、そのまま何ら法的制約もなく市場をまかり通つて手をつけることができなことは、何と云つても納得ができません。ことであり、こうした素朴な国民感情に対してどう説明ができるのか。また、アメリカや西独、イギリスなどの自由主義国では価格介入が行われていくと聞くが、実情はどうであるか。さらに、現行第七条を修正の結果、違法カルテル等の当該行為によって生じた影響を排除するために必要な措置を命ずることができるとなつたわけであり、これが、これは広く解釈をすれば値下げ命令まで含まれると思うがその点はどうか。

また、不法カルテルによって起こる一般消費者にもたらす値上げ等の不利益は、この法改正によつて具体的にどう是正されるか、明確なる答弁をいただきたいのであります。

なお関連いたしましたして、一昨年の石油ショックによる狂乱物価の際、買い占め売り惜しみによつて業界代表が国会の予算委員会等と呼ばれまして国民に約束した事項は数多くあるわけであり、

が、その後どのように約束は履行されたのか、河本通産大臣に何つておきたいのであります。

第二に、違法カルテルの課徴金や罰則規定についても一応前進をした形にはなつておりますが、課徴金の基準はカルテル実行期間中の売上高に對し修正案では、製造業は四割、小売業は二割、卸業は一割を掛けた二分の一を原則として、罰金は五百万円まで限度額を引き上げられておりますけれども、米国の場合は企業に對して百万ドル、約三億円、個人に對して十萬ドル、約三千万円以下であり、同時に損害に對して三倍まで賠償をさせられる。西ドイツは十萬マルク、約千二百万円以下の額、または超過利益の三倍まで科せられることになっており、これらと比較すれば、この程度の日本の課徴金、罰金などでは今後違法カルテル行為が横行すると懸念されるが、その点はどうか。

また、公取委員会の職員は三百七十六名であります。その中で実際に現場に携わる審査部はわずか七十人と聞いております。この程度では、事業団体に対する複雑な課徴金の計算及び徴収によつて公取機能を麻痺されると思わざるを得ません。そこで公取の機構の拡充、さらに定員の増員についてどうお考えになるか伺いたい。

第三に、同調的値上げの予防措置として、原価の公表は寡占企業のリーダーシップによる値上げが堂々と行われている現状に歯止めをかけるものとして、有効な手段として考えられていたものであります。しかるに、それを財界の圧力で国際競争力等の問題にすりかえてこれを削除されたが、同調的値上げの予防措置としてのこの原価の公表制度さえも認めないという理由は何か伺いたい。

さらに、同調的値上げが行われた場合、違反被疑事実があるか否かを問わず、現行第四十条の公取委員会の調査のための強制権限が発動できるのかどうか。

第四に、独占的状態の排除措置として会社分割



は見送り、営業の一部譲渡に厳しい条件をつけ、これらの規定を実質的に発動できないようにしておるのであります。審決の直前の協議は削除されたものの、独占の状態の認定に当たり、企業の規模の利益、経理の健全性、国際競争力を著しく損なうかどうか等について主務大臣と協議した上でなければ審判開始ができないのであります。

また、公取委の命令は株主総会の意思を拘束することができず、株主総会で公取委の命令を否決すれば営業の一部譲渡はしなくてもよいことになつており、率直に言つて、構造規制としての営業譲渡の規定は単なる訓示規定にすぎないと思われるのであります。どうか。

また、改正案第八条の四に規定された独占的狀態の排除のための措置は、その発動要件を厳しく制約したために、現行第七条の私的独占に対する排除措置の発動要件を制約することとならないか。この点は現行法の後退をもたらすことになるか否かの問題であり、明確な答弁を求めらるるものであります。

第五に、株式の保有制限措置についてであります。一般事業会社の株式保有の総量制限は今回の改正で初めて実現をされるわけであり、規制の内容がきつめてあつて、しかも、猶予期間が一律に十年間と長期間にわたつておるのであります。これでは総合商社、銀行を中核として現実に形成されつつある企業集団グループの市場支配力を効果的に規制できるかどうか、はなはだ疑問であります。その猶予期間を十年間としたのはなぜか、私は五年間で十分であると考へるが、どうか。

また、株式の保有制限が資本金の額、または総資産で規制されているいわゆる総量規制であるため、総量の枠内でも支配的な株式保有は可能であります。したがつて、株式保有の総量規制とあわせて競争関係にある株式の相互持ち合いを制限するのでなければ、旧財閥系企業グループによる株

式の相互持ち合いが依然可能であり、すでに形成されている。これらの企業グループの産業支配にメスが加えられないのではないか。

さらに、保険業を株式保有制限の対象から除外してありますが、その理由は、業務の主体が資産運用であるということであり、しかし、保険業界を全般的に見て、ほとんど大部分の会社が大量に株を保有しておるのであります。さらに、都市銀行を上回るといふのが実態と聞いており、しかも貸付金に至つては莫大な額に上つておるのであります。あくまでも実態に即して進めることが重要であり、規制の対象に入れるべきであると思ふがどうか、お伺いしたいのであります。

最後に、公取委員の構成について伺いたい。公正取引委員はかつて七名でありましたが、何ゆゑ五名になつたのか。現在は通産、外務、大蔵、法務、日銀の官僚出身者で占められておられますが、これを七名にしてアメリカの例にならつて一般民間人を入れるべきであると思ふがどうか、御見解を伺いたい。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)  
 ○國務大臣(三木武夫君) 中尾議員にお答えをいたします。

衆議院において全会一致で可決を見ましたことは、議会制民主主義が国民の要望を正しく受けとめたものとして、私は高く評価するものでござります。この国会で成立を強く期待するものでござります。ただ、審議日数が少ないことが、この重要法案の審議として懸念をいたしますが、どうか能率的な御審議を願ひまして、成立を期待するものでござります。これは、しかし、むしろ、中尾議員は責任はどうかということでございますが、皆さんの手にゆだねられておるわけですから、この法案は、どうか御審議を促進を願つて成立を期してもらいたいと思ふわけでございます。

また、違法カルテルの排除措置としての価格の原状回復命令に触れていないということでございます。また、価格の原状回復命令には、問題は大量に多いと。たとえば、カルテルの行為を破棄した後の価格には、その後の需給関係やコストの変化などは反映せざるを得ないので、日がたつて一日が経過した、日時が経過した以前に単純に戻せないという点があります。また、価格の形成に公権力の深く介入するということは、私は、やはり自由経済のルールを定めるというこの改正の趣旨からして好ましいものではないということを採用しなかつたわけでございます。

違法カルテルの課徴金や罰金が諸外国に比べて非常に低いというお話ですが、違法カルテルの対策としては、各国により制度がまちまちであります。今回の改正の一つのねらいは、課徴金をできるだけ上げて課徴金を取るうといつたのではないのです。予防的な措置といふことがこの一つの立法の大きなやっばりねらいで、そういうことのないように皆がやはり公正なルールを守つて、そうしてそういう罰則にかかるといふふうにしてもらいたいということでございます。私は、これは相応な、違法カルテルの発生に對しても、やはりそれを抑える効果を持つておると思へる次第でございます。

それから、公取の機構の、人員についてお話がございました。これは今後とも機構の整備、増員については努力をしていきたい。七人を五人にしたのは何かという一公取の委員を昭和二十七年に七人から五人にしたのはどういふ意味かということでございますが、これは講和後における行政簡素化の一環として行われたものであると聞いておるわけでございます。委員の任命については、今後公取委員会というものは非常に重要な意味を持つておりますから、今後とも各方面から人材を求めたいという立場で検討をいたしたいと思へております。

他の問題については、植木総務長官からお答えをいたすことにいたします。(拍手)

〔國務大臣植木光教君登壇 拍手〕

○國務大臣(植木光教君) まず、違法カルテルで値上げされた価格についてでございますが、現在の独占禁止法の考え方は、違法カルテルについては、これを破棄することにより相互の拘束を解くという点をカルテル排除の基本としておりまして、これにより事業者の自由な競争による価格が形成されることを期しているものであります。改正案はこの考え方を徹底いたしまして、競争による価格形成を促進しようとするものであります。

次に、アメリカや西ドイツ、イギリス等の国々との比較がございましたが、イギリス、西ドイツでは市場占拠率の高い企業による地位の乱用行為があつた場合に価格を規制することができるといふものがございます。また、アメリカでも、制度として新価格の設定を命じた例がございます。しかしながら、欧米においてこうした例があるからといって、わが国の独占禁止法に価格引き下げ命令を導入すべきものであるとは直ちに考へていないのでございます。

それから次に、第七条の修正案でございますが、政府改正案の趣旨を明確にしたものであります。これにより公正取引委員会は、たとえば価格カルテルの場合、その価格が市場の実勢からかけ離れたものであれば、カルテルによらない価格を決定するための交渉を行うことを命ずることができるとなつてまいります。しかし、この結果定まる価格を指示することまでは認められないと理解をいたしております。

次に、違法カルテルに対する対策といたしましては、今回の改正法案では、排除措置の徹底、課徴金制度の新設、罰則の強化など、格段の強化を図つておるところであります。これによりカルテルの発生が減少し、また、発生したカルテルの排除措置が徹底することが期待されますので、消費者の利益の増進に資するものと思へております。原価公表でございますが、原価は競争の最大の

要素であり、この秘密を公開させることはかえって競争を阻害する。また、国際的にもわが国のみが原価公表するのは問題が多い等、多くの問題がございますので、取り上げておりません。政府案によります同調的値上げに関する報告徴取等の規定は種々の問題があり、衆議院の修正により削除されましたが、政府としては、今後、企業が節度ある価格形成を行うことを期待するものでござい

ます。  
次に、第四十条についての理解でございますが、この点には先ほどもお答えをいたしました。が、四十条の調査権限が、任意の調査と異なり、罰則により担保された強制的調査権限であるという点を考慮しつつ、一次的には公正取引委員会がケース・バイ・ケースに慎重に判断すべきものと考えております。

次に、独占的狀態に対する措置は、国民経済に悪影響のない限りで、競争回復のために最後にとられる措置として位置づけられているものでござい

ます。このような性格から、独占的狀態の成立要件、措置命令の発動要件、配慮事項などにおいて、かなり複雑な内容を持つものとなり、手続も慎重さを要求されるようになっております。これらの要件、手続の構成は、独占的狀態に対する措置の性格から来るものでありまして、歯どめと呼ぶべき性格のものではないと理解をしておりますので、

関係についてお尋ねがございましたが、現行の独占法では他の企業を支配、または排除して競争を制限する私的独占に對しまして、行為の差止め、営業の一部譲渡を命ずる等の排除措置をとり得ることになっております。しかし、通常の事業活動によって独占的な状態が生じ、国民経済に弊害をもたらすようになりまして、現行独占法は、このような状態を排除して、競争を回復させるための措置をとることはできません。このような場合に、独占法を有効に機能させるためには、従来の私的独占に対する規制にとどまらず、競争の抑圧による弊害が現実が生じている独占的狀態に對し

まして、営業の一部の譲渡等の措置を命ずることにより競争を回復させる措置をとることができるようになるものでございます。独占的狀態に對する措置を新設することにより、現行三条及び七

条の運用が異なるものではございません。  
次に、株式保有の総量規制でございますが、保有株主の総量を基準として、経済支配力の過度の集中を防止しようとするものであります。急激な総量規制の導入の証券市場、中小企業への影響等を考慮いたしまして、所要の経過期間を置くこととしたものでございます。経過期間内においては、通常の基準額を超えて株式を保有している会社は、その株式保有の増加が抑制されること、及び経過期間の間に漸次通常の基準額に近づくことになりまして、本措置は有効に機能するものと

考えております。  
次に、株式の持ち合いでございますが、これが一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、現行法第十条により規制が可能でございます。しかし、持ち合い一般につきましては、将来の問題といたしまして、商法その他の関係法規も考えながら研究をさせていただきたいと存じます。

保険業を含む会社の問題でございますが、企業との間に預金、為替取引を通ずる密接な関係を持つことがなく、また、融資的にもスポット的な長期資金提供の域を出ず、いわゆる資金限界供給社会的な性格を持つております。したがって、他の会社支配及び経済力の集中という事態は起こりにくいものであると考へます。また、保険会社は、機関投資家として、資産運用としての株式の売買を行つておりまして、このような観点から、二十八

年の改正前においても、他の金融会社とは別されて一〇%とされておりましたので、今回も一〇%の制限のままとしたものでございます。  
〔國務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕  
○國務大臣(河本敏夫君) 先般の物価上昇に際しまして、企業の代表者が国会でいろいろ約束をしたわけでございますが、幸いにその後、物資の需給関係も大幅に緩和をいたしまして、同時に価格も安定的に推移をいたしておりますので、大部分の約束は実現できたものと考えておりますが、政府といたしまして、今後十分その動向に注意を

してまいりたいと存じます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に關し、総理並びに關係閣僚に質問をいたします。

わが党は、独占法の改正に当たり、経済民主主義の立場から、大企業の横暴を抑えて国民生活を守り、日本経済の民主的發展を目指す独自の抜本的な改正案を発表し、国会に提出してまいりました。同時に、わが党は、事実上経団連見解を取り入れた政府案には反対する態度を明確にし、これを厳しく批判するとともに、国会の審議を通じても問題点を具体的に糾明してきたのであります。この基本的立場を貫きながら、わが党は、現行法より大企業に對する規制をさらに厳しくすること、改悪部分を取り除くことなど、国民の立場に立つて奮闘してまいりました。

今回、本院に提案された独占法は、当初の原案と異なり、カルテル行為の影響排除命令が挿入され、また、公正取引委員会の権限を縮小する改悪部分を取り除くなど、政府原案より前進したことが明らかであり、よつて、わが党はこれに賛成したのであります。

言うまでもなく、独占法改正は、石油危機、狂

乱物価に苦しめられてきた国民が、その苦々しい経験を通過して強く求めてきたところであり、そのことは総理もよく御承知のことです。今国会における審議の日程は余すところわずかであり、この責任が、法案提出をおくらせた政府にあることは言うまでもありません。今国会において必ずその成立を図ることは、国民の強い要望にこたえる上からも、五党一致で賛成している法案である点からも、当然のことです。ところが、自由民主党などの一部には、いままお本改正案の成立に根強く反対する意見が存在する旨報せられております。

私は、まず第一に、三木首相に対し、総理として、また自由民主党の総裁として、独禁法改正に対する見解を求めるとともに、今国会において責任を持って本改正案を成立させる決意が、おありかどうかお尋ねいたします。あわせて、関係閣僚に対しても明確な答弁を求めるとあります。

第二に、私は、修正され本院に提案されている独禁法の運用上の問題についてお尋ねいたします。

その一は、公正取引委員会の機構の民主的強化の問題であります。公正取引委員会委員は、従来官僚出身者が起用されてまいりましたが、わが党はかねてから、真に国民に開かれた委員会にするため、日本学術会議、消費者、労働者、中小業者、農民の諸団体が推薦する者を委員に加えることを主張してまいりました。公正取引委員会を民

主的に強化し、その権限を強めてほしいというの国民の強い要求であります。総理も衆議院において、今後改善する旨述べておられますが、公正取引委員の選任をどのような方針で実行されるのかお尋ねいたします。もしその構成を、衆議院で修正された本旨に従って強化するのでなければ、独禁法の実行を十分期待することはできません。このことは、今後の公正取引委員会の活動にとつてきわめて重要な問題であり、端的に明快な答弁を求めるとあります。

あわせて、公正取引委員会の機構を強化拡充することも必要であります。いま公正取引委員会の臨時総会決議によると、事務量の増大のため、職員は不足しており、昨年二月の事務局職員組合職員の過半数が労働過重による疲労と業務の停滞を訴えております。このことが公正取引委員会の機能を發揮させることを妨げてきたことは、衆議院の審議を通じて明らかにされております。政府は、いまこそ勇断をもって、その機能が十分發揮されるよう定員的大幅増加を実施すべきであります。もしそうでなければ、総理の独禁法改正も言行不一致のそりを免れないでまいらう。

総理並びに関係閣僚の答弁を求めるとあります。その二は、公正取引委員会の調査権についてであります。独禁法四十条により公正取引委員会は強制調査権を持っており、わが党は、国民の要求を実現するため、その調査権限の強化を主張して

まいりました。公正取引委員会は、すでに同条項に基づいて、バター、合成洗剤などの管理価格調査を初め、家電製品の二重価格、紙の価格形成、大豆、木材等の買い占め、売り惜しみの調査、また総合商社の実態調査など、多くの価格調査、事業調査を実施してまいりました。この公正取引委員会の調査権を拡大し、運用すべきことは、物価安定政策会議が繰り返し提言し、衆議院の審議においても強調されてきたところであります。そこで、私は、政府が今後公正取引委員会の調査権を狭め、圧迫するのではなく、どのように強化しようとしているのか、総理並びに関係閣僚の具体的な答弁を求めるとあります。

最後に、独禁法改正の重要な課題である巨大企業、独占企業集団、多国籍企業の系列支配並びに横暴な反社会的行為の規制についてお伺いいたします。

今日巨大企業、独占企業集団や多国籍企業は、歴代自民党政府の高度成長政策に支えられ、わが国経済のすみずみまで支配し、巨大な資本力に物を言わせて横暴な反社会的行為を繰り返して、国民をこの上なく苦しめ、国民経済を破壊し、中小企業に耐えがたい苦しみを与えております。総理はこのことをどう考えておられるのでございませうか。これら巨大企業等の横暴を規制して国民生活を守り、国民経済を民主化して中小企業の危機を打開することは当面の急務であるとともに、今後の独禁法改正の重要な課題であります。ところ

が、本改正案は、寡占業種における大企業の間調的値上げに対する原価の公表命令を削除し、また営業の一部譲渡命令での多段式の歯どめ、株式保有制限における十項目にわたる例外措置や長期の経過措置等、今日の経済の実態に照らしてきわめて不十分なものとなっております。

これに対してわが党は、巨大企業や独占企業集団の系列支配を規制するために、企業分割、株式保有制限、役員兼任の禁止はもとより、中小企業分野への不当な進出をやめさせ、系統的な経理の公開によって反社会的行為の民主的な規制等を盛り込み、国民の要求に全面的にこたえた画期的な改正案を提起してまいります。

政府は、本改正案の運用についてその基本的立場を明確にするともに、これら原価の系統的公開を初め、わが党の提案を将来の独禁法改正の重要な課題とし……

- 副議長(前田佳都男君) 須藤君、時間が超過しております。簡単に願います。
- 須藤五郎君(統) 独禁法をさらに発展させることが必要だと考えているかどうか……
- 副議長(前田佳都男君) 簡単に願います。
- 須藤五郎君(統) 総理並びに関係閣僚の答弁を求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(三木武夫君) 須藤議員も、小柳議員

でしたか、同じような自民党に対する懸念を表明されましたが、先ほども申したように、自民党は

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六五号)(趣旨説明)

七〇四

もう何らの制限なく自由に議論をする政党でございまして、しかし議論が終われば、小異を捨てて大同につく大政党としての大きさを持っておる政党でございますから、そなた他党のことに対しての御懸念は無用だと思ひます。

この改正案はぜひとも今国会で成立させたいと願っておるわけでございまして、参議院の皆さんの良識に期待をいたす次第でございまして。

公取委員会の委員の構成は、今後とも各方面から人材を求めるといふ立場から検討いたしてまいりたいと思ふ次第でございまして。

公取の人員不足、機能——人員不足という問題もお取り上げになつたと思ひますが、公取の機構、定員については従来とも充実してきておりますが、五十年年度でも、審査部の拡充を固つたわけでございます。今後とも機構の整備、人員の充実については努力をしまいたいと思つております。

公取委員会は、独禁法第四十条によつて種々の調査を実施しているが、この四十条をどのように運用、強化していくのかという重要な御質問でございます。これはお答えをしておきます。

政府の四十条に対する理解は、現行四十条の権限は、公正取引委員会の職務を行うために必要があるときに行使されるものであり、職務を行うためとは、独占禁止法の規定の具体的運用に関する職務を言うものと解されるということでございます。第四十条の二の規定は修正で削除されま

たが、これと全く同じ権限を現行四十条で行使できることはないと思つておる次第でございまして。

それから、今日の大企業の系列支配で中小企業の危機が加わつていふとお話ございましたが、須藤議員と日本の経済の実態について私は認識は違つたわけでございまして。しかし、中小企業というものが日本経済の中で安定した基盤を確立せなければ、日本経済の近代化というものは、これは完成しないんだと思ふ。きつめて重要な地位を占めておりますから、これは今回は自由競争の公正なルールを設けて自由経済に新しい活力を入れようとするものであります。この独禁法ばかりでなく、中小企業政策というものを今後とも充実してまいりたいと思つておる次第でございまして。

共産党の改正案については、わが自民党とは立場の相違がございまして、一つの意見としては承つておくことにいたします。あとは関係大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣植木光教君登壇 拍手〕

○国務大臣(植木光教君) 法案成立についての決意は、いかかであるかというお話でございます。これは総理が御答弁せられたとおりでございます。総理がほとんど御答弁になつておりまして、将来の展望等についての御質問についてお答えをいたしておきます。

政府といたしましては、今回の改正が自由経済に新しい活力を与え、国民経済の一層の発展に寄

与するものであることを期待いたしております。そのためには、独禁法の規定が適正に運用されることが必要であることは当然でございますが、それ以上に国民各層、とりわけ事業者に公正かつ自由な競争を尊重するといふ意識が徹底することが必要であると思つておられます。政府といたしましても、このような方向で努力を続けてまいり所存でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほど大企業についてのお話ございましたが、わが国は貿易立国をたてまゑといたしておりますので、どうしても激しい外国との貿易競争に打ち勝たなければならぬわけでございまして、そのためには、新しい商品の開発であるとか、新しい技術の開発と、こういうものを次から次へと打ち出していかねければならぬわけでございまして、そのためには大きな資本と技術力というものが必要でございます。そういう関係で、どうしても企業が大きくなるわけでございまして、この場合に必要なのは、公正にして自由な競争をあくまで確保するということが大仕事であります。特に海外に出でいきました場合には、一定のルールを守つていくということが必要であります。この第一の、公正にして自由な競争を確保するといふ意味におきまして、今回の独禁法の改正が生まれたわけでございまして、海外における行動基準につきましては、昨年来海外に出

ていっております企業が、一つの行動のルールをつくりまして、それを守つていこうと、こういうことで、昨年来行動をいたしておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣福田起夫君登壇 拍手〕

○国務大臣(福田起夫君) 独占禁止法の改正について熱意を持っておるか、こういうお尋ねでございますが、これはもちろん熱意を持っておりまして。

何とぞよろしく、速やかに本案の成立に協力されんことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 藤井恒男君。

〔藤井恒男君登壇 拍手〕

○藤井恒男君 私は、民社党を代表し、ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対し、若干の質問を行い、三木総理並びに関係大臣の所見をただしたいと思ひます。

その第一は、今後の産業、経済政策のあり方と、独占禁止法との関係についてであります。

申すまでもなく、自由主義経済体制には一つの大きなパラドックスがあります。すなわち、企業は競争相手より先にしようと努力し、このプロセスを通じて、すぐれた企業が生き残り、劣った企業が淘汰される。これはいわば資本主義経済の必然的傾向であります。しかし、同時に、その結果生じた寡占または独占は、競争の喪失とともにバイタリティを失い、幾多の弊害を生じているこ

とは明らかであります。同時に、強く指摘しておかなければならないことは、わが国経済が従来の高度経済成長から安定成長に移行するに伴い、これまでの企業による無秩序かつ無計画な行動は許されなくなっていることとあります。たとえば、設備投資一つをとっても、国全体の長期的見通しに立った計画的な設備投資が必要になることは明らかであります。このように見るならば、これまで、ともすれば、独禁政策と産業政策が相対立するかのごとく議論され、片方ではあたかも独禁政策が万能であるかのごとく、かつまた、片方では独禁行政を邪魔者扱いにし、産業政策万能のにとく振る舞う態度は、いずれも偏狭な間違つた態度であると言わなければなりません。

私は、独禁法によって自由競争の体制を維持する政策にはおのずから限界があることを厳しく認識し、それを国民的立場からの産業、経済政策によって補充することこそ、いま国民が最も政治に要請している課題であると確信するものであります。そこで、私は三木総理並びに通産大臣にお伺いしたいのであります。今後の新しい産業政策のビジョンとしていかなる方策を用意されようとしているのか。また、これまでの官僚中心の産業行政を改め、広く労働者、消費者代表が参加した行政、並びに、西独でも行われているような労働者の経営参加制度を実施する決意をお持ちになっているのかどうか。さらに、具体的には、現在の産業構造審議会を抜本的に改組して、広く国民代

表を参加させるおつもりがあるのかどうか、お伺いしたいのであります。

私は第二に、価格カルテル、寡占価格問題について質問を行いたいと思います。

すでに、衆議院においてもこれらの問題については相当の議論が行われておりますが、なお疑問点が残っているのであります。すなわち、政府改正案の課徴金の性格は、当初の公取試案に盛り込まれていた不当利得の徴収という性格がほとんどなくなつてしまつたこととあります。したがつて、公取試案の課徴金に比べ、今回の課徴金は著しく低いものになり、その抑止効果が本当にあるのかどうか疑わしいのであります。衆議院では、この点について、政府案の基準率千分の三十を修正し千分の四十に引き上げておりますが、なおこの点について修正の余地があると思つたのであります。三木総理並びに植木総務長官の御決意のほどをお伺いいたします。

次に私は、今回の衆議院段階における修正で非常に重要な問題を残していると思つた。それは、同調的値上げ対策が欠如していることとあります。いまさら申し上げるまでもなく、値上げカルテルは悪であり、全く同情の余地はありませぬ。しかし、少数の大企業しか存在しないがゆえに、カルテルを結ばなくても同調的値上げでカルテルと同じ効果を上つていく寡占企業に対しては、何ら罰則もなければ課徴金もなく野放しにしておくということは、全く法もとの平等という

大原則に反することと言わなければなりません。その証拠に、三社七〇%以上のいわゆる寡占業種は七十四業種ありますが、これらのほとんどの業種ではカルテルは行われていないのであります。

種ではカルテルは行われていないのであります。行ふ必要がない。それは、カルテルを結ばなくとも、カルテル以上に効果的な同調的値上げを行っているからであります。まさにこれら寡占企業に対する規制こそ、いま最も必要なことと言わなければなりません。三木総理のよく言われる、社会的公正の確保の見地からしても、この対策こそは不可欠のことと言わなければなりません。

そこで、三木総理並びに福田副総理にお伺いたしますが、もし寡占価格対策が現在の独禁法上からはなじまないと言われるのであります。ならば、独禁法とは切り離してでも、たとえば寡占価格規制法を制定し、必要に応じて値下げ勧告ができるような体制を確立すべきであると思つたのであります。政府の明確な御答弁をお願いいたします。

第四に、私は株式保有制限について質問します。わが国の経済は、戦前からの特徴として、企業集団の影響が際にとあらわれていることは申すまでもありません。特に最近はこの傾向がますます強くなっております。たとえば三菱、住友など六大企業集団は、総資産でわが国全体で二四・二%、資本金で二五%を占め、企業集団内の相互株式持ち合い比率も約一五%にまでなつているの

であります。この結果、わが国の株式所有状況を見ましても、個人の比率は年々低下し、法人所有、なかんずく銀行の比率が高まつているのであります。この状況は、資本主義の立場から見しても全く不健全な姿であると言わざるを得ません。この現状を改革することは緊急の課題であります。今回の政府案は、規制基準を超えて株式を保有している会社の数は、公取試案の四十九社から十五社に減少し、その保有株式額も九千二百十六億円から三千八百十三億円に減少しているの

であります。また、経過措置につきましても、五年が十年になつていくことは御承知のとおりであります。私は、この際、現在のこの激しい経済情勢の変化を考えますと、十年の経過措置は余りにも長過ぎるものであり、少なくとも五年程度にまで短縮すべきであると思つたのであります。植木総務長官の御答弁を求めます。

私は、本法の改正について数点の質問を行つてまいりましたが、最後に総理にお伺いしたいと思つた。実は、私はここが一番聞きたいことと聞いています。総理は本心から本法を衆議院で通すおつもりであるか否か。総理は、本法が総理就任の際の公約の第一号であり、かつまた、本法成立に強い願望を持つ国民世論を糊塗するため、とにかくにも衆議院を通過せしめ、後は参議院にほうり込んでおけば責任を免れると考へておられるように思つてならないのであります。な

昭和五十年六月二十七日 参議院會議録第十八号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六五号)(趣旨説明)

七〇六

ぜならば、衆議院の審議期間は五月八日の趣旨説明から六月二十四日の採決まで四十八日間、参議院は本日を含めて会期末まで八日間しかございません。この間に慎重審議して参議院を通せと言ふのなら、それは余りにも参議院を軽視することにならないか。(「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり)しかし、それはともかくとして、この短期間に審議して採決というためには、まさに自民党の積極的な審議促進以外に現在手はありません。先ほど小柳議員や須藤議員に対して総理は、皆さんにゆだねたのであるから、ひとつ慎重に審議してくださいということですが、この短期間にこの法案を通そうと思うのなら、まさにそれは自民党が審議促進する以外に手が無いわけですから、あなたは自民党総裁として、具体的にどのようにみずからの自民党に対して施策してやるのか、このことを率直に私はお伺いして質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 藤井議員にお答えをいたします。

高度経済成長から安定成長への移行に伴って新しい産業ビジョンを持たなければならぬではないかという、私もさように考えるわけでありませう。これからの新しい産業というものは、消費者である国民あるいはまた企業の周辺の住民、企業の中で働く労働者などの広い支持を受けなければ、これからの企業は私は発展をしないと思うわけでございます。したがって、消費者の保護とか、環境

の保全であるとか、労使関係とか、いままで以上に、産業政策については全面的に時代の変化に即応し、対応したような新しい方式が要るのだと私は思うわけでございます。政府の方としても、いろいろな審議会、政府の機関などを通じてこの問題は研究をいたしておる次第でございます。

それから課徴金の問題について、行政上の措置として実効が上がるものではないかというお話でございます。課徴金制度は、違法カルテルがたくさん起こり、累犯も多いという現状にかんがみて、禁止規定の実効性を確保するために、行政上の措置として違法カルテルによる経済上の利益を納付させる、やみカルテルではもうもうけさせないと、こういうことを目的とするものでありまして、行政処置であるために簡明なものとしたわけでございます。そういうことで、そうでないといふようなケース・バイ・ケースで異なるわけですから、余り複雑なものであつてはいけません。ということで、行政上の処置であるために簡明なものとしたわけでございます。衆議院での修正も全会一致のものでございますから、さらにこれを修正する考えは持つておらないということを明らかにいたします。

それから、同調値上げの問題と株式保有の問題は植木国務大臣からお答えをいたします。また、最後に、この法案を本気で通すつもりかという、いまださういう御質問は心外に思うわけでございます。この法案を政府が決定をして、

そうして衆議院で御審議を願ひ、参議院に送つてまいったわけでありませうから、ぜひとも成立を図りたいと願つておることは申すまでもないわけですが、審議日数も少ない、いま藤井議員からおしかりを受けたこと、おしかりごもつともだと思ひますが、そこは良識の府としての参議院の良識に期待をいたしまして、会期内に成立を期待しておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 質問は二つあつたわけでありませうが、一つは、産業政策と独禁政策との関係でございますが、これからは高度成長時代から安定成長時代に移つていくわけでございますが、こういう場合に、企業の競争制限行為あるいはまた市場支配力の乱用等、こういう好ましくない事態が発生する懸念もございませう。そういうことから今回の独禁法改正ということが起こつたわけでございますが、こういう事態を防止いたしたすためには、私は、ただこの独禁法という法律だけに依存するだけではなくして、買ひ占め防止法等既存の法律もございませうが、こういう法律の活用等を含めまして、幅広い観点から産業政策の展開が必要であると、かように考えておる次第でございます。

それから第二の御質問は、今後の産業政策の進め方の問題でございますが、現在通産省は、産業政策を進める際に、産業構造審議会にそのあり方を諮問をいたしております。そうしてその答申を

得まして、それを参考といたしまして今後の政策を決めておるわけでございますが、これからは産業構造審議会の委員の構成も、事情が大分変わつておりますので、労働者代表であるとか、地域の代表、それから消費者の代表、中立的な専門家、こういう方々に入つていただきまして、そうしてこういう方々の比重を高めて、国民の要望の動向等を的確に反映しながら、特定の分野に偏らない、バランスのとれた人選を行ひながら今後の産業政策というものをつくつていただきたいと、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 寡占価格規制法などを制定したらどうかという御提案でございますが、御指摘のように、これからの日本経済は、どうもいままでのような高度成長が許されません。そういう際におきましては、寡占化による弊害というものにつきましましては、注意をする必要があるだろう、かように考えます。

経済の運営に際しましては、寡占価格の動向を十分把握をいたしまして行政努力をしなければならぬと、こういうふうにご考慮をしております。そういう事態に対処しまして、この際、寡占価格規制法とも称すべきものをつくつたらどうかと、こういう御提言でございますが、まあ、いまのところは行政措置で対処し得ると、こういうふうにご考慮をしております。そういう建設的な御提案が必要となるかどうか、これは今後の推移を見て決めていきたい



いと、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣植木光教君登壇、拍手〕

○国務大臣(植木光教君) 課徴金につきましては、総理からお答えになりましたが、この算定方式を立案するに当たりましては、全産業のそれぞれの経常利益率を勘案し基準率を決めたものでございまして、また、課徴金は税法上損金に算入できないという事になっておりますので、相当の額になるわけでございまして、したがって、衆議院の修正による抑止力と相まちなしまして効果を發揮することができると考えるのでございます。したがって、修正を加える必要があるとは考えておりません。

同調的値上げの問題でございしますが、これは報告徴取等の規定を考えたのでございしますが、種々の問題がありまして、衆議院で修正され、削除となりました。政府といたしましては、今後、企業が節度ある価格形成を行うことを期待いたしております。

次に、株式保有制限の導入につきましては、証券市場でありますとか、中小企業への影響等を考慮いたしまして、所要の経過期間を置くこととしたものでございまして。経過期間内におきましては、通常の基準額を超えて株式を保有している会社は、その株式保有の増加が抑制されること、及び経過期間の間に漸次通常の基準額に近づくこととなりますので、本措置は有効に機能するものと考えている次第でございまして。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後三時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君  
副議長 前田佳都男君

議員	太田 淳夫君	矢原 秀男君
	野末 陳平君	喜屋武眞榮君
	下村 泰君	塩出 啓典君
	青島 幸男君	市川 房枝君
	宮田 輝君	内田 善利君
	峯山 昭範君	桑名 義治君
	三治 重信君	寺下 岩蔵君
	平井 卓志君	上林繁次郎君
	阿部 憲一君	三木 忠雄君
	藤原 房雄君	和田 春生君
	栗林 卓司君	吉田 実君
	中西 一郎君	黒柳 明君
	矢追 秀彦君	原田 立君
	藤井 恒男君	木島 則夫君
	山本茂一郎君	園田 清充君
	鈴木 一弘君	山田 徹一君
	宮崎 正義君	柏原 ヤス君
	中村 利次君	田淵 哲也君

山内 一郎君	久保田藤麿君
二宮 文造君	白木義一郎君
小平 芳平君	多田 省吾君
中尾 辰義君	中沢伊登子君
向井 長年君	最上 進君
望月 邦夫君	森下 泰君
梶木 又三君	藤川 一秋君
福岡日出麿君	鳩山威一郎君
秦野 章君	夏目 忠雄君
水野 巖雄君	林 道君
安孫子藤吉君	青井 政美君
有田 一寿君	井上 吉夫君
石破 二郎君	中村 登美君
藤井 丙午君	松垣徳太郎君
原 文兵衛君	中村 禎二君
高橋 邦雄君	細川 護熙君
寺本 広作君	林田悠紀夫君
佐藤 隆君	菅野 儀作君
石本 茂君	中山 太郎君
小林 国司君	宮崎 正雄君
柳田桃太郎君	内藤善三郎君
玉置 和郎君	高橋雄之助君
楠 正俊君	岩動 道行君
西村 尚治君	鍋島 直紹君
新谷寅三郎君	上原 正吉君
那 祐一君	青木 一男君
迫水 久常君	徳永 正利君
小川 半次君	八木 一郎君

丸茂 重貞君	堀見 俊二君
志村 愛子君	片山 正英君
柴立 芳文君	嶋崎 均君
棚辺 四郎君	中村 太郎君
戸塚 進也君	高橋 誉富君
坂野 重信君	斎藤榮三郎君
糸山英太郎君	岩男 頼一君
岩上 妙子君	遠藤 要君
大島 友治君	大鷹 淑子君
斎藤 十朗君	古賀雷四郎君
黒住 忠行君	川野辺 静君
金井 元彦君	今泉 正二君
土屋 義彦君	山崎 竜男君
上田 稔君	初村滝一郎君
長田 裕二君	久次米健太郎君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君
江藤 智君	藤田 正明君
大森 久司君	岡本 悟君
平泉 涉君	橘 直治君
町村 金五君	加藤 武徳君
安井 謙君	劍木 亨弘君
吉武 恵市君	増原 恵吉君
神田 博君	伊藤 五郎君
鹿島 俊雄君	大谷藤之助君
小笠 公昭君	亘 四郎君
橋本 繁蔵君	福岡 知之君
矢田部 理君	案納 勝君
久保 亘君	佐藤 信二君

内藤 功君	橋本 敦君	片山 甚市君	山中 郁子君	森下 昭司君	森中 守義君	竹田 四郎君	戸叶 武君	福井 勇君	木村 睦男君	森 勝治君	西ヶ久保重光君	野口 忠夫君	源田 実君	小野 明君	山崎 昇君	前川 且君	高田 浩運君	神沢 浄君	宮之原貞光君	片岡 勝治君	矢野 登君	小山 一平君	赤桐 操君	上塚 勝久君	秦 豊君	野田 哲君	龜井 久興君
寺田 熊雄君	安武 洋子君	目黒今朝次郎君	粕谷 照美君	近藤 忠孝君	志苦 裕君	戸田 菊雄君	田中寿美子君	羽生 三七君	温水 三郎君	植木 光教君	瀬谷 英行君	栗原 俊夫君	熊谷太三郎君	二木 謙吾君	村田 秀三君	竹田 現照君	増田 盛君	山崎 五郎君	鈴木美枝子君	田 英夫君	安田 隆明君	稲嶺 一郎君	大塚 喬君	浜本 万三君	岡田 広君	対馬 孝且君	青木 薪次君

運輸大臣	通商産業大臣	農林大臣	外務大臣	官	内閣総理大臣	野坂 参三君	春日 正一君	加瀬 完君	秋山 長造君	野々山一三君	星野 力君	須藤 五郎君	松永 忠二君	吉田忠三郎君	塚田 大願君	加藤 進君	杉山善太郎君	中村 波男君	沓脱タケ子君	小笠原貞子君	和田 静夫君	工藤 良平君	神谷信之助君	辻 一彦君	小谷 守君	小巻 敏雄君
木村 睦男君	河本 敏夫君	安倍晋太郎君	宮澤 喜一君	福田 赳夫君	三木 武夫君	上田耕一郎君	河田 賢治君	藤田 進君	中村 英男君	阿具根 登君	岩間 正男君	小柳 勇君	鶴園 哲夫君	安永 英雄君	渡辺 武君	沢田 政治君	川村 清一君	鈴木 力君	立木 洋君	松本 英一君	上田 哲君	小谷 守君	小巻 敏雄君	小谷 守君	小谷 守君	小巻 敏雄君

自治大臣	国務大臣	国務大臣	国務大臣	国務大臣	内閣法制局長官	内閣法制局第二部長	防衛庁防衛局長	外務省アジア局長	外務省アメリカ局長	外務省経済局次長	外務省条約局長	吉國 一郎君	味村 治君	丸山 昂君	高島 益郎君	山崎 敏夫君	野村 豊君	松永 信雄君	福田 一君	植木 光教君	坂田 道太君	吉國 一郎君	味村 治君	丸山 昂君	高島 益郎君	山崎 敏夫君	野村 豊君	松永 信雄君	福田 一君	植木 光教君	坂田 道太君
------	------	------	------	------	---------	-----------	---------	----------	-----------	----------	---------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------

議長の報告事項

一昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 辻 一彦君

大蔵委員 赤桐 操君

同 斎藤 十朗君

社会労働委員 中西 一郎君

決算委員 野末 陳平君

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 赤桐 操君

大蔵委員 辻 一彦君

同 斎藤 十朗君

社会労働委員 中西 一郎君

決算委員 下村 泰君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員 渡辺 武君

災害対策特別委員 塚田 大願君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員 小笠原貞子君

災害対策特別委員 春日 正一君

同日議長は、左の内閣提出案を決算委員会に付託した。

昭和四十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十八年度政府関係機関決算書

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

私立学校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

金屬鉱業等年金基金法案(川保健二郎君外十一名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

船舶料理工士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全通信労働組合関係)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案  
航空法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。  
自動車安全運転センター法案可決報告書  
同日左の質問主意書を内閣に転送した。

電業社の労使紛争に関する質問主意書(青木新次君提出)  
沖縄県南大高村の港湾整備に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

対潜哨戒機P3Cの導入に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員川村清一君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記  
参議院議員 川村清一君  
同日本院は、公書等調整委員会委員に上原達郎君及び若林清君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、土地鑑定委員会委員に有泉亨君、樺山俊夫君、楠田光男君、黒澤清君、嶋田久吉君、三澤勝君及び吉野公治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査委員長に勝田成治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に小倉武一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

船舶料理工士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件  
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律  
航空法の一部を改正する法律  
同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全通信労働組合関係)

昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 鍋島 直紹君  
外務委員 黒柳 明君  
同 星野 力君  
同 田淵 哲也君  
文教委員 中沢伊登子君  
社会労働委員 柏原 ヤス君  
同 沓脱タケ子君  
運輸委員 石破 二郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 石破 二郎君  
外務委員 柏原 ヤス君

同 杏脱タケ子君

同 中沢伊登子君

文教委員 田淵 哲也君

社会労働委員 黒柳 明君

同 星野 力君

運輸委員 鍋島 直紹君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 中沢伊登子君

公害対策及び環境保全特別委員 徳永 正利君

同 鶴園 哲夫君

交通安全対策特別委員 望月 邦夫君

物価等対策特別委員 柄谷 道一君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 柄谷 道一君

公害対策及び環境保全特別委員 青木 一男君

同 福岡 知之君

交通安全対策特別委員 中村 登美君

物価等対策特別委員 中沢伊登子君

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

大蔵委員会

理事 辻 一彦君 (辻一彦君の補欠)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案

私立学校法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

石油コンビナート等災害防止法案

地方行政委員会に付託

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

外務委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案

通信委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めめるの件

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案(文教委員

長提出)  
私立学校法等の一部を改正する法律案(文教委員長提出)  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

長提出)

私立学校法等の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案(橋本龍太郎君外二十三名提出)

同日衆議院から、左の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

学校教育法の一部を改正する法律案(藤波孝生君外四名提出)

私立学校法等の一部を改正する法律案(藤波孝生君外四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

鉄道敷設法の一部を改正する法律案可決報告書

水先法の一部を改正する法律案可決報告書

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

商品取引所法の一部を改正する法律案可決報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書

書

第十六号中正誤

へ少 段行 誤

五九 三 五 岸 昭和五十年沿度

五九 三 九 岸 昭和五十年沿度

六〇 一 六 採択 採決

定価 一部 一〇円

発行所 東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(大代)

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可